

令和3年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

調査結果報告書 概要版

株式会社野村総合研究所

2022年3月18日



令和3年度施行状況調査結果報告書（概要版） 目次

第1章 調査の概要

1. 調査の目的
2. 調査の方法
3. 調査対象・回答状況
4. 概要版の位置づけ
5. 分析結果についての留意点

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 調査結果サマリ

- （1）事務事業編
- （2）区域施策編

2. 事務事業に関する事項

- （1）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況
- （2）事務事業に係る温室効果ガス排出量
- （3）事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況
 - ①太陽光発電設備導入状況
 - ②その他再生可能エネルギー設備導入状況
 - ③再エネ由来電気メニューの契約状況
 - ④ZEB実現に向けた取組状況
 - ⑤一般公用車の次世代自動車導入状況
- （4）実行計画（事務事業編）の点検実施状況

令和3年度施行状況調査結果報告書（概要版） 目次

第2章 施行状況調査結果の概要

3. 区域施策に関する事項

- (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況
- (2) 実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標、再エネ導入目標）
- (3) 区域における脱炭素化に向けた取組状況
 - ①再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況
 - ②区域への脱炭素措置導入促進に係る取組状況
 - ③住民または企業への導入支援状況
 - ④地域住民の参画と協力を得るための取組
- (4) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況

4. その他地球温暖化対策に関する事項

- (1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況
- (2) 地域気候変動適応計画策定状況
- (3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容
- (4) ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

- 本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

- 本調査は、昨年度と同様、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）での調査を実施した。LAPSSによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。
- 実施期間
 - 2021年10月1日から2022年1月31日まで
- 配布方法
 - 環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excelファイル調査票等を配布した。市区町村及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を經由。
 - あわせて、調査事務局から各団体への調査開始通知も発出
- 回収方法
 - LAPSSにより回収した。LAPSSによる回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

3. 調査対象・回答状況

■ 調査対象

- 都道府県及び市区町村1,788団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,524団体の合計3,312団体を調査の対象とした。

■ 回答状況

- 今年度調査では、調査対象3,312団体のうち3,298団体（回答率99.6%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については全1,788団体から回答を得た。うち、LAPSSによる回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は20団体（電子メール：15団体、郵送：5団体）

	対象団体数	回答団体数	回答率
都道府県	47	47	100%
政令指定都市	20	20	100%
中核市	62	62	100%
施行時特例市	23	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	180	180	100%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	484	100%
人口1万人以上3万人未満の市町村	450	450	100%
人口1万人未満の市町村	522	522	100%
地方公共団体の組合	1,524	1,510	99.1%
計	3,312	3,298	99.6%

4. 概要版の位置づけ

- **報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和3年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。
- **報告書（本編）**では、「令和3年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理している。設問別の集計・分析結果詳細については報告書（本編）を参照されたい。

5. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和3年1月1日現在）を参照した。

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

4. その他地球温暖化対策に関する事項

地方公共団体実行計画制度の施行状況

■ 事務事業編

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市町村は88.8%、地方公共団体の組合は38.5%が策定。

■ 区域施策編

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定。策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は32.3%

令和3年10月1日現在の地方公共団体実行計画制度の施行状況

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	180	179	99.4%	120	66.7%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	473	97.7%	170	35.1%
人口1万人以上3万人未満の市町村	450	405	90.0%	69	15.3%
人口1万人未満の市町村	522	396	75.9%	66	12.6%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,453	88.8%	425	26.0%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,605	89.8%	577	32.3%
地方公共団体の組合	1,510	581	38.5%		
計	3,298	2,186	66.3%		

(1) 事務事業編

Plan

実行計画
策定状況

- ・ **実行計画（事務事業編）策定済団体数は2,186団体**（昨年度調査での2,166団体から20団体増加）。（p15）
- ・ 未策定・未改定団体における主な課題は“人員不足”、“専門知識不足”、“措置実施に係る予算不足”となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援が求められている。（p16）
- ・ 小規模団体や組合においては、担当者異動等により知見を有数する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。

Do

再エネ
導入状況
（設備導入、
再エネ由来電力
メニューの契約、
公用車の次世
代自動車化）

- ・ 公共施設における太陽光発電設備導入施設数割合は5.6%。太陽光発電設備導入に係る課題について、中核市以上の大規模団体においては、**施設管理者や住民からの理解、施設の建替・廃止予定、屋上の既存障害物等“事業実施段階”における課題**が、小規模団体においては**施設建替予定に加え、法令対応等“事業の検討段階”における課題**が確認される。（p18,22）
- ・ 公共施設における再生可能エネルギー設備容量は4,660MW（うち太陽光発電設備が557MW）。（p24）
- ・ 事務事業編策定団体において、計画内で**再生可能エネルギー導入目標（設備導入施設数、設備容量及び発電量等）を設定している団体は2.4%**に留まる。現時点では設定していないが、今後設定予定としている団体は15.8%。（p28）
- ・ **再エネ由来電力メニューを契約している公共施設を有する団体は260団体（全体の11.9%）**。再エネ由来電力メニューの契約に切り替えたことで、調達価格が上がった契約を有する団体は一部にとどまる。調達価格が上がる契約が少ない理由として、会計課から契約を認められないといったケースも想定される。（p29,32）
- ・ **一般公用車における「次世代自動車」導入割合は8.1%**。主な内訳として**ハイブリッド自動車（HV）が5.6%、電気自動車（EV）が1.2%、クリーンディーゼル車が0.5%**となっている。公用車EVの調達方法については、台数ベースで57.4%が購入、31.8%がリース契約の活用となっており、初期費用負担の大きいEV、FCVの導入に向けてはリース契約の活用が一定数確認される。また、次世代自動車導入に係る目標設定に至っている団体は全体の4.5%に留まっている。（p39~45）

Check/Act

実行計画
点検状況

- ・ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、**毎年一回以上の点検を実施している団体は63.2%。未点検団体も24.9%**確認される。（p48）
- ・ 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している。」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「財源が不足している」、「措置の効果の見積もりや評価が難しい」と続く。（p49）

(2) 区域施策編

Plan

実行計画
策定状況

- ・ 実行計画（区域施策編）策定済団体数は577団体。（p49）
- ・ 未策定・未改定団体における主な課題は“人員不足”、“地球温暖化対策に関する専門的知識不足”に加え、“計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しい”、“対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい”、“最新の技術情報や知見が不足している”、となっており、これらに係る支援ニーズも高い。（p50）
- ・ 計画策定済団体における、策定・改定過程における課題は「対策・施策の検討」、「対策・施策の削減効果の試算」、「削減目標の設定」が多く挙げられている。（p52）

Do

促進区域設定
区域への
再エネ導入促進
対策・施策

- ・ 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量目標を設定している団体は17.8%。（p55）
- ・ 区域施策編策定団体のうち、CO2排出量削減目標や再エネ導入量目標の設定や施策検討に自治体排出量カルテを活用している団体は149団体（区域施策編策定済団体の26.1%）。カルテ未活用団体における理由は、特に施行時特例市以上の大規模団体では団体独自で情報収集を行っているため、小規模団体では、カルテの存在および掲載内容を把握していないことが未活用の理由となっている。（p57）
- ・ 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域（促進区域）の設定が完了している団体と検討中の団体は、44団体（区域施策編策定済団体の7.7%）で、約6割の団体では促進区域の検討段階に至っていない。促進区域検討に向けた課題は、「地域の再エネ導入ポテンシャルがわからない」、「住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成が取れない」、「区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準がわからない」が多い。（p58~60）
- ・ 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組として、「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度」、「国民運動の推進」、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度」、「ゼロカーボンドライブの推進」が多く挙げられた。（p61~62）
- ・ 区域施策編策定済団体のうち、管内の住民又は企業に対するEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施団体割合は、EVで14.7%、FCVで12.4%、PHEVで8.9%。（p64）

Check/Act

実行計画
点検状況

- ・ 区域施策編を策定済みの団体における温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況について、施行時特例市以上の大規模団体では90%以上が毎年一回以上の点検を実施しているが、小規模団体（人口3万人未満）では20%未満に留まる。（p68）
- ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では「対策・施策の効果の見積りや評価が難しい」、人口10万人未満の小規模団体では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。（p69）

1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

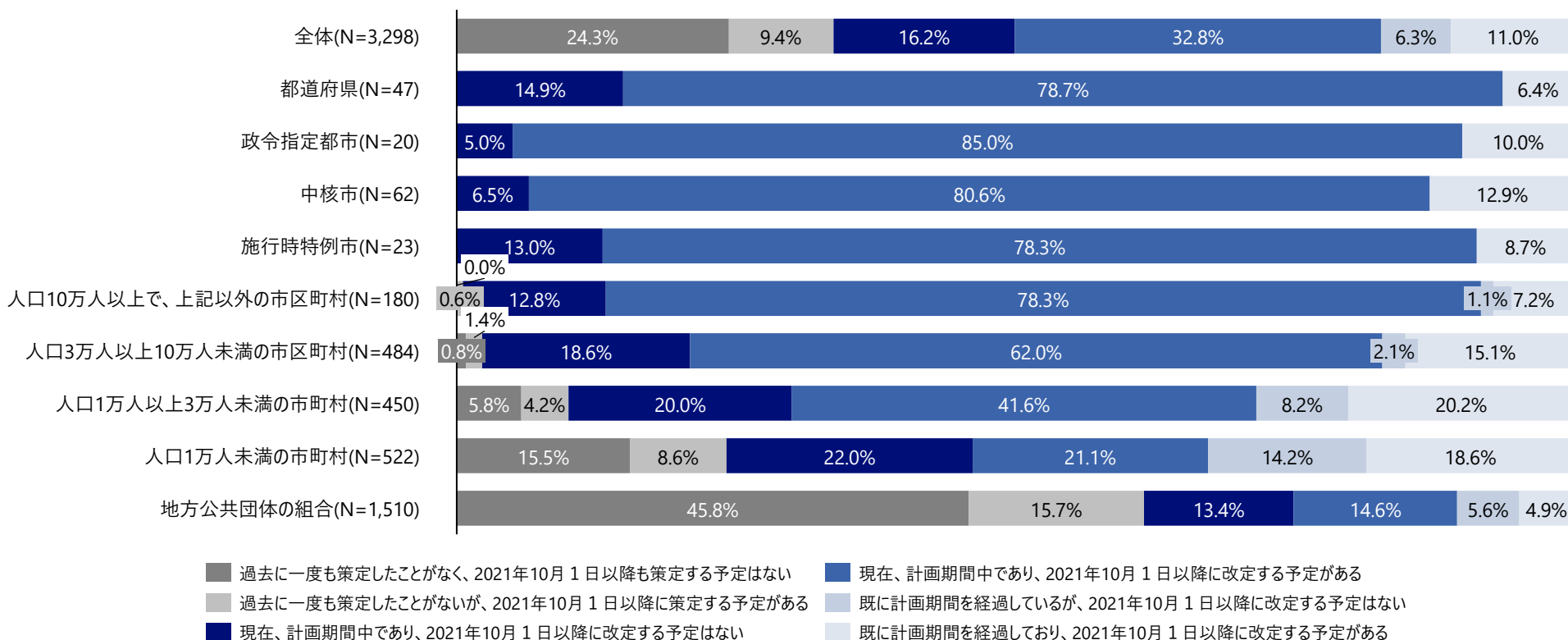
4. その他地球温暖化対策に関する事項

（１）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 【Q1-1(1)】

- 実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,166団体から2,186団体に増加。
- 実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1,616団体（回答団体全体の49.0%）。
- “未策定団体”は1,112団体（同33.7%）であり、うち309団体（同9.4%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。
- 計画期間を経過している“未改定団体”は570団体（同17.3%）であり、うち363団体（同11.0%）は“改定予定団体”。

令和3年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

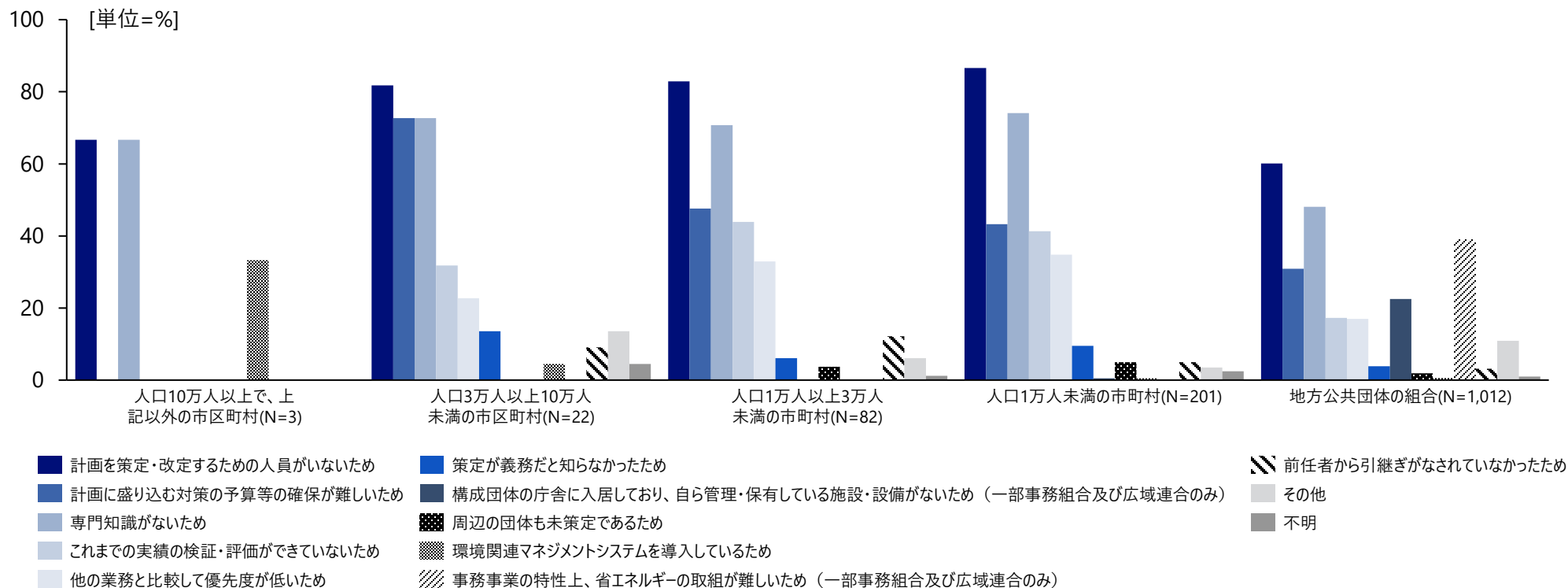


（１）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【Q1-1(3)】

- 未策定・未改定団体における主な課題は人員不足、専門知識不足、措置実施に係る予算不足となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援が求められている。
- 小規模団体や組合においては、担当者異動等により知見を有数する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【団体区分別】

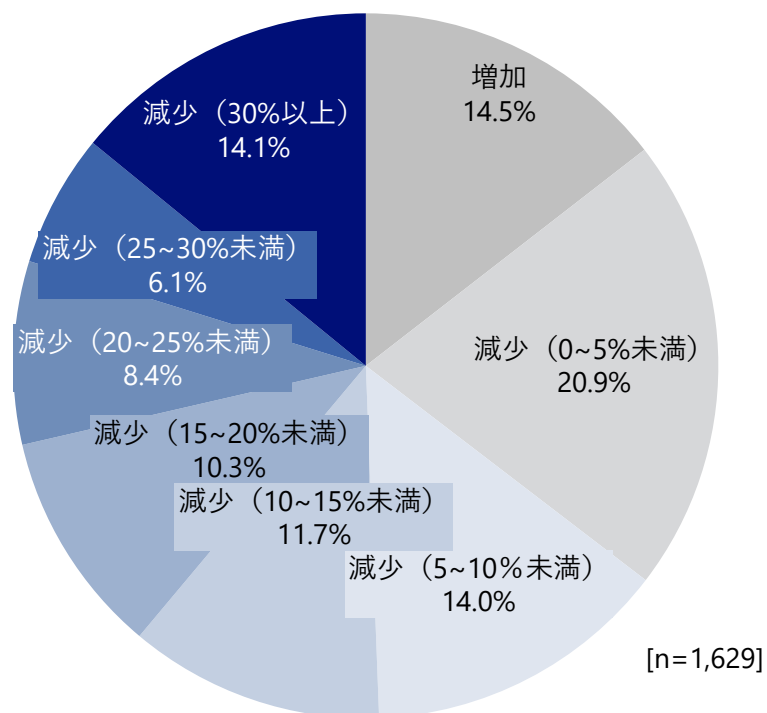


（２）事務事業に係る温室効果ガス排出量

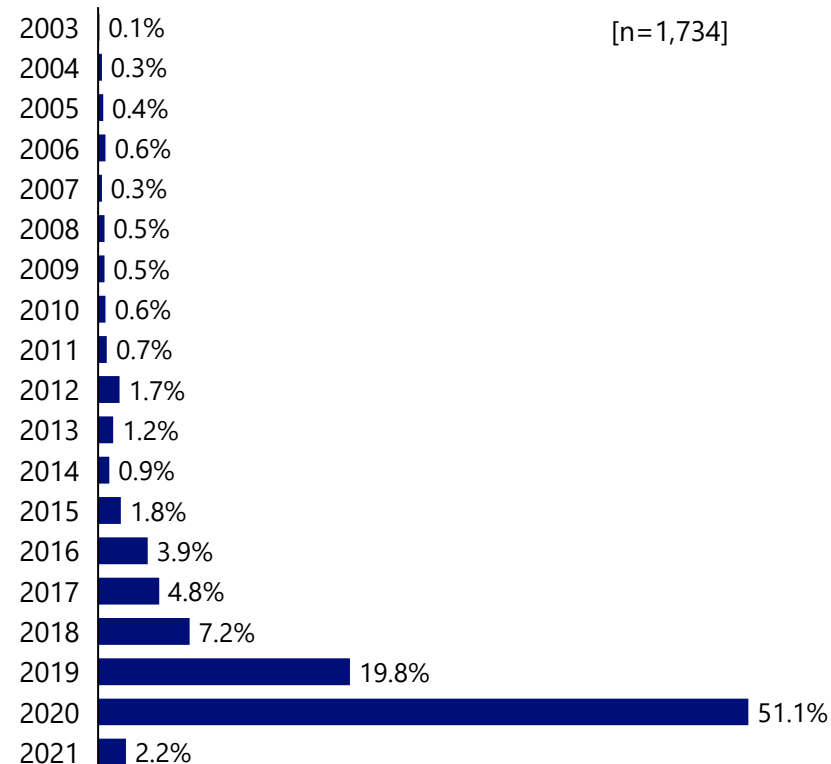
事務事業に係る温室効果ガス排出量【Q1-2(1)】

- 直近の点検年度排出量の基準年度比について、14.1%は「30%以上減少」と確認される。一方基準年度比で増加している団体も14.5%確認される。

直近の点検年度排出量の基準年度比



事務事業編点検実施団体における直近の点検実施年度



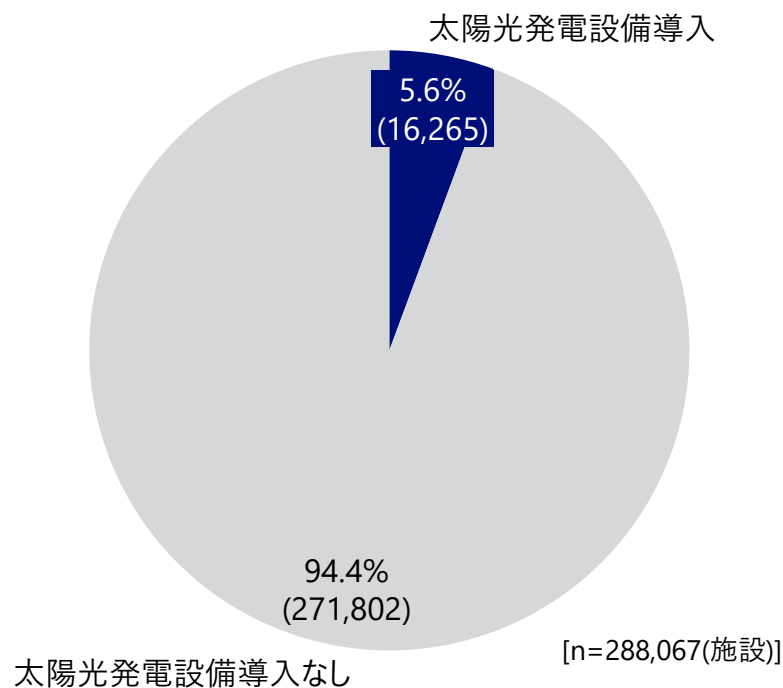
（３）事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ①太陽光発電設備導入状況

公共施設*における太陽光発電設備導入状況 【Q1-4(2)、Q1-8】

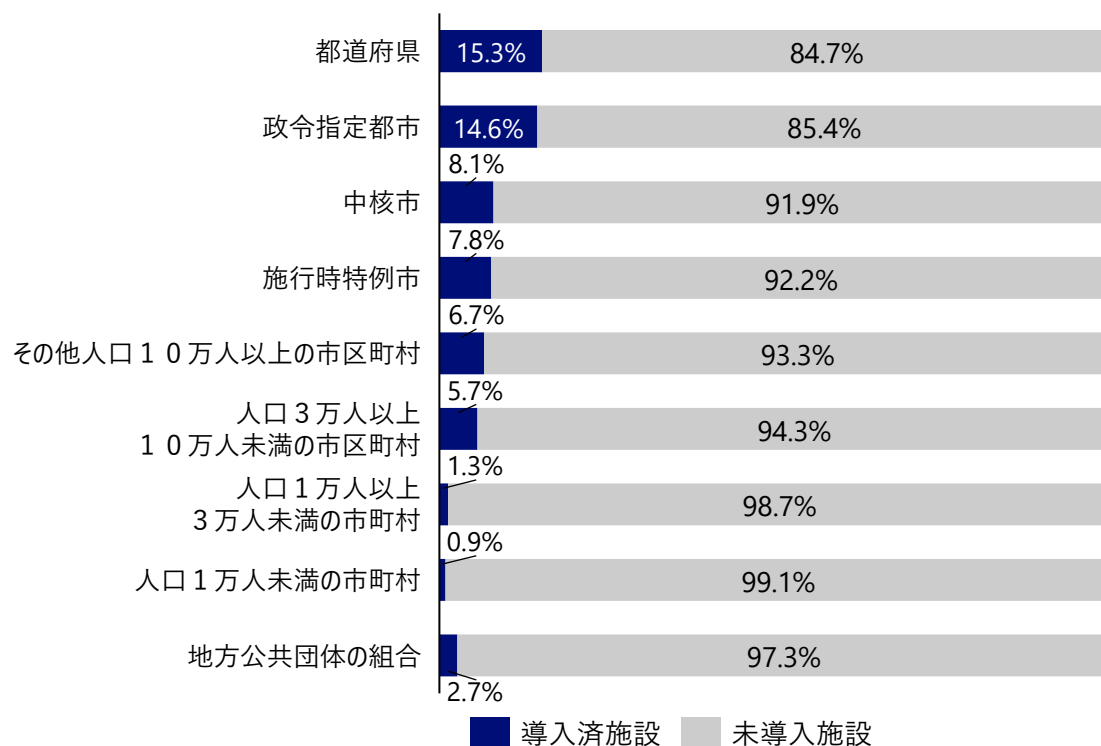
■ 公共施設における太陽光発電設備導入割合は5.6%（16,265施設/288,067施設）

- 団体区分別にみると、都道府県、政令指定都市では管理施設数の15%程度で太陽光発電設備の導入が進んでいる。

公共施設における太陽光発電設備導入状況



公共施設における太陽光発電設備導入状況【団体区分別】



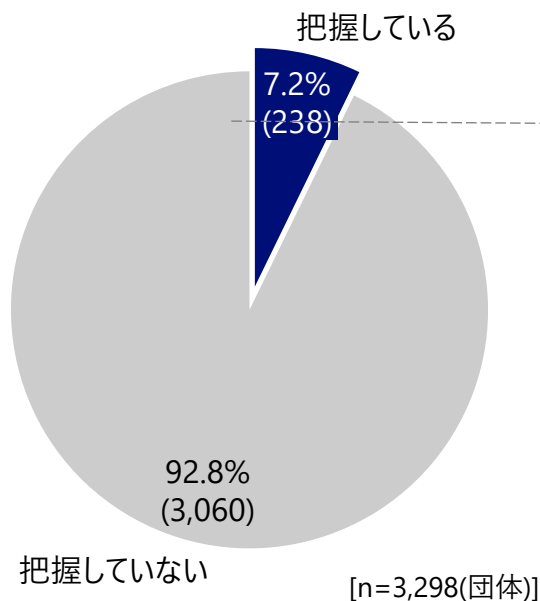
*実行計画（事務事業編）の対象施設。施設のみを対象とし、設備等（街路灯・信号機等、自動車、船舶、飛行機・ヘリコプターは除く）

太陽光発電設備が設置可能な公共施設【Q1-8】

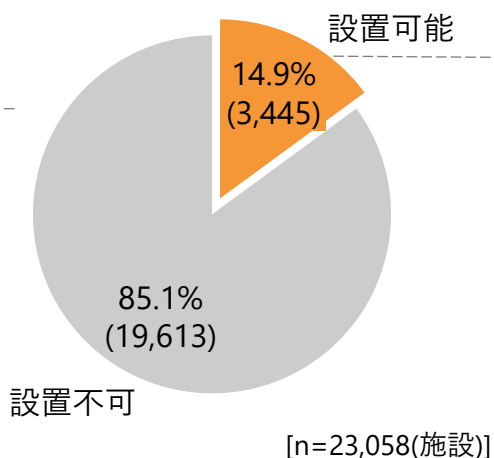
■ 実行計画の対象としている公共施設の中で、“太陽光発電設備の設置が可能な施設*”を把握していると回答のあった団体**は238団体（全回答団体数の7.2%）に留まる。

- 上記238団体において、実行計画の対象としている公共施設の中で、“太陽光発電設備の設置が可能な施設”の割合は14.9%（3,445施設/23,058施設）。

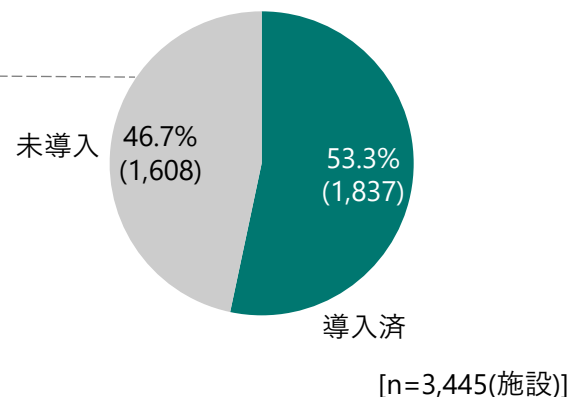
“太陽光発電設備設置可能施設”
把握団体割合



“太陽光発電設備設置可能施設”割合



“太陽光発電設備設置可能施設”における
設備導入割合



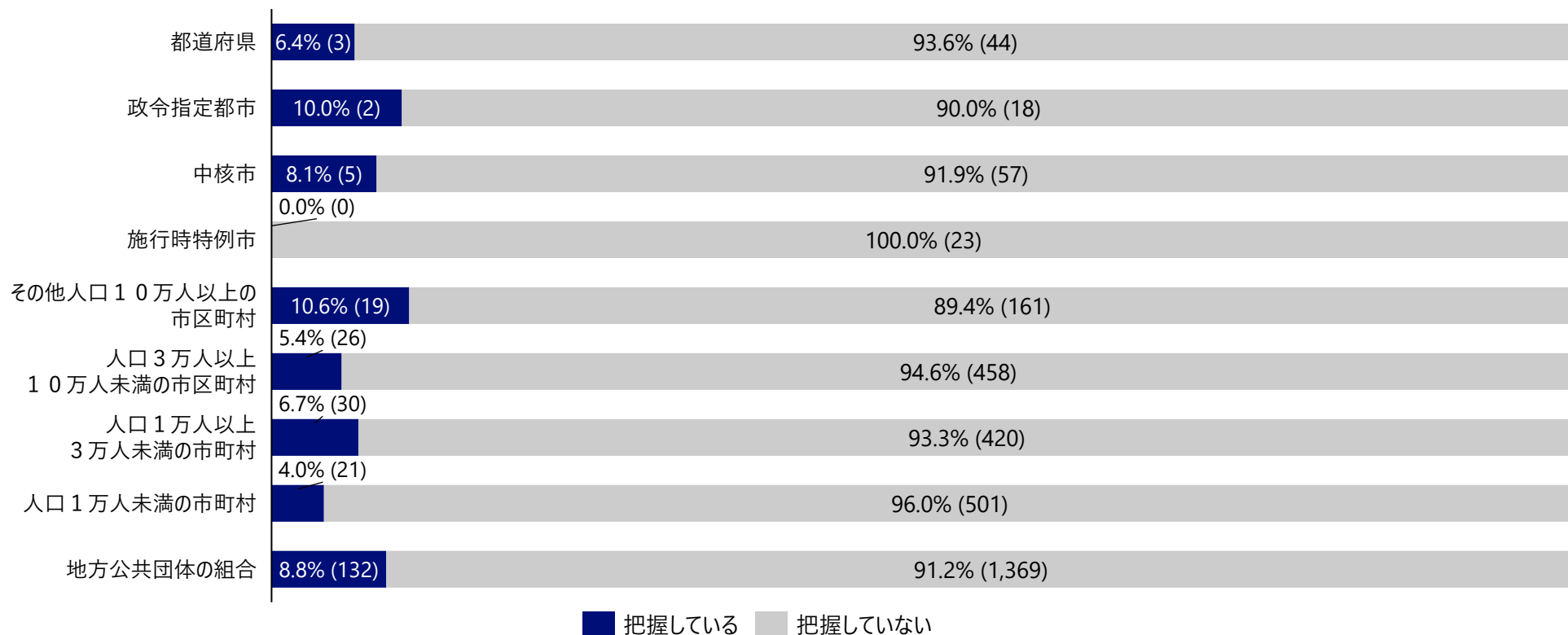
*対象施設のうち、建築基準関係規定に適合し、屋根や屋上に太陽光発電設備の設置が可能となっている施設

**Q1-8(1)にて「太陽光発電設備の設置が可能となっている施設数」の回答があった団体

太陽光発電設備が設置可能な公共施設【Q1-8】

- 実行計画の対象としている公共施設の中で、“太陽光発電設備の設置が可能な施設”を把握している団体について区分別にみると、人口10万人以上の市区町村では10%ほどの団体が把握しており、組合でも8.8%が把握。

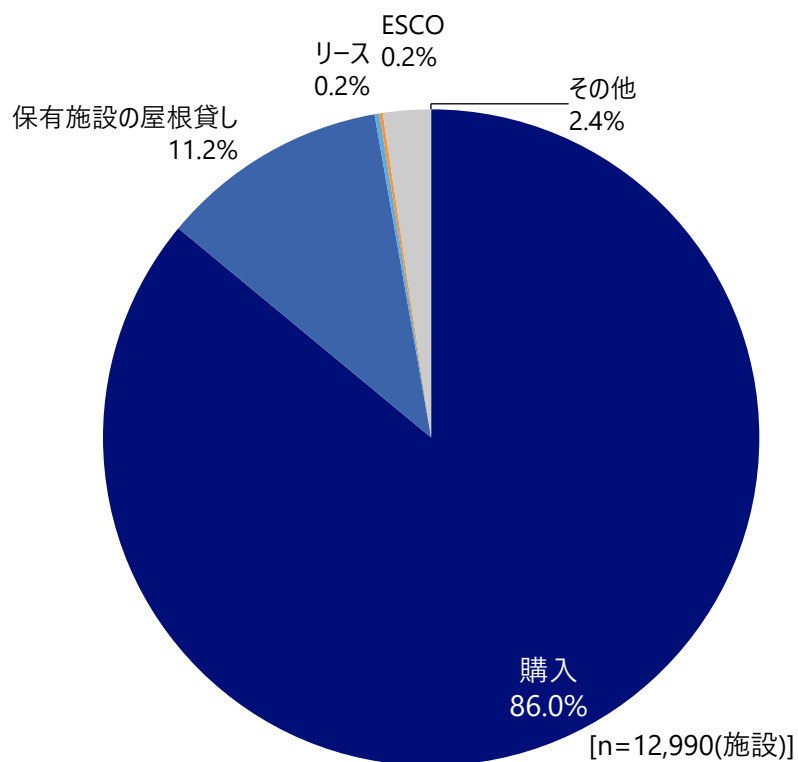
“太陽光発電設備設置可能施設”把握団体割合【団体区分別】



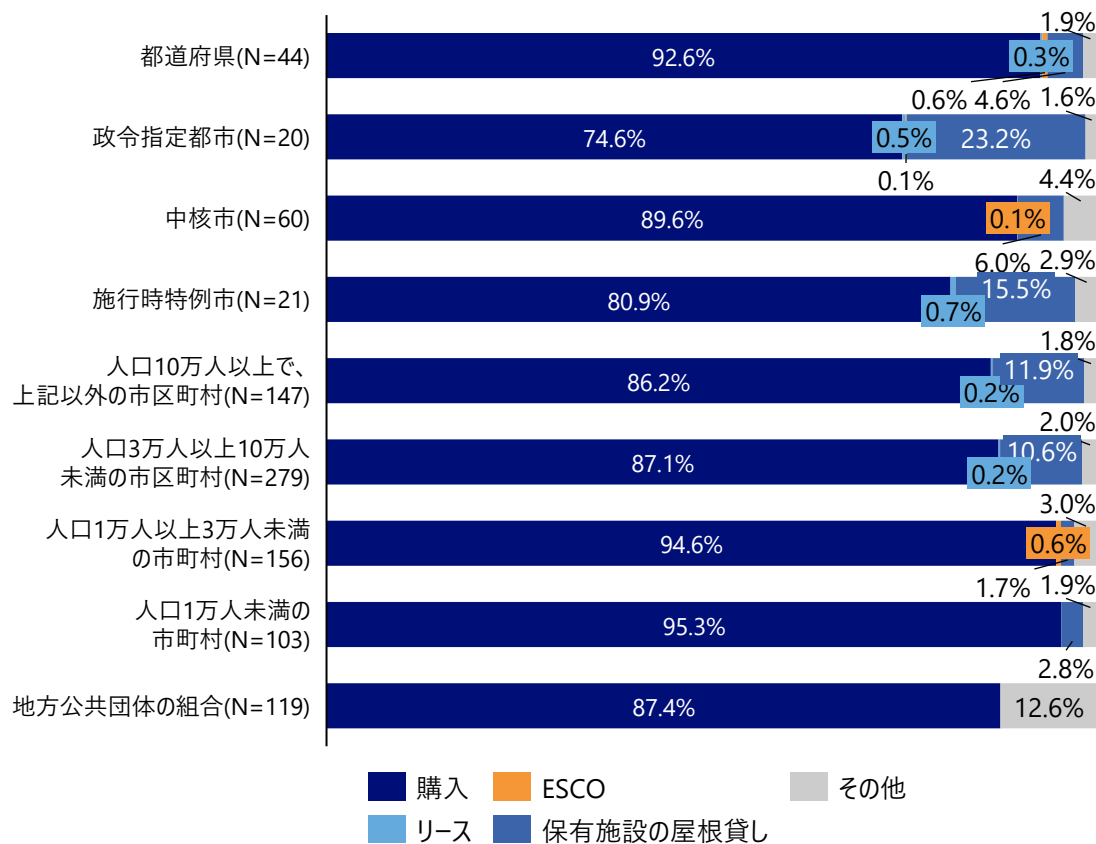
公共施設における太陽光発電設備導入に係る調達方法 【Q1-4(2)③】

- 太陽光発電設備が導入されている公共施設のうち86.0%は購入によるものであるが、保有施設の屋根貸しによる設備導入施設も11.2%確認されている。

太陽光発電設備導入に係る調達方法



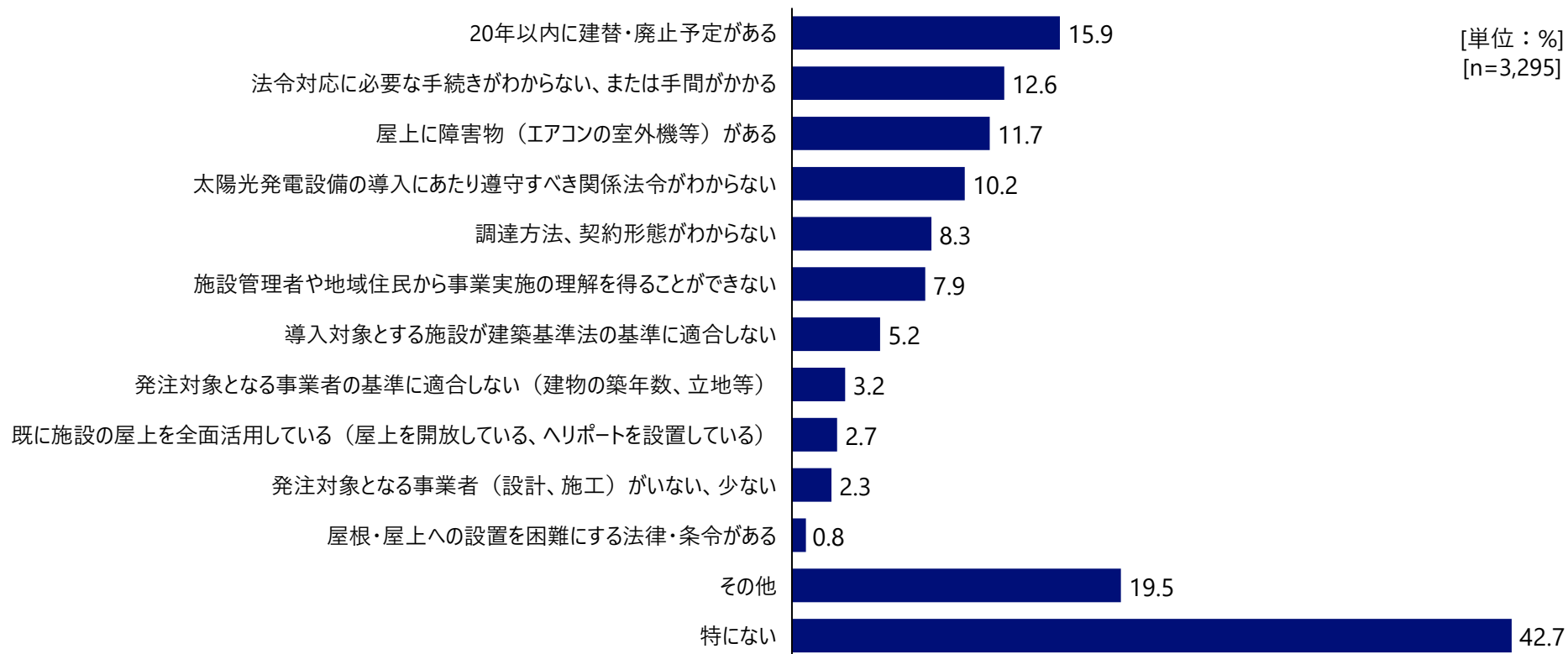
太陽光発電設備導入に係る調達方法 【団体区分別】



公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題【Q1-8(3)】

- 公共施設における太陽光発電設備の導入に係る課題において最も多く挙げられているのが「20年以内に建替・廃止予定がある」（15.9%）であり、「法令対応に必要な手続きがわからない、または手間がかかる」（12.6%）、「屋上に障害物（エアコンの室外機等）がある」（11.7%）、「太陽光発電設備の導入にあたり遵守すべき関係法令がわからない」（10.2%）と続く。

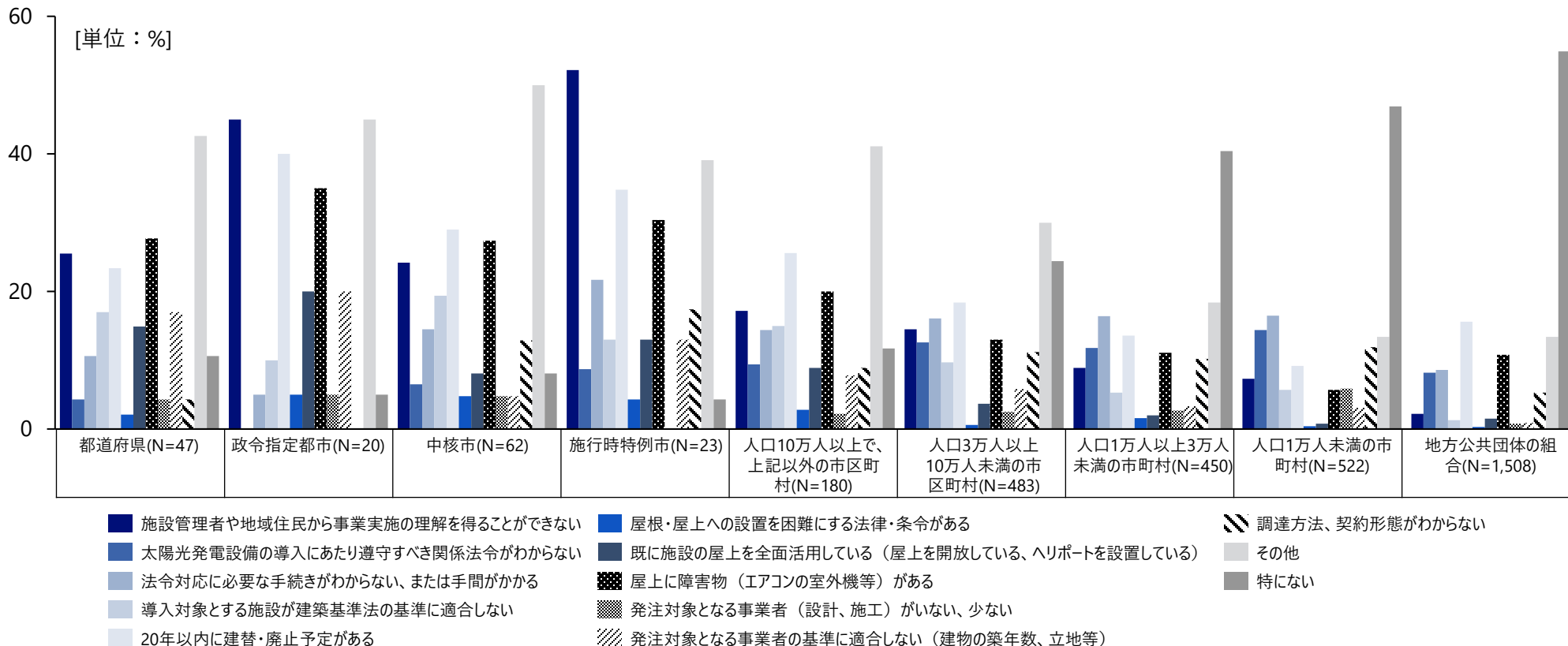
公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題【Q1-8(3)】



公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題【Q1-8(3)】

- 団体区分別にみると、都道府県や大規模市区町村*においては、施設管理者や住民からの理解、施設の建替・廃止予定、屋上の既存障害物等“**事業の実施段階**”における課題が多く確認される。
*人口10万人以上の市区町村
- 一方、小規模市区町村においては施設の建替予定に加え、法令対応に課題を抱えている等“**事業の検討段階**”における課題が確認される。

公共施設における太陽光発電設備導入に係る課題（団体区分別）【Q1-8(3)】

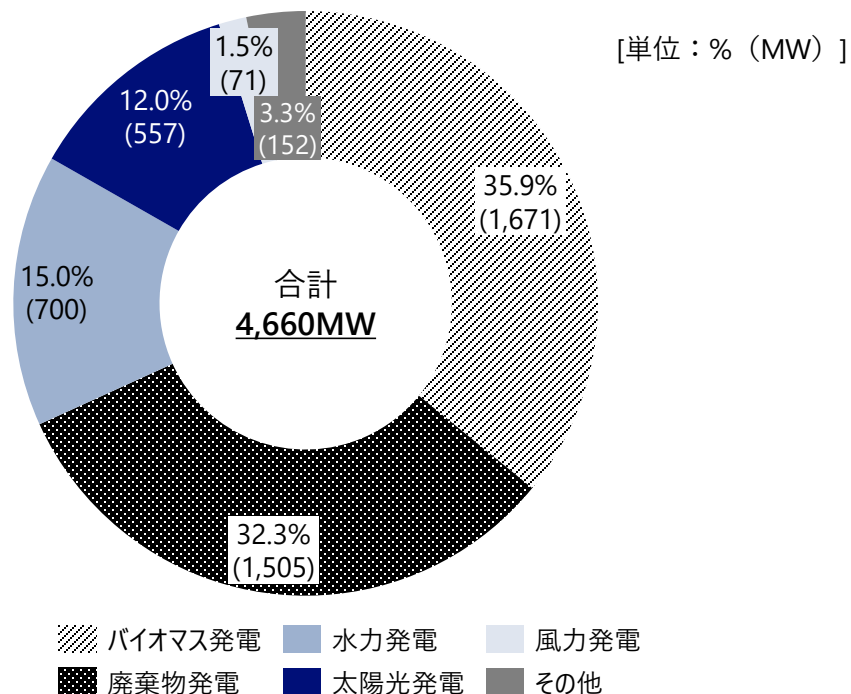


(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ②その他再生可能エネルギー設備導入状況

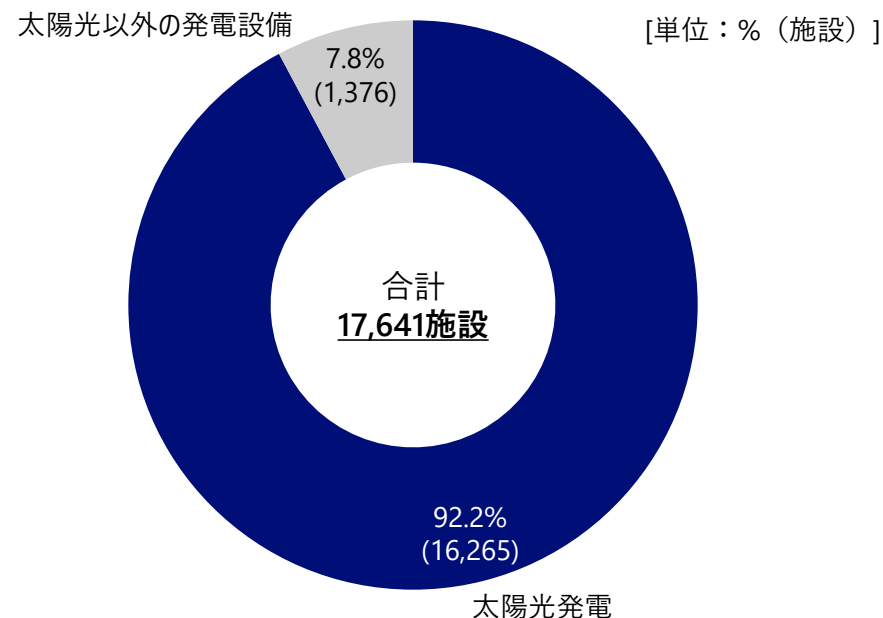
公共施設における再生可能エネルギー設備容量と導入施設数【Q1-4(2)】

- 公共施設における再生可能エネルギー設備容量は4,660MW。うち太陽光発電設備が557MW。
- 施設数でみると、再生可能エネルギー設備導入施設の92.2%が太陽光発電設備の導入施設となっている。

公共施設における再生可能エネルギー設備容量（エネルギー種別）



公共施設における再生可能エネルギー設備導入施設数

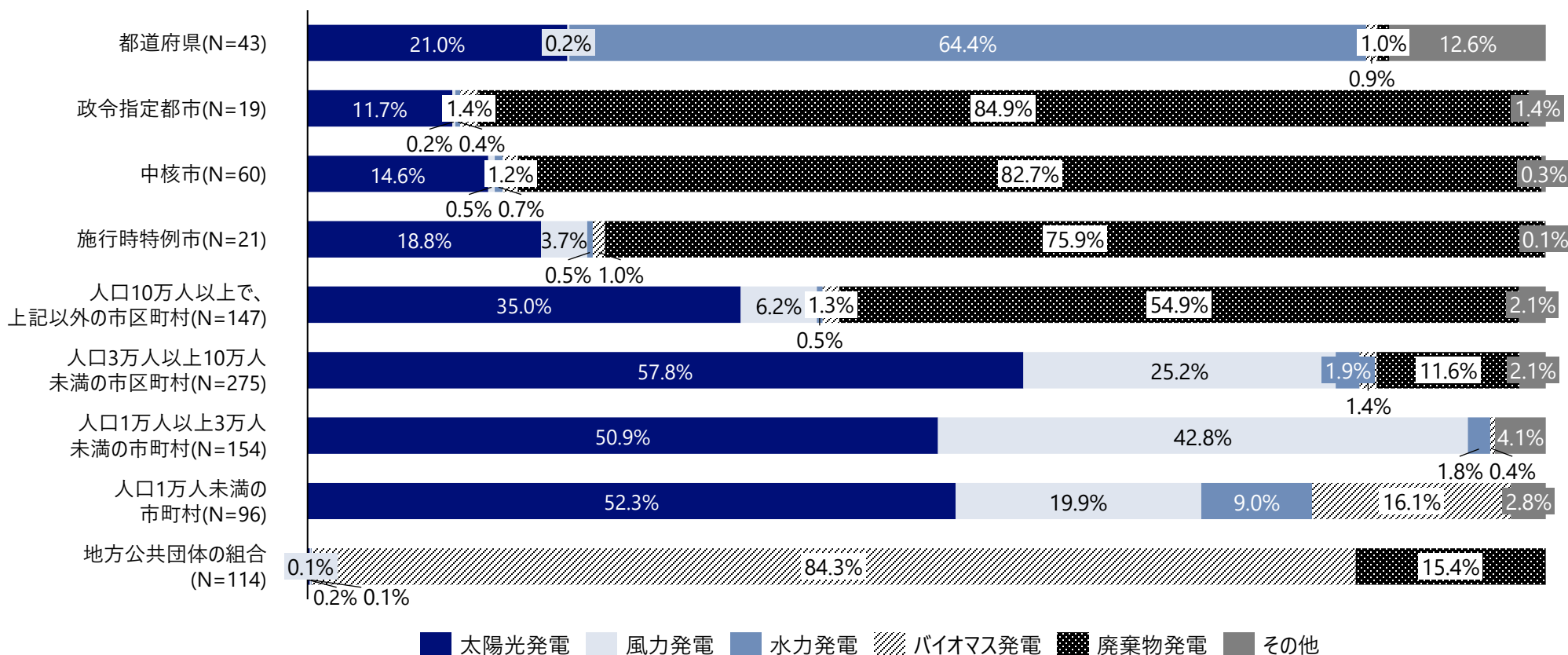


※1...回答があったのは817団体 ※2...回答があったのは378団体。また、再生可能エネルギー・未利用エネルギー設備による発電量は売電分も含む。

公共施設における団体区分別再生可能エネルギー設備容量【Q1-4(2)】

- 公共施設における再生可能エネルギー設備容量（エネルギー種別）を団体区分別にみると、都道府県では水力発電比率が64.4%と最も多く、人口10万人以上の大規模市区町村や組合では廃棄物発電が最も大きい。
- 人口10万人未満の小規模市区町村においては太陽光発電に加え、風力発電比率も高い。組合ではバイオマス発電比率が高い。

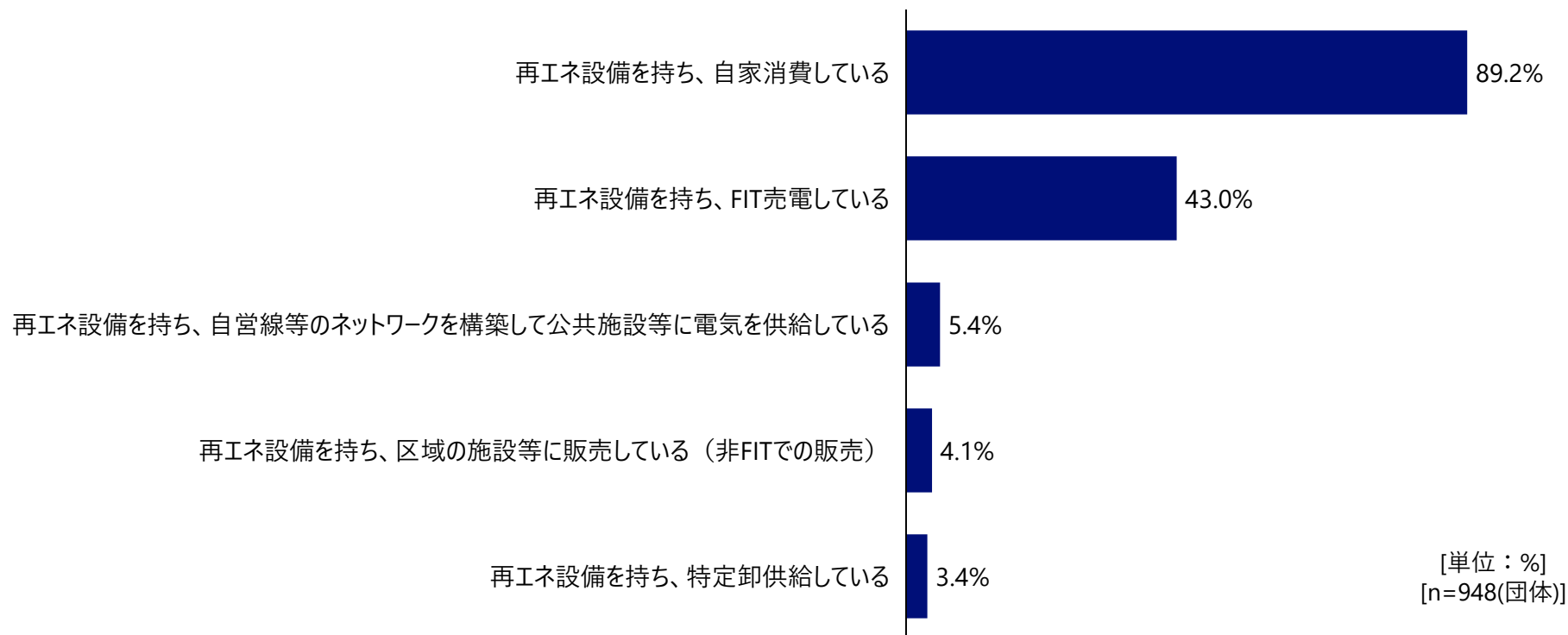
公共施設における再生可能エネルギー設備容量（エネルギー種別割合）



再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法 【Q1-4(2)⑥】

- 再生可能エネルギー設備導入団体の約90%が自家消費の形で電気を活用。43.0%の団体がFIT売電を行っている。

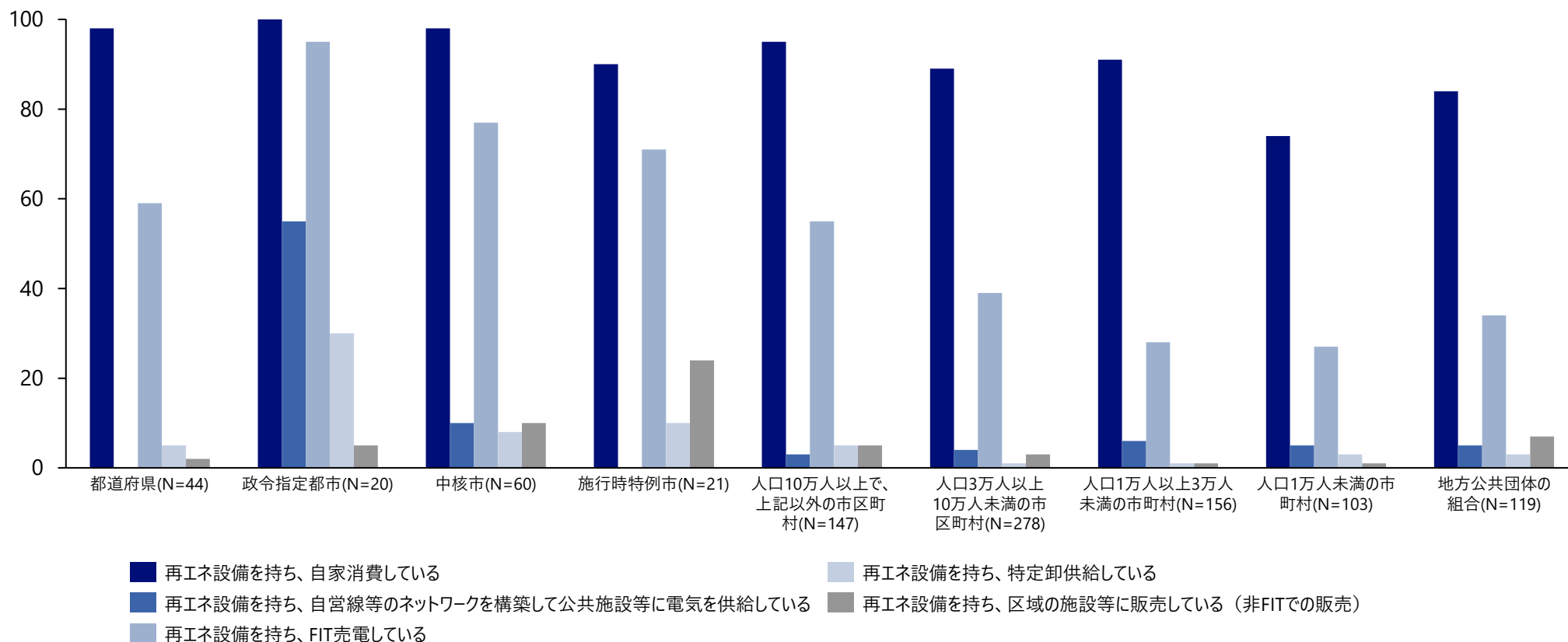
再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法 【Q1-4(2)⑥】



再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法 【Q1-4(2)⑥】

- 自家消費、FIT売電団体割合は区分によらず高い。政令指定都市では、自営線ネットワークを構築した公共施設への供給を実施している割合も高い。

再生可能エネルギー設備で発電された電気の活用方法（団体区分別） 【Q1-4(2)⑥】

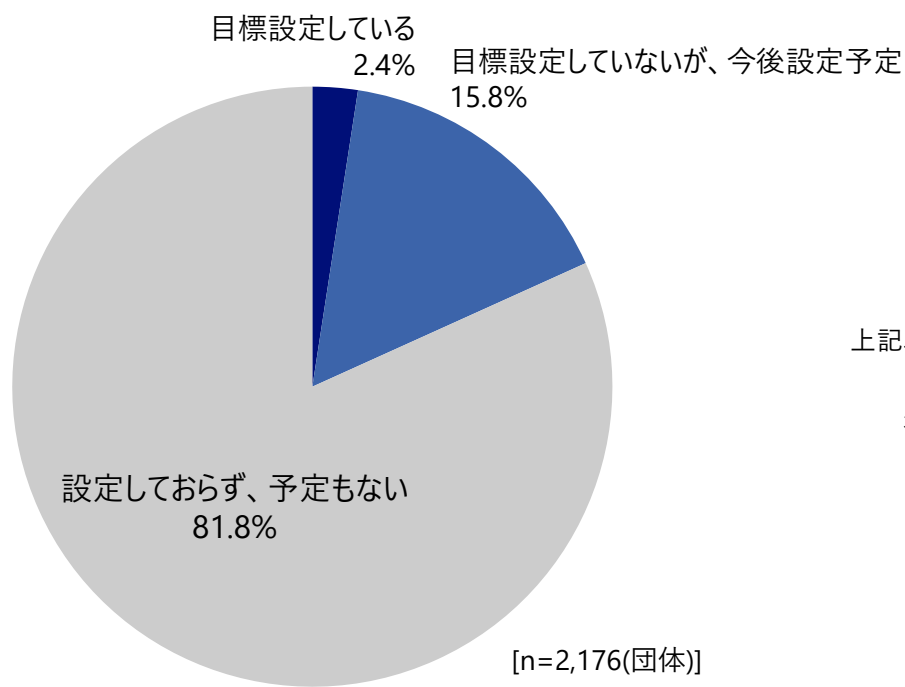


(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ②その他再生可能エネルギー設備導入状況

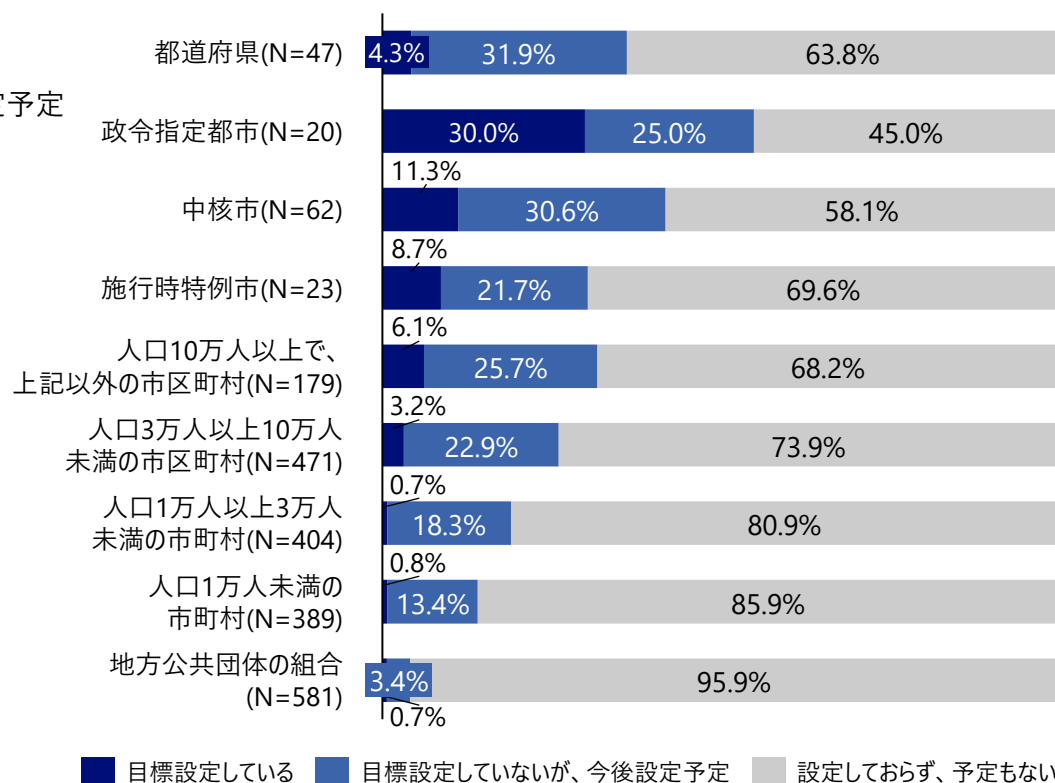
再生可能エネルギー導入目標 【Q1-4(2)⑧】

- 事務事業編策定団体において、計画内で再生可能エネルギー導入目標（設備導入施設数、設備容量及び発電量等）を設定している団体は2.4%に留まる。現時点では設定していないが、今後設定予定としている団体は15.8%。

再生可能エネルギー設備導入目標設定状況



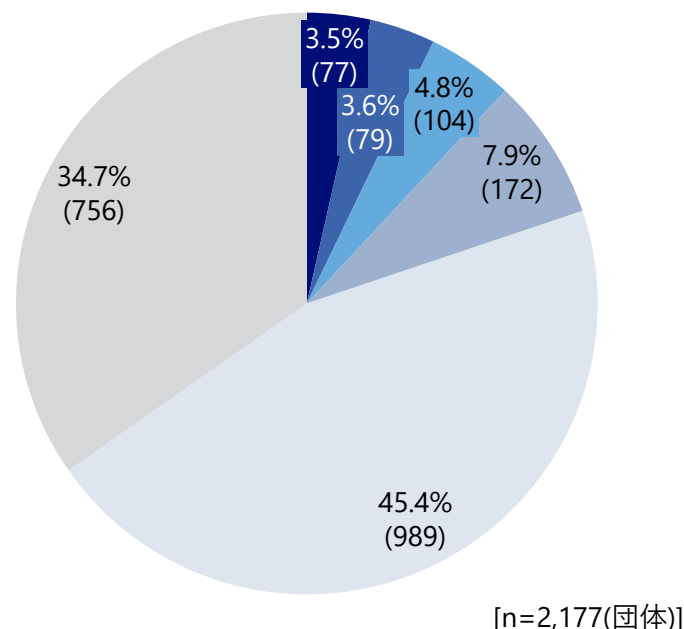
再生可能エネルギー設備導入目標設定状況【団体区分別】



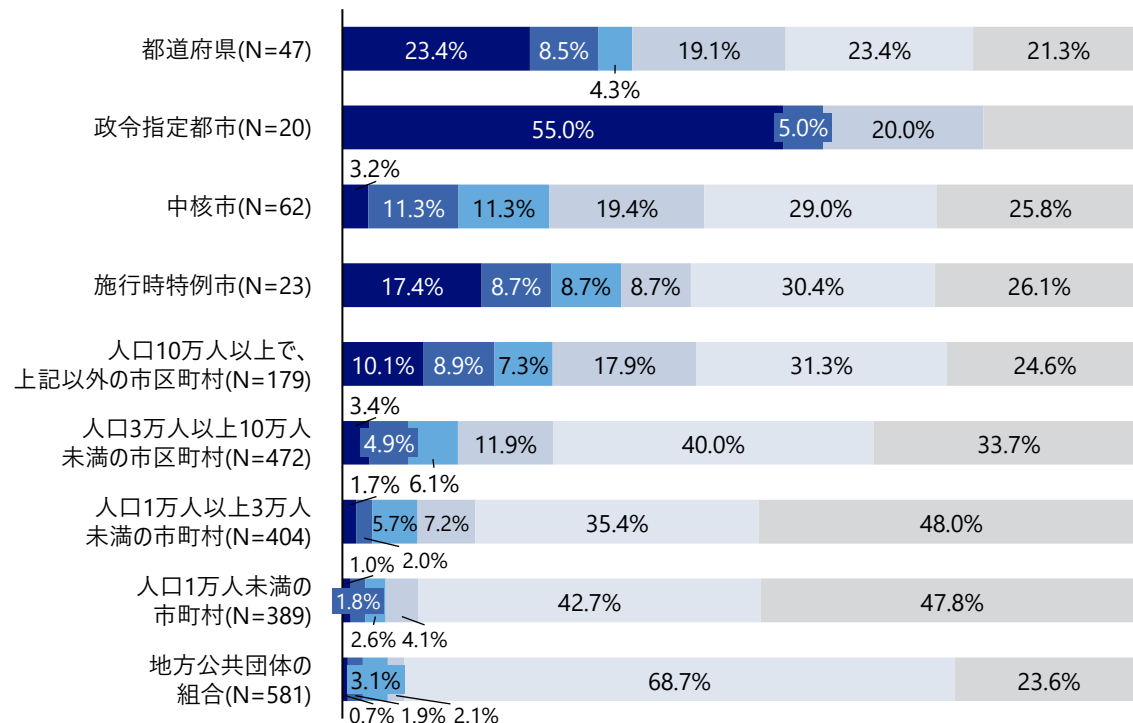
公共施設における再エネ由来電力メニューの契約状況 【Q1-4(1)①】

- 再エネ由来電力メニューを契約している公共施設を有する団体は260団体で、実行計画（事務事業編）策定済団体の11.9%。
 - 団体区分別にみると、政令指定都市では60.0%、都道府県では36.2%の団体で再エネ由来電力メニューの契約が進んでいる。一方人口10万人未満の市町村や組合では今後の契約も未定という団体が多く、意識醸成が進んでいないと考えられる。

再エネ由来電力メニュー（公共施設）の契約状況



再エネ由来電力メニュー（公共施設）の契約状況【団体区分別】



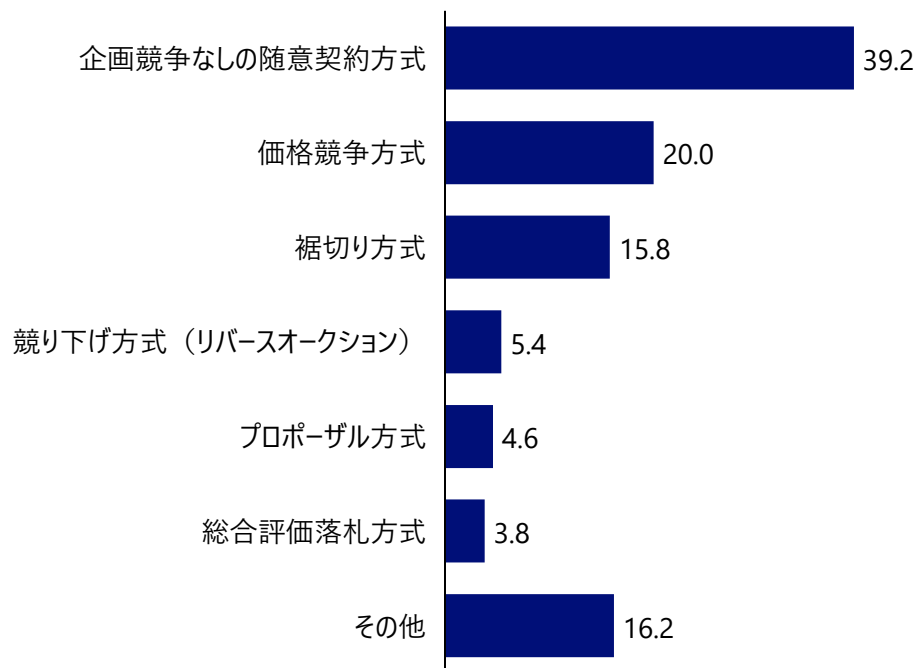
- 再エネ100%電力メニューを契約している施設がある
- 再エネ100%電力メニューを契約している施設はないが、再エネ由来電力メニューを契約している施設がある
- 再エネ由来電力メニューを契約しているが、契約している電力メニューの再生可能エネルギー比率はわからない
- 再エネ由来電力メニューを契約していないが、今後契約を予定している
- 再エネ由来電力メニューを契約しておらず、今後の契約も予定していない
- わからない

公共施設における再エネ由来電力メニューの契約方式 【Q1-4(1)②】

■ 再エネ由来の電力メニューの契約方式として最も多いのは企画競争なしの随意契約方式である。

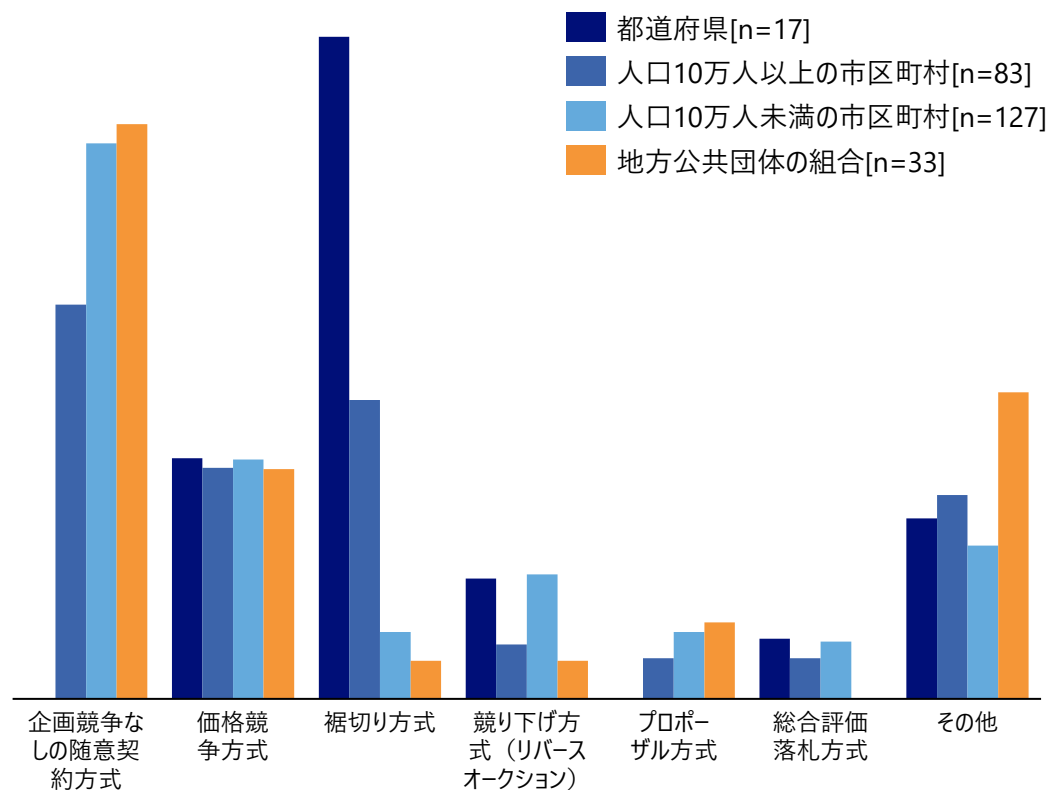
- 都道府県では裾切り方式が多く用いられる一方で、組合や市区町村の多くでは企画競争なしの随意契約方式が多く用いられている。

再エネ由来電力メニュー（公共施設）の契約方式



[n=260(事務事業編策定団体のうち、再エネ電気メニューを契約している施設を有する団体)]
[単位：%]

公共施設における再エネ由来電力メニューの契約方式【団体区分*別】

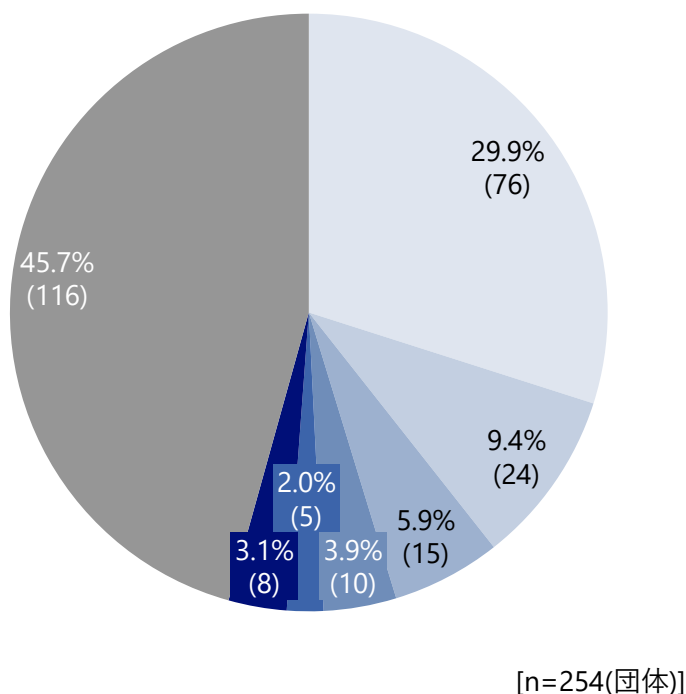


*本グラフでは「都道府県」「人口10万人以上の市区町村」「人口10万人未満の市区町村」「地方公共団体の組合」の4区分でクロス集計

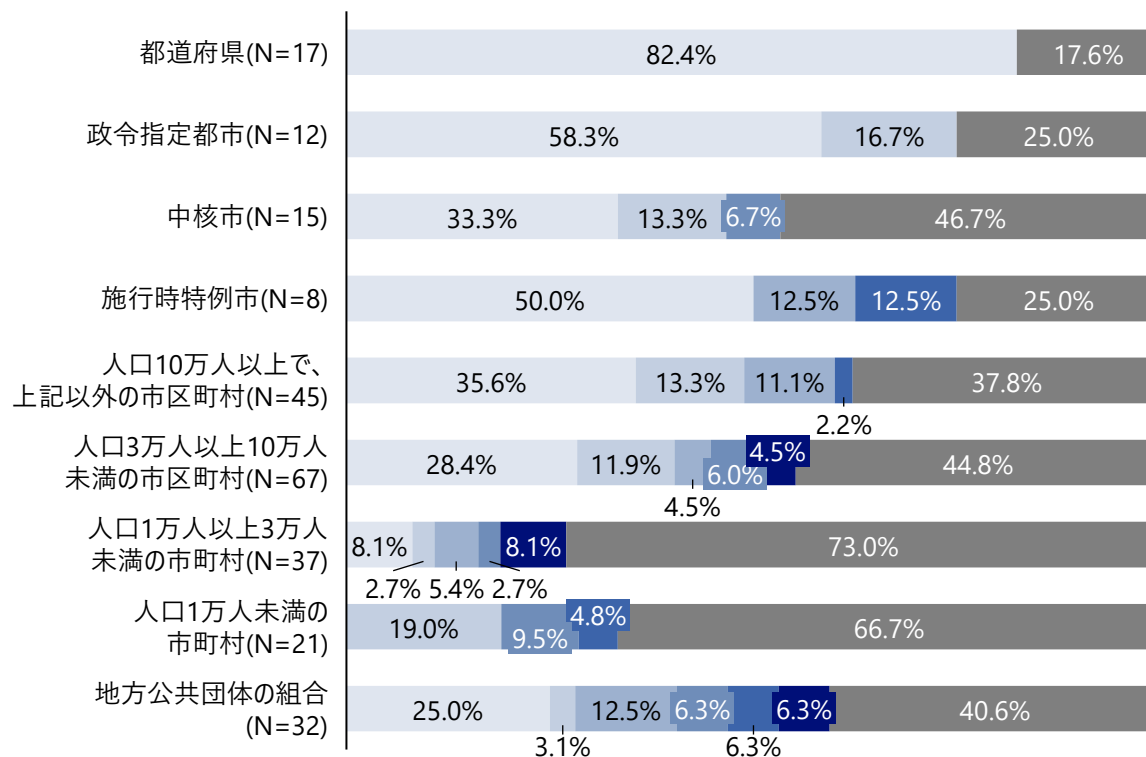
公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(1)③】

- 公共施設における全消費電力のうち再エネ由来電力が占める割合について、29.9%が「0~20%」と最も多い。100%と回答した団体は8団体。

公共施設における再エネ由来電力メニューによる
調達電力量割合



公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合
【団体区分別】

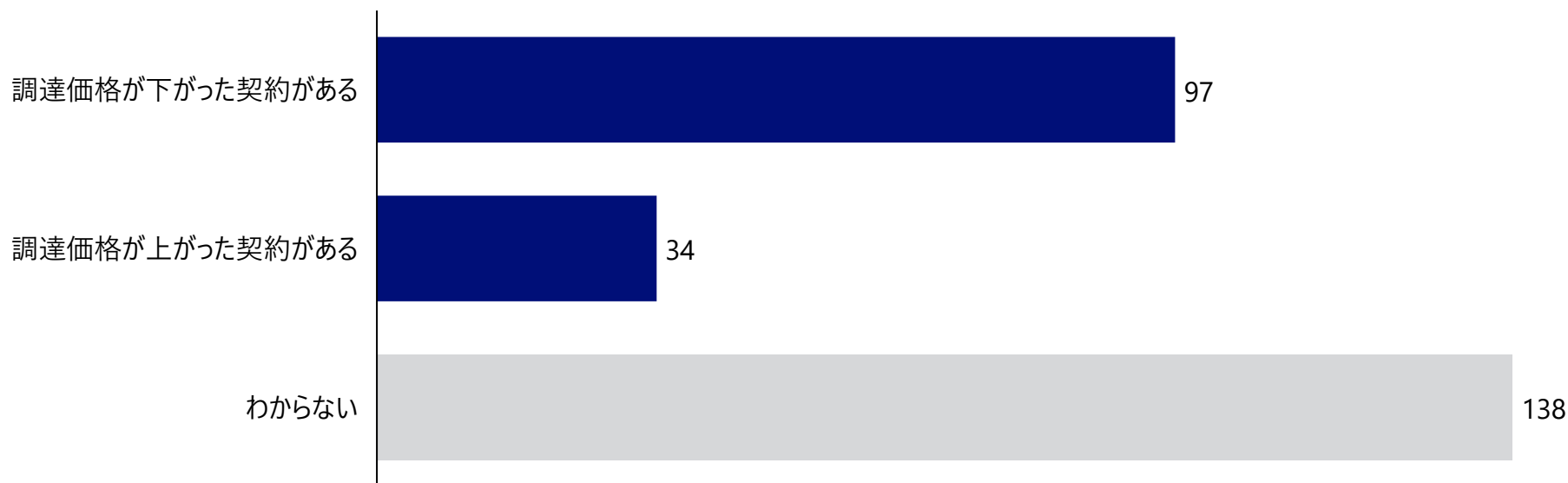


0%以上20%未満 20%以上40%未満 40%以上60%未満 60%以上80%未満 80%以上100%未満 100% わからない

再エネ由来電力メニュー調達価格 【Q1-4(1)④】

- 再エネ由来電力メニューの契約に切り替えたことで、調達価格が上がった契約を有する団体は一部にとどまる。
 - 調達価格が上がる契約が少ない理由として、会計課から契約を認められないといったケースも想定される。

再エネ由来電力メニュー調達価格

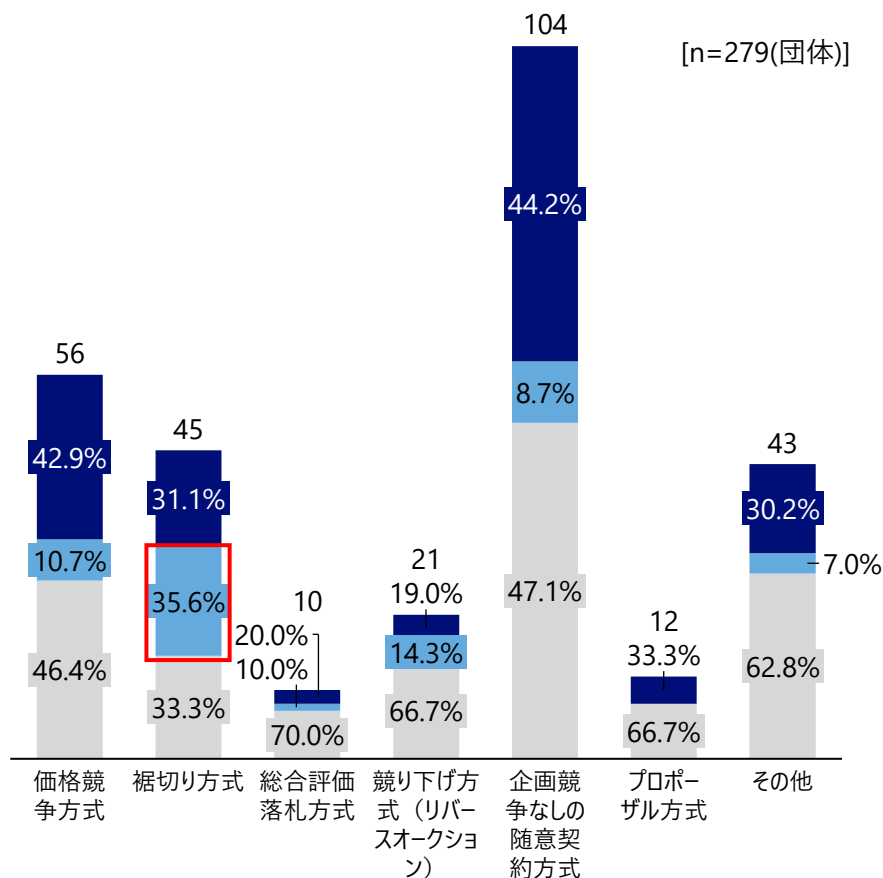


[n=260(事務事業編策定団体のうち、再エネ電気メニューを契約している施設を有する団体)]
[単位：団体数]

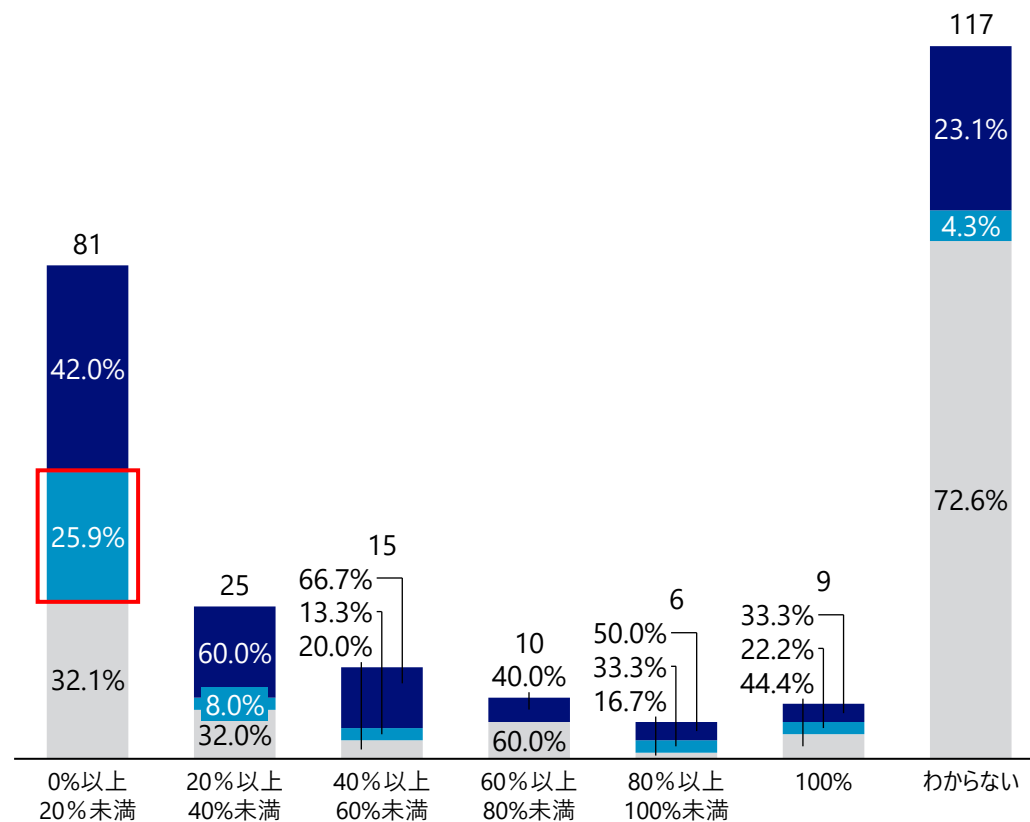
再エネ由来電力メニュー調達価格【Q1-4(1)④】

- 再エネ由来電力メニューへの切り替えにより、調達価格が下がった契約があるという団体が多くを占めるが、調達割合が低い場合や、裾切り方式の調達では価格が上昇した契約があるという団体の割合が高い。

再エネ由来電力メニュー調達価格【契約形態別】



再エネ由来電力メニュー調達価格【調達割合別】



■ 調達価格が下がった契約がある ■ 調達価格が上がった契約がある ■ わからない

再エネ由来電力メニュー調達目標設定状況【Q1-4(1)⑤】

- 公共施設における再エネ由来電力メニューの調達目標を定めているのは47団体で、そのうち目標を100%*と定めているのは、25団体である。

再エネ由来電力メニュー調達目標設定状況【団体区分別】

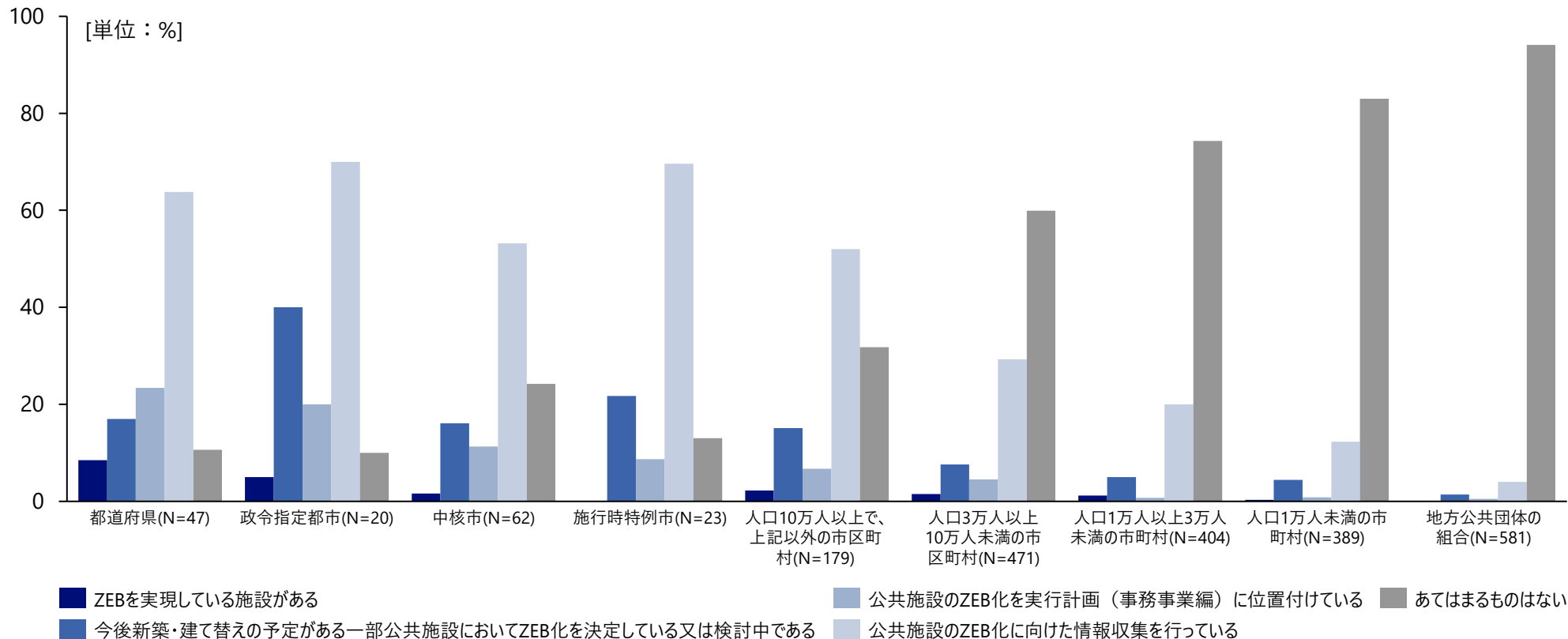
団体区分	目標設定団体数	うち目標が100%の団体数
都道府県	2	1
政令指定都市	2	1
中核市	2	2
人口10万人以上で、 上記以外の市区町村	7	2
人口10万人未満の市区町村	28	16
地方公共団体の組合	6	2
計	47	24

※全公共施設で、「再エネ由来電力メニューの契約」を目標とする場合もあれば、「全使用電力を再エネ100%電力メニューで調達」する目標を掲げる場合がある

ZEB実現状況【Q1-4(3)①】

- 大規模団体においては、「ZEBを実現している施設がある」、「今後新築・建て替えの予定がある一部公共施設においてZEB化を決定している又は検討中である」の回答率が高い。
- 人口10万人未満の市区町村、地方公共団体の組合では、公共施設のZEB実現に向けた情報収集に至っていない団体割合が高い。

ZEB実現状況（団体区分別）【Q1-4(3)①】



ZEB実現状況 【Q1-4(3)②】

- 各種認証取得施設を有する団体数は以下のとおり。

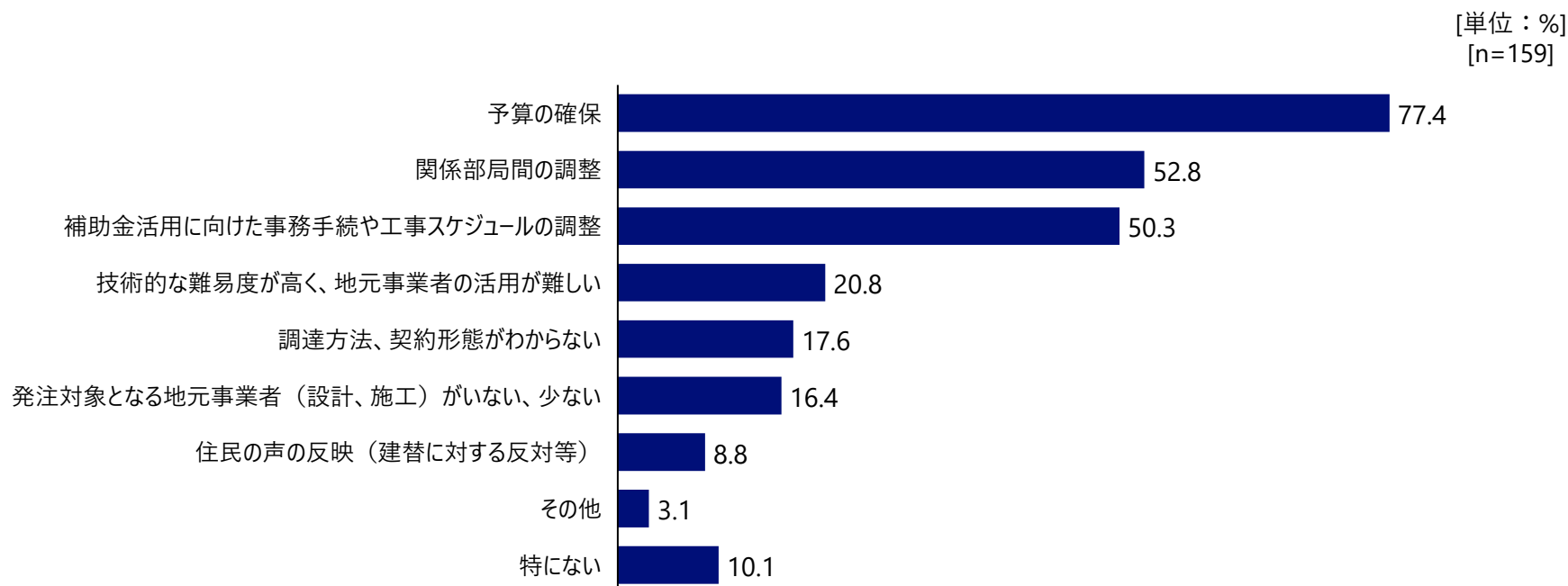
各種認証取得施設を有する団体数【Q1-4(3)②】

認証	団体数
<u>ZEB</u>	4団体
<u>Nearly ZEB</u>	4団体
<u>ZEB Ready</u>	14団体
<u>ZEB Oriented</u>	1団体

ZEB実現に向けた課題【Q1-4(3)③】

- Q1-4(3)①（ZEB実現状況）にて、「ZEBを実現している施設がある」または「今後新築・建て替えの予定がある一部公共施設においてZEB化を決定している又は検討中である」と回答した団体を対象とした。
- ZEB実現に向けた課題として最も多く挙げられているのが「予算の確保」（77.4%）であり、「関係部局間の調整」（52.8%）、「補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整」（50.3%）、「技術的な難易度が高く、地元事業者の活用が難しい」（20.8%）と続く。

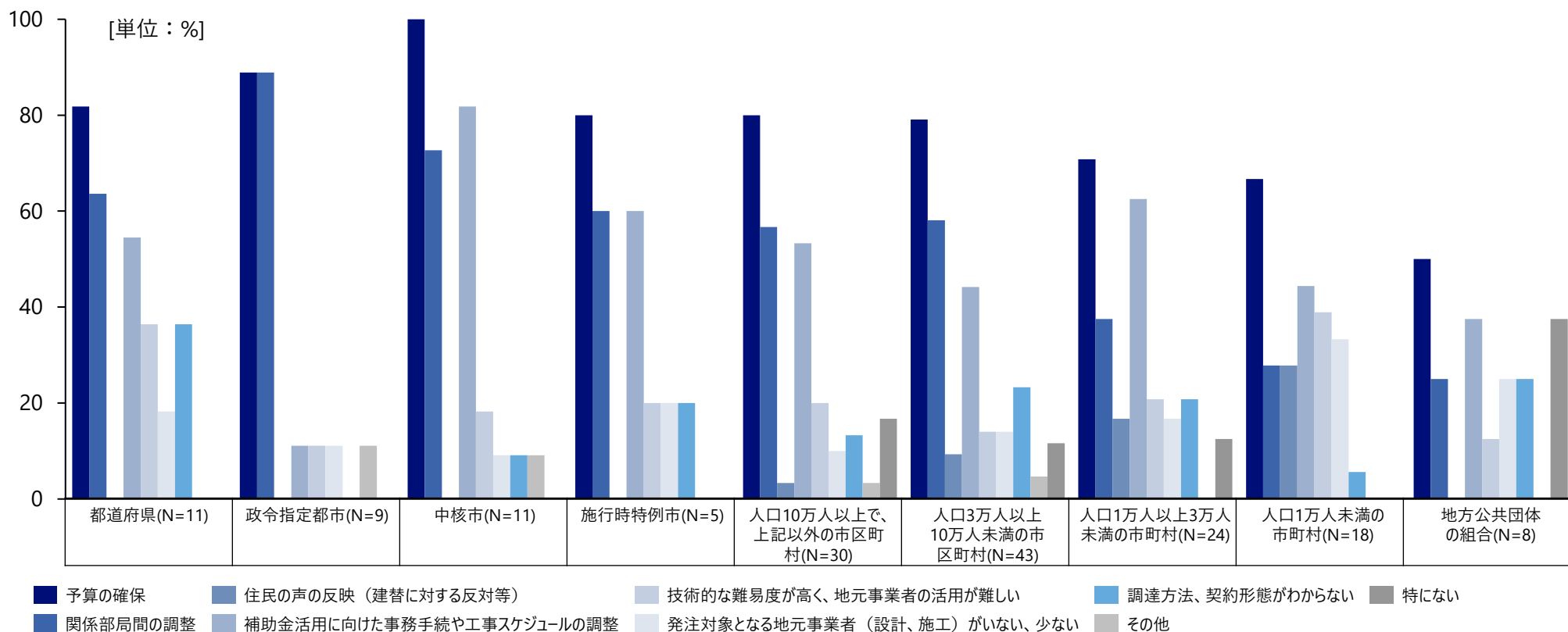
ZEB実現に向けた課題【Q1-4(3)③】



ZEB実現に向けた課題（団体区分別）【Q1-4(3)③】

- 団体区分別にみると、都道府県や市区町村においては、予算の確保、関係部局間の調整、補助金活用に向けた事務手続や工事スケジュールの調整が大きな課題となっていることが確認される。

ZEB実現に向けた課題（団体区分別）【Q1-4(3)③】



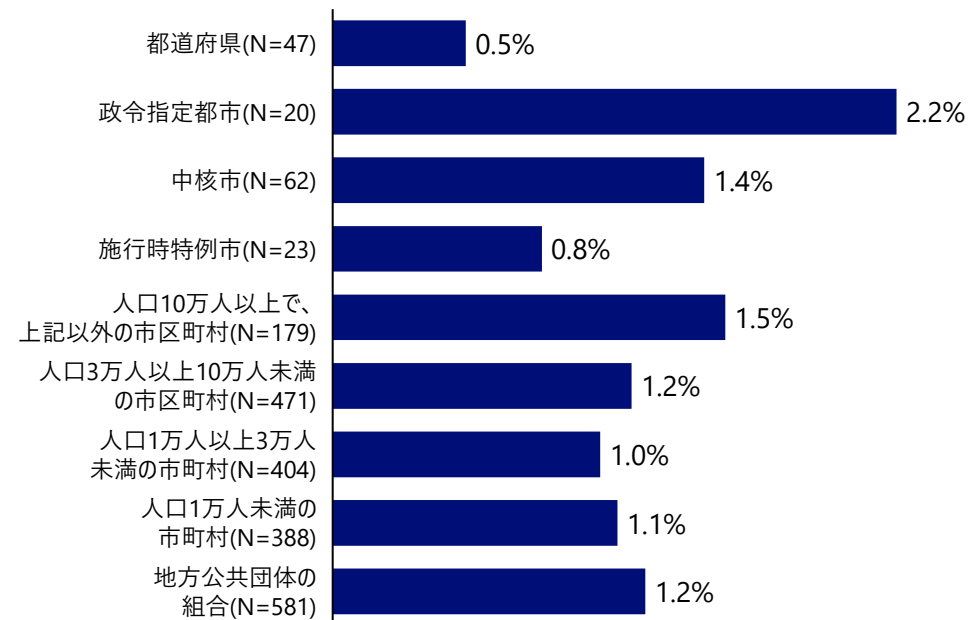
一般公用車*の次世代自動車導入状況 【Q1-4(4)①】

- 一般公用車における「次世代自動車」導入割合は8.1%。主な内訳としてハイブリッド自動車（HV）が5.6%、電気自動車（EV）が1.2%、クリーンディーゼル車が0.5%となっている。

一般公用車における次世代自動車等の導入台数

種類	台数	割合
全公用車	216,924	—
電気自動車（EV）	2,538	1.2%
燃料電池自動車（FCV）	214	0.1%
プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）	614	0.3%
ハイブリッド自動車（HV）	12,161	5.6%
クリーンディーゼル車	1,187	0.5%
ディーゼルハイブリッド車	146	0.1%
天然ガス車	684	0.3%
その他（ガソリン車等）	199,380	91.9%

一般公用車における電気自動車（EV）の導入台数割合

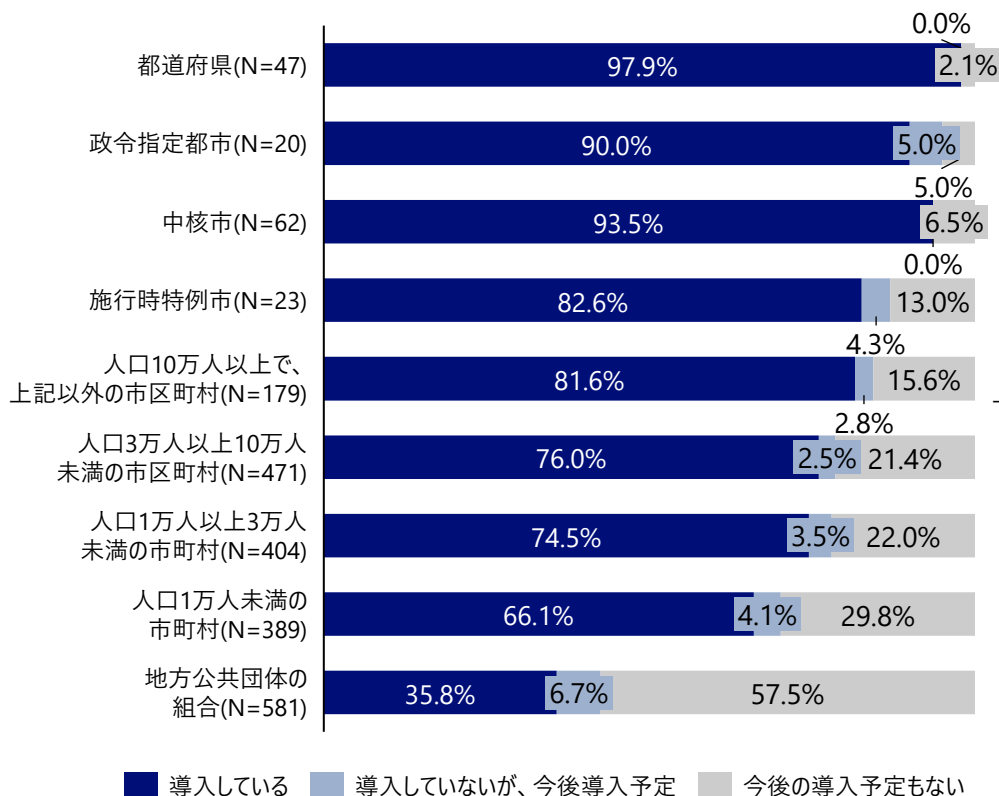


*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものを対象とし、消防車、救急車、パトカー、バス等の特種公用車は対象外とする。

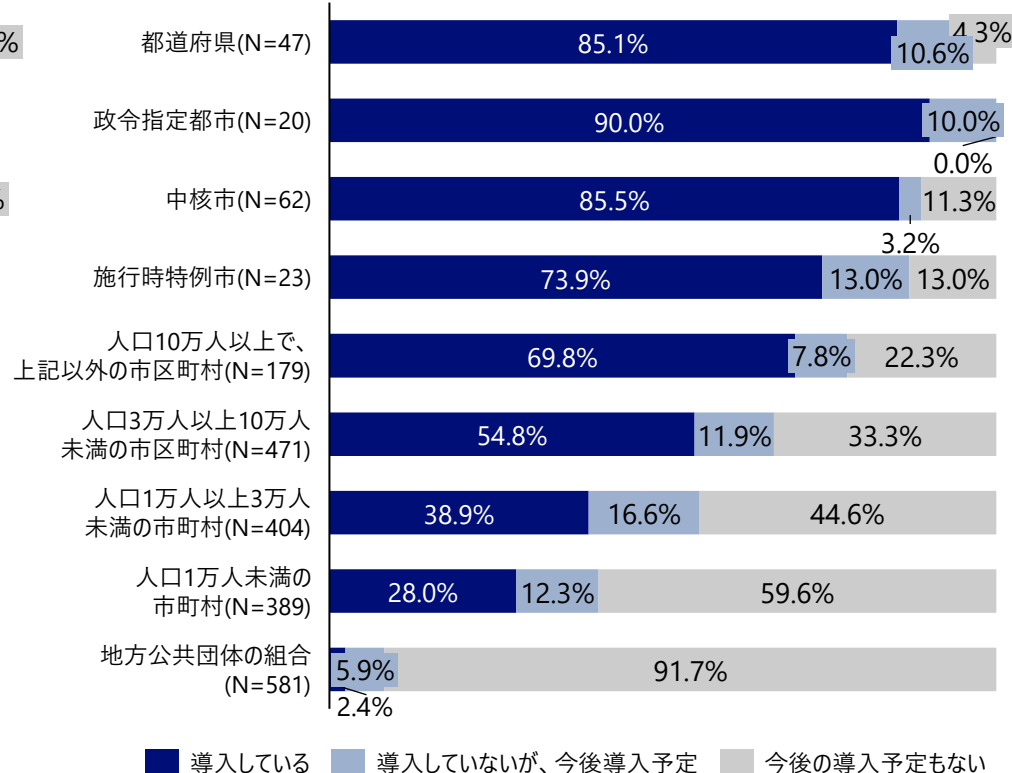
一般公用車*の次世代自動車導入状況【Q1-4(4)①】

- ハイブリッド自動車（HV）については、人口10万人以上の市区町村、都道府県においては80%以上の団体が公用車へ導入済。
- 電気自動車（EV）は中核市市以上の大規模団体では85%以上が導入済である一方、人口3万人未満の市区町村では40%未満に留まる。

ハイブリッド自動車（HV）の導入状況・予定



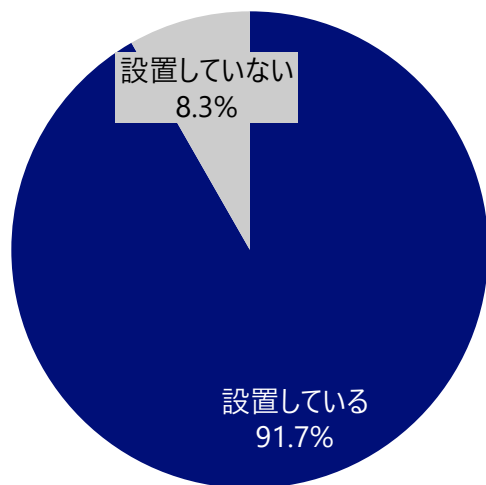
電気自動車（EV）の導入状況・予定



EV・PHEV・FCVの導入に係る充電設備設置状況 【Q1-4(4)②】

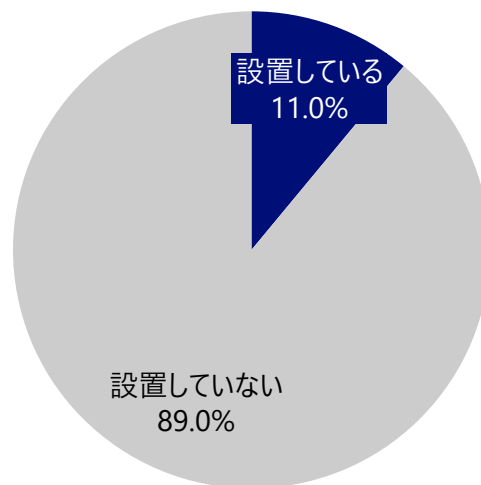
- 既にEV・PHEV・FCVを導入している団体における91.7%がEV・PHEV充電設備を設置している。
- 一方、EV・PHEV外部給電機（V2L）の設置団体割合は11.0%、充放電設備（V2H）は6.2%に留まる。

EV・PHEV充電設備設置状況



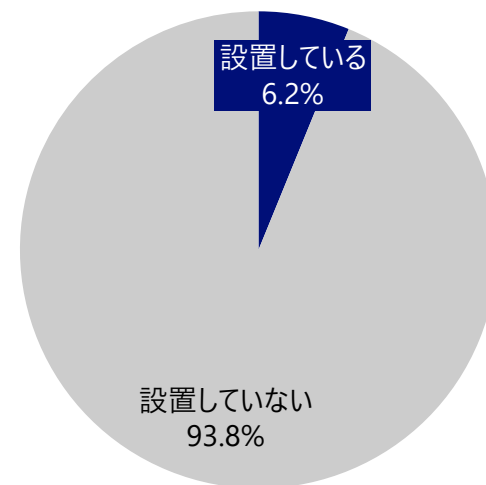
[n=907(団体)*]

EV・PHEV外部給電機（V2L）
設置状況



[n=844(団体)*]

EV・PHEV充放電設備（V2H）
設置状況



[n=907(団体)*]

*EV、PHEV、FCVを既に「導入している」団体。未回答団体は対象から除外

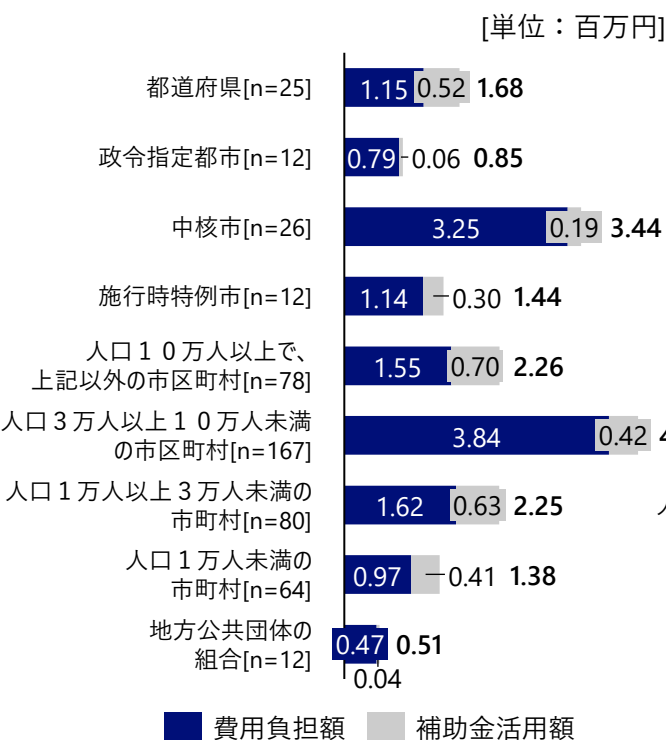
(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ⑤一般公用車の次世代自動車導入状況

一般公用車の次世代自動車導入に係る費用【Q1-4(4)⑤】

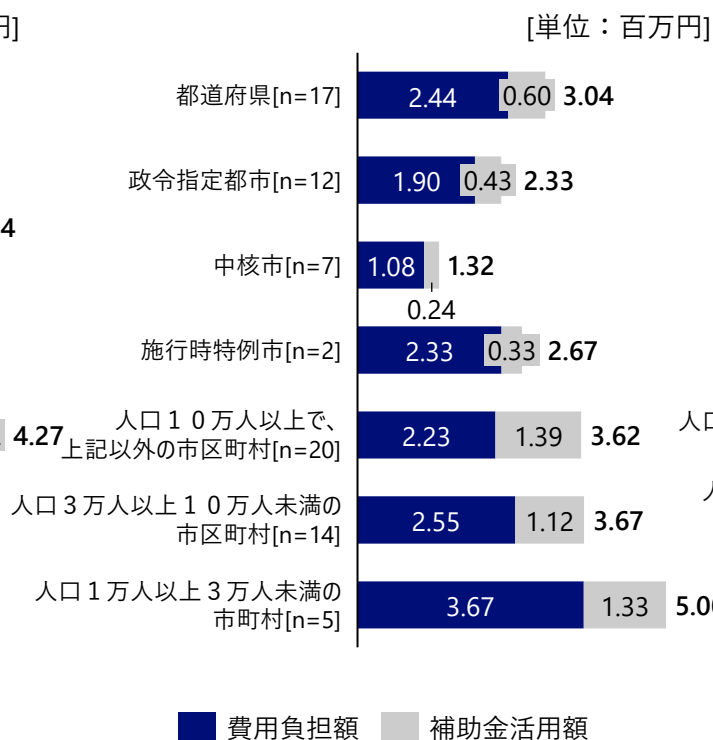
- 市区町村におけるEV導入に係る初期費用は1台当たりおよそ100～400万円程度。うち、20万～60万程度が補助金による負担となっている。

※EV導入に係る充電設備の設置を行った場合はその費用も含む値を初期費用として回答している

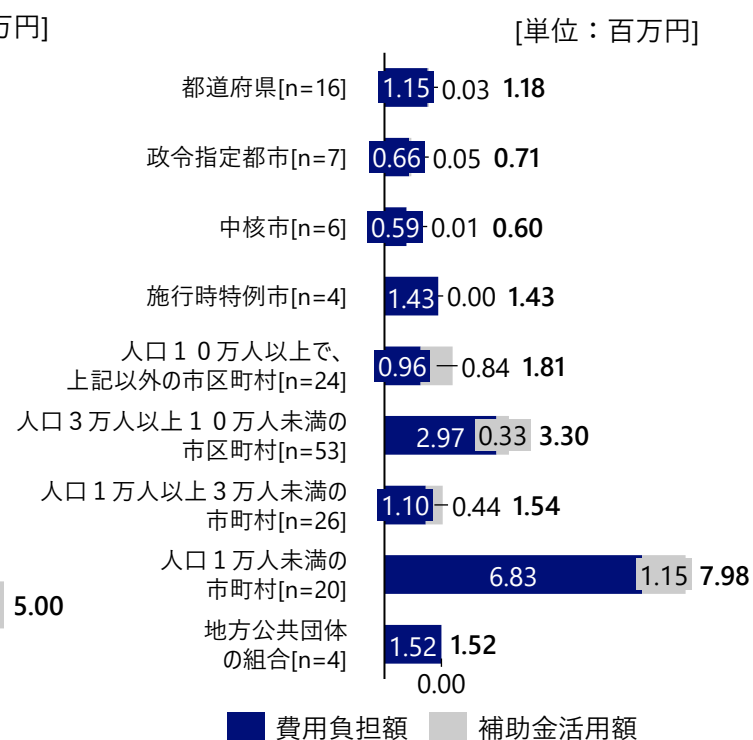
EV導入に係る初期費用負担額 (1台当たり)



FCV導入に係る初期費用負担額 (1台当たり)



PHV導入に係る初期費用負担額 (1台当たり)

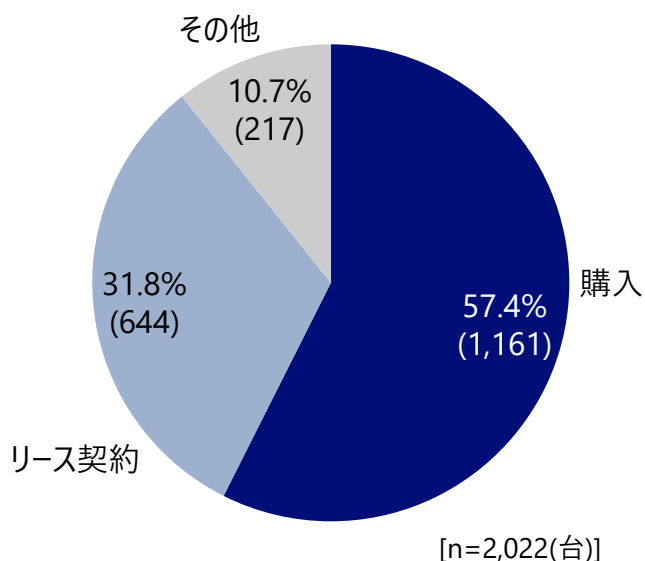


(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ⑤一般公用車の次世代自動車導入状況

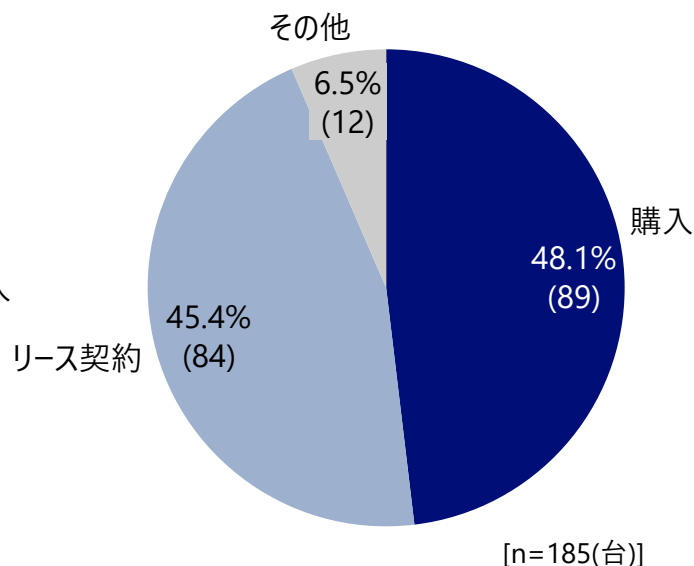
一般公用車の次世代自動車調達方法 【Q1-4(4)⑥】

- 公用車EVの調達方法については、台数ベースで57.4%が購入、31.8%がリース契約の活用となっており、初期費用負担の大きいEV、FCVの導入に向けてはリース契約の活用が一定数確認される。

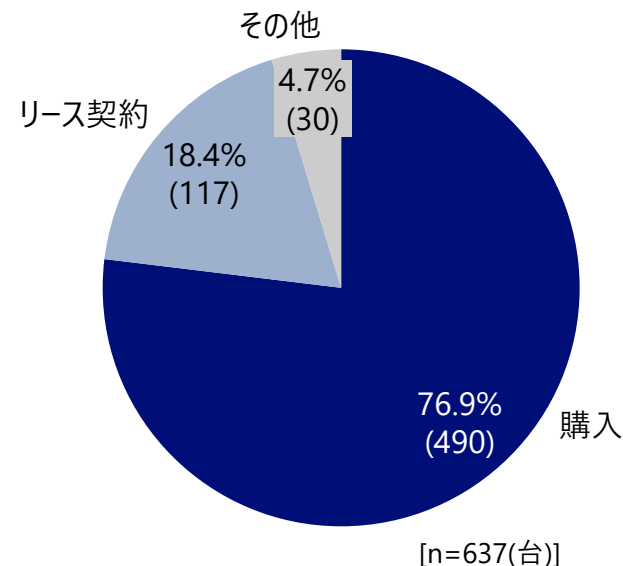
EVの調達方法割合（台数ベース）



FCVの調達方法割合（台数ベース）



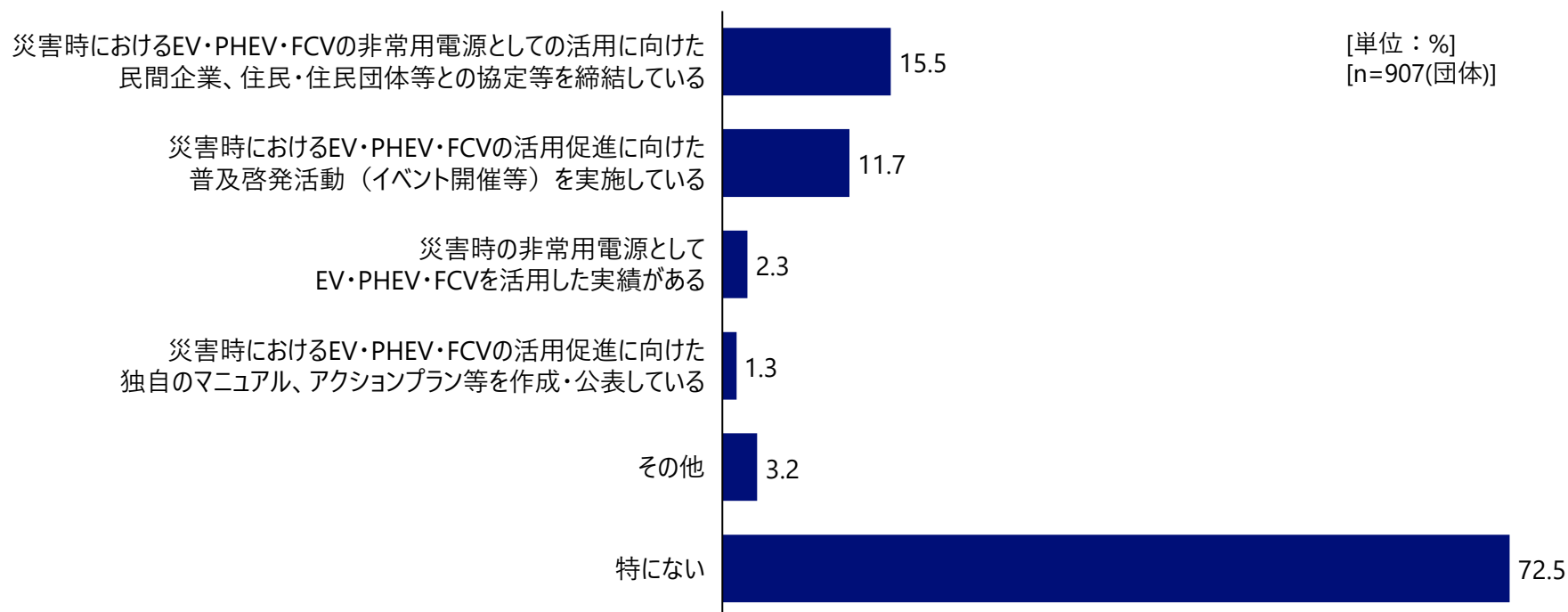
PHVの調達方法割合（台数ベース）



次世代自動車の災害時活用状況 【Q1-4(4)③】

- EV、PHEV、FCVを導入している団体において、「災害時におけるEV・PHEV・FCVの非常用電源としての活用に向けた民間企業、住民・住民団体等との協定等を締結している」団体は15.5%、「災害時におけるEV・PHEV・FCVの活用促進に向けた普及啓発活動（イベント開催等）を実施している」は11.7%確認される。

次世代自動車公用車の災害時の活用状況

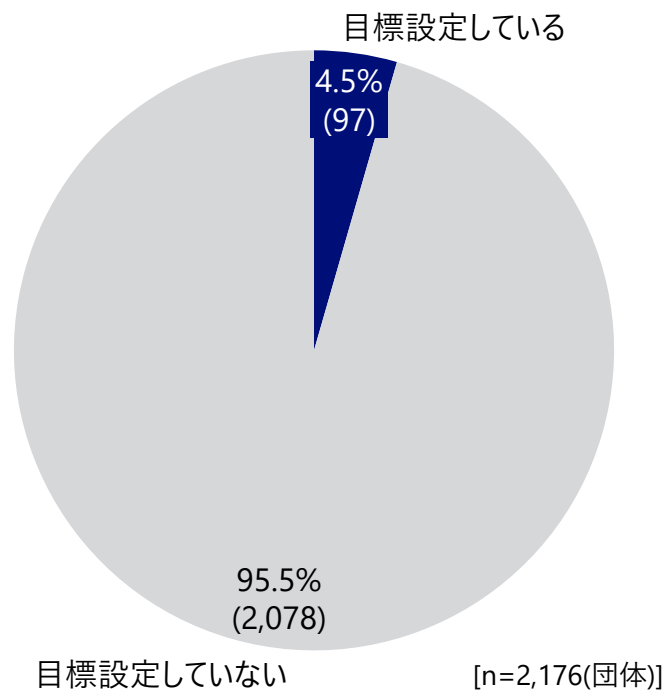


次世代自動車導入に係る目標設定状況 【Q1-4(4)⑦】

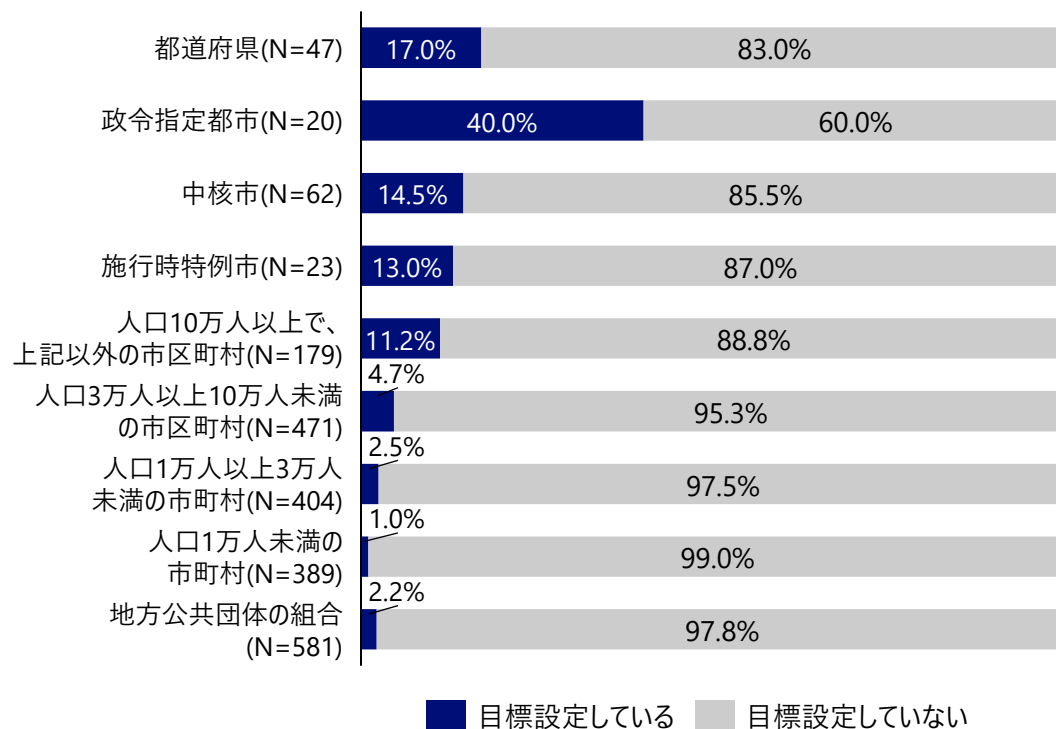
■ 次世代自動車導入に係る目標設定に至っている団体は全体の4.5%に留まる。

- 人口10万人以上の市区町村、都道府県では10%以上の団体において目標設定に至っている。

次世代自動車導入に係る目標設定状況



次世代自動車導入に係る目標設定状況 【団体区分別】

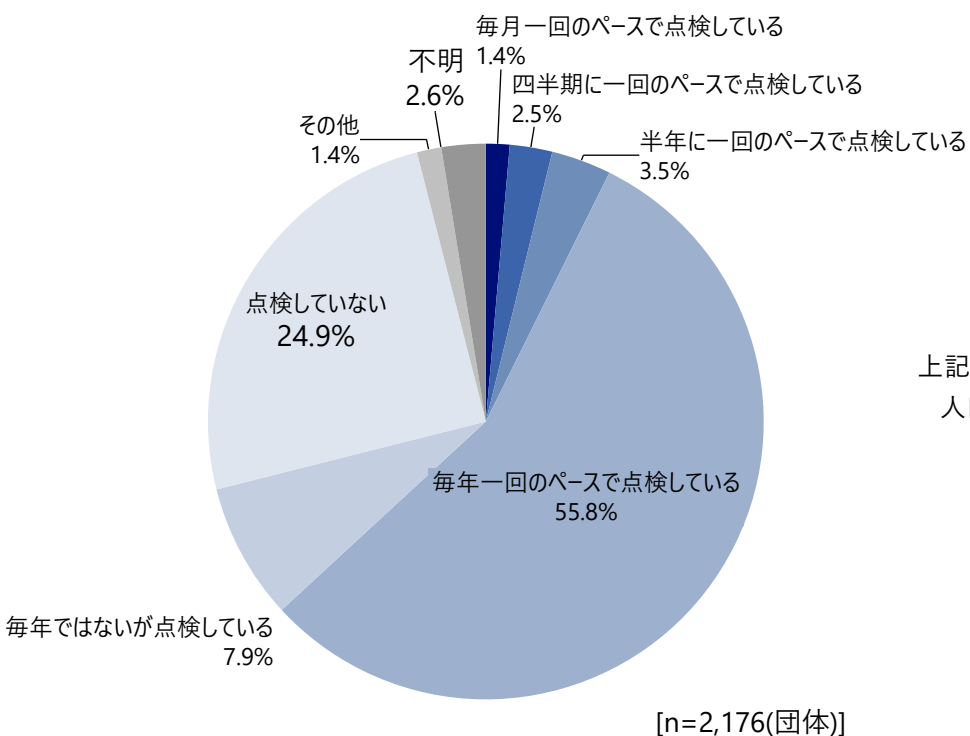


（４）実行計画（事務事業編）の点検実施状況

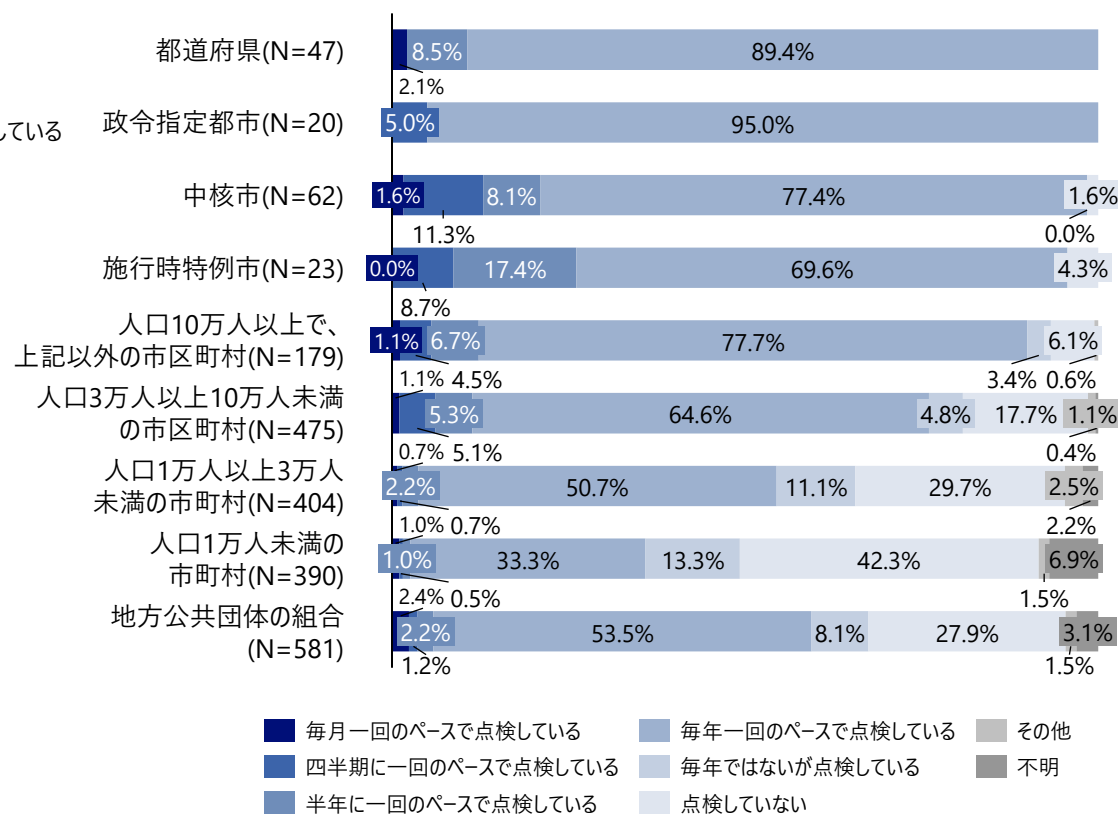
実行計画（事務事業編）の点検実施状況 【Q1-6(1)】

- 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は63.2%。未点検団体も24.9%確認される。

事務事業編に関する点検実施状況



事務事業編に関する点検実施状況 【団体区分別】

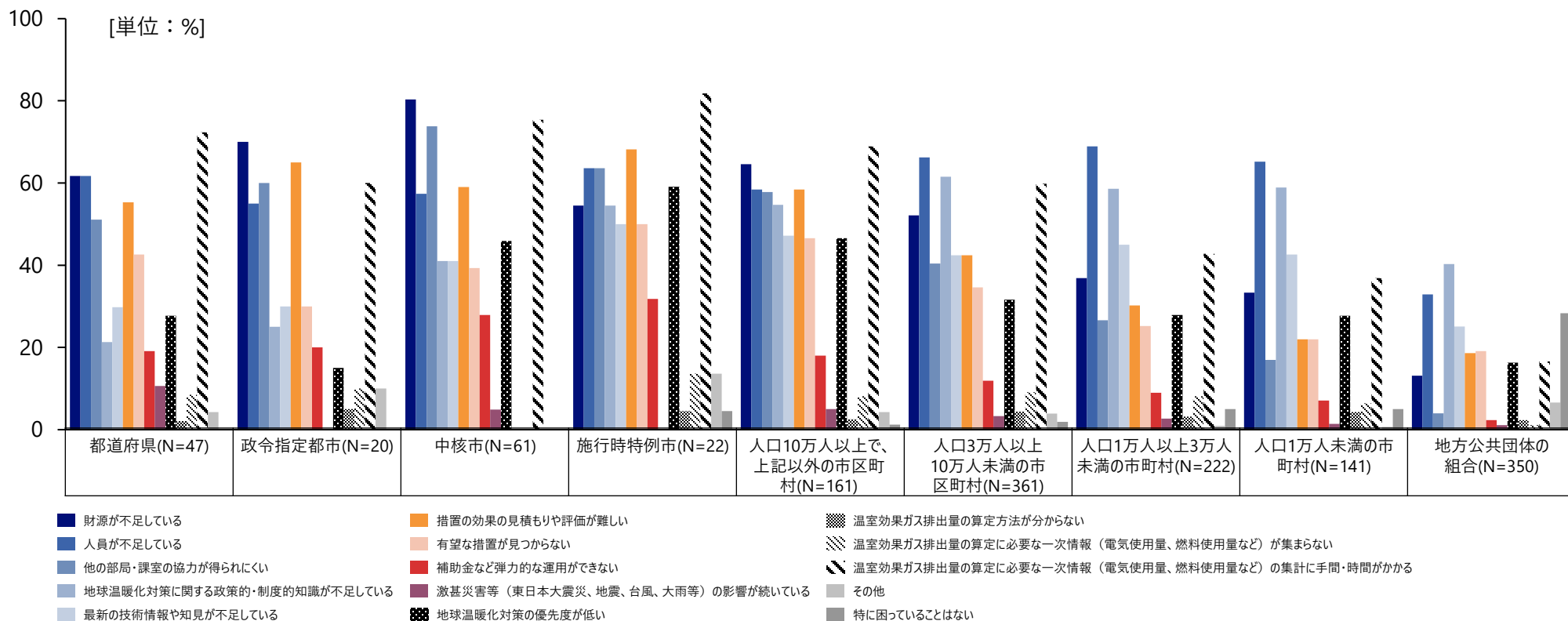


(4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【Q1-6(4)】

- 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」「財源が不足している。」「措置の効果の見積もりや評価が難しい」と続く。
- 地方公共団体の区分別に見ると、特に小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題（団体区分別）【Q1-6(4)】



1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

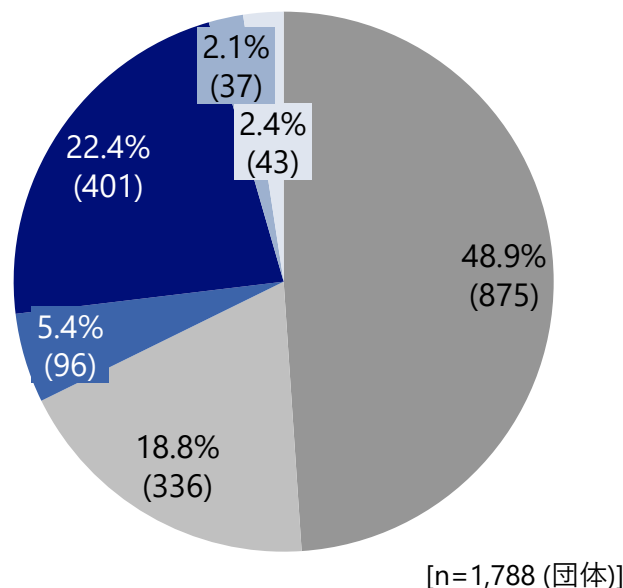
4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

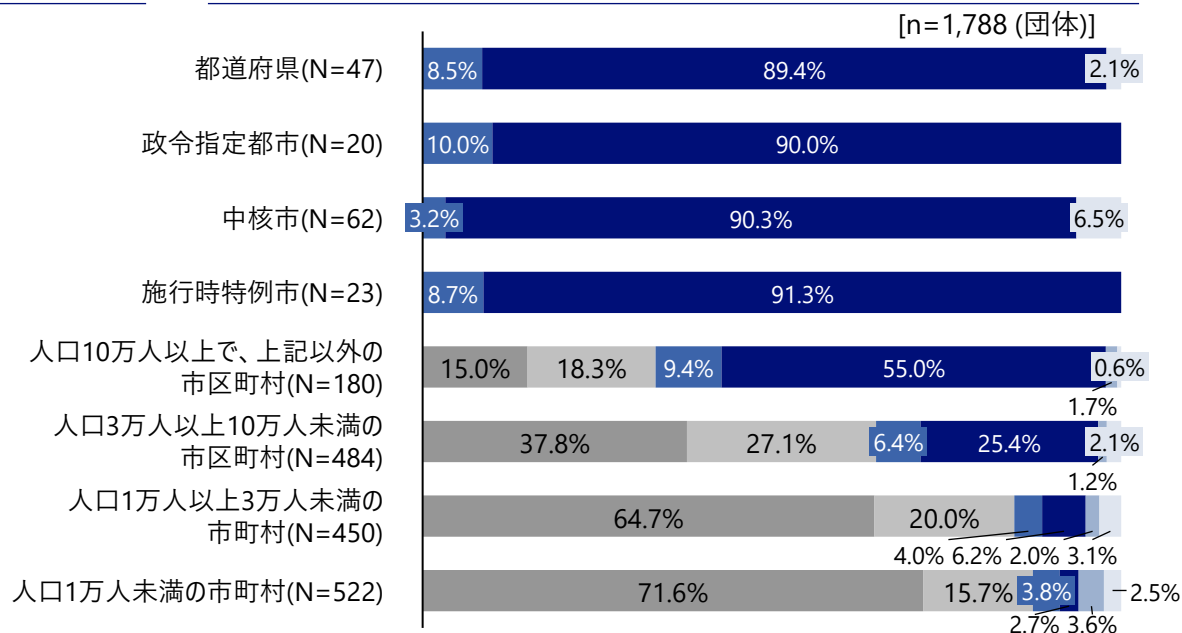
実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、497団体（全体の27.8%）。
- 1,211団体（同67.7%）が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、336団体（同18.8%）は今後策定予定があると回答しているが、875団体（同48.9%）は今後も策定する予定がないと回答している。

令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



令和3年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



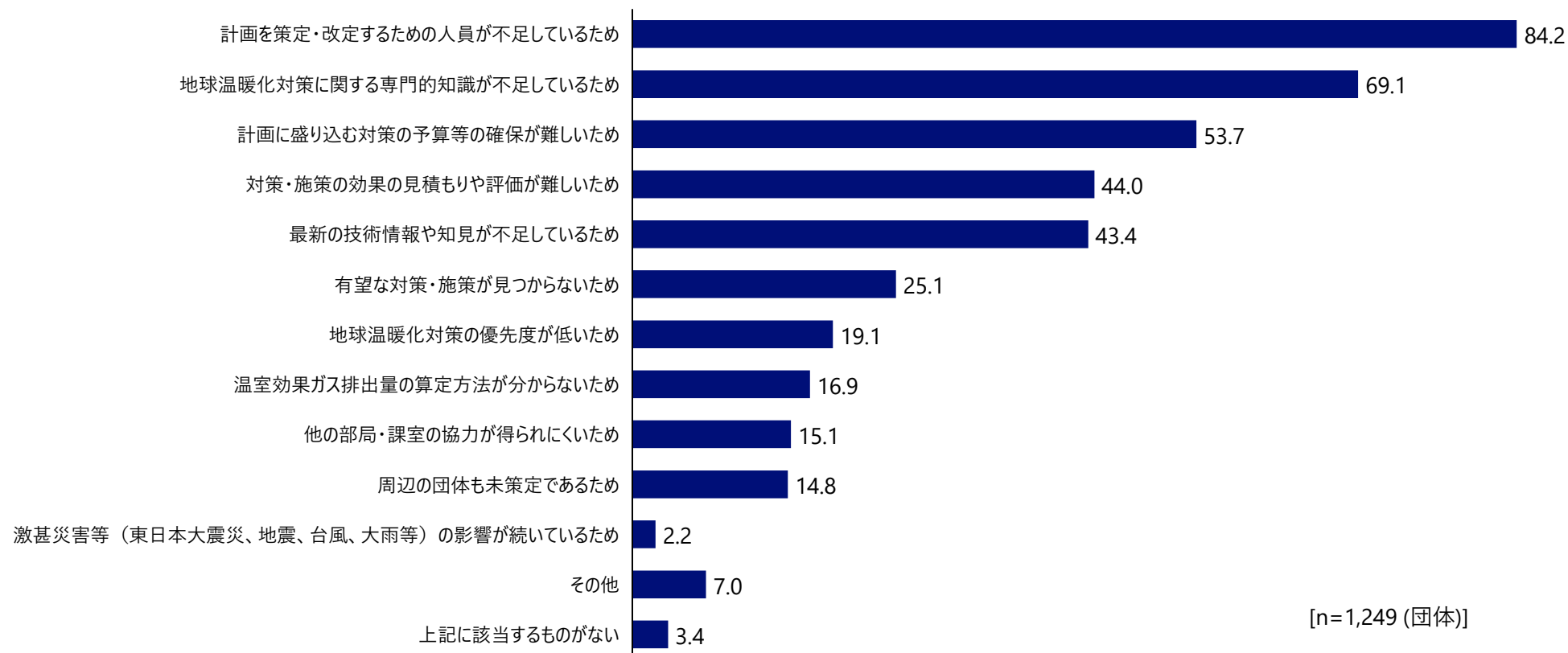
- | | |
|---|---------------------------------------|
| 過去に一度も策定したことがなく、2021年10月1日以降も策定する予定はない | 現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定がある |
| 過去に一度も策定したことがないが、2021年10月1日以降に策定する予定がある | 既に計画期間を経過しているが、2021年10月1日以降に改定する予定はない |
| 現在、計画期間中であり、2021年10月1日以降に改定する予定はない | 既に計画期間を経過しており、2021年10月1日以降に改定する予定がある |

（１）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」（84.2%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」（69.1%）「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」（53.7%）、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため」（44.0%）、「最新の技術情報や知見が不足しているため」（43.4%）と続く。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】



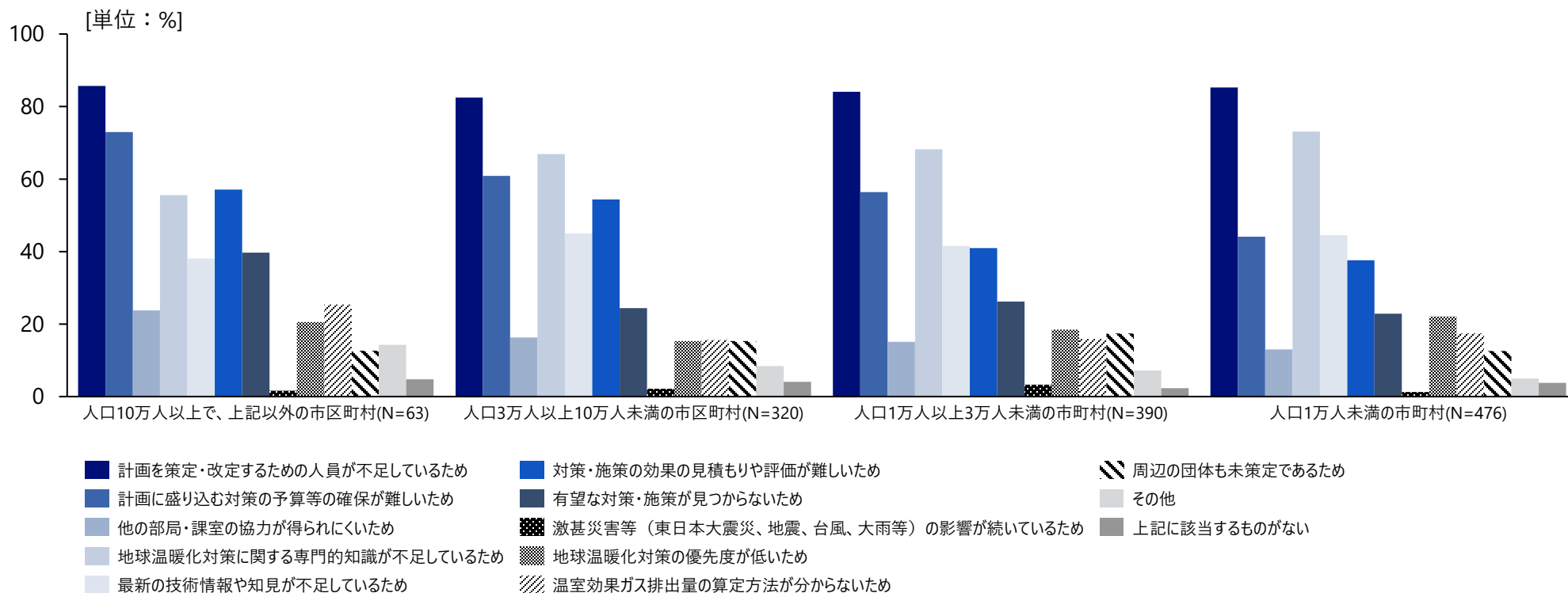
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

■ どの団体区分でも、80%以上の団体が人員不足が未策定・未改定の理由と回答している。

- 人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

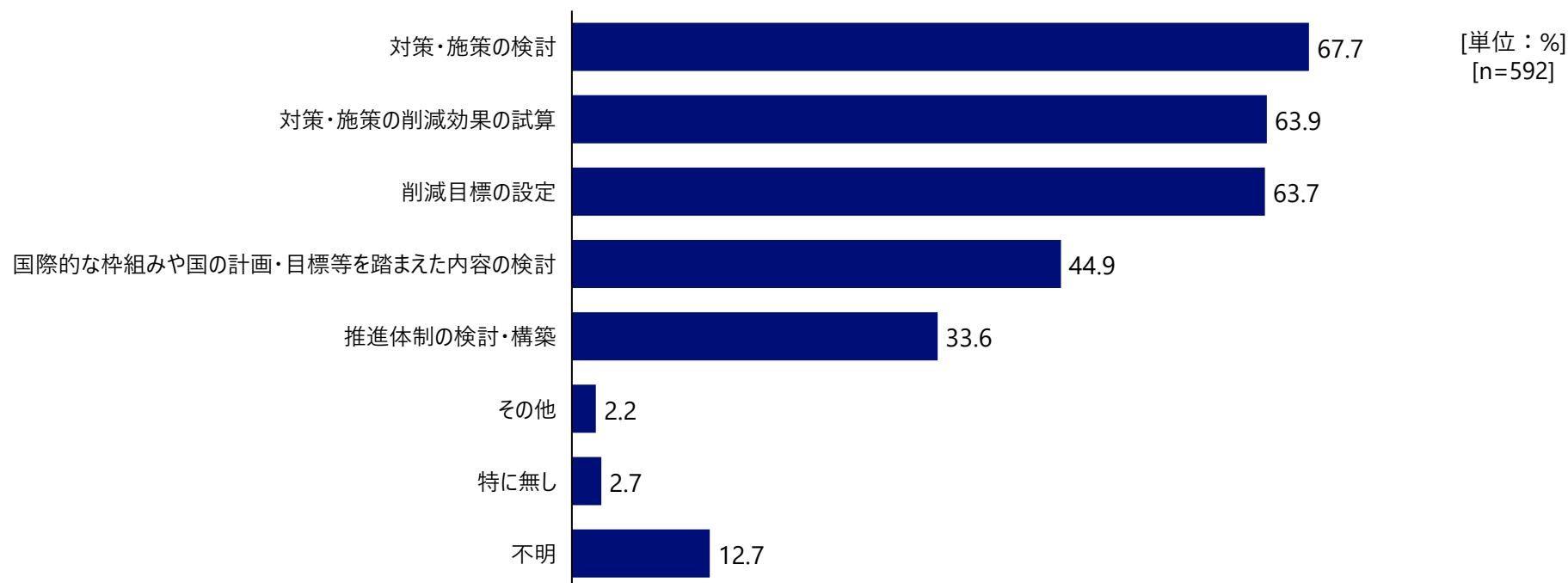


（１）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【Q2-1(5)】

- 策定・改定にあたっては、「対策・施策の検討」に困難を感じた団体が67.7%と最も多い。
 - 計画策定・改定推進に向けては他団体の対策・施策の内容及び削減効果実績に係る情報連携が重要。

区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

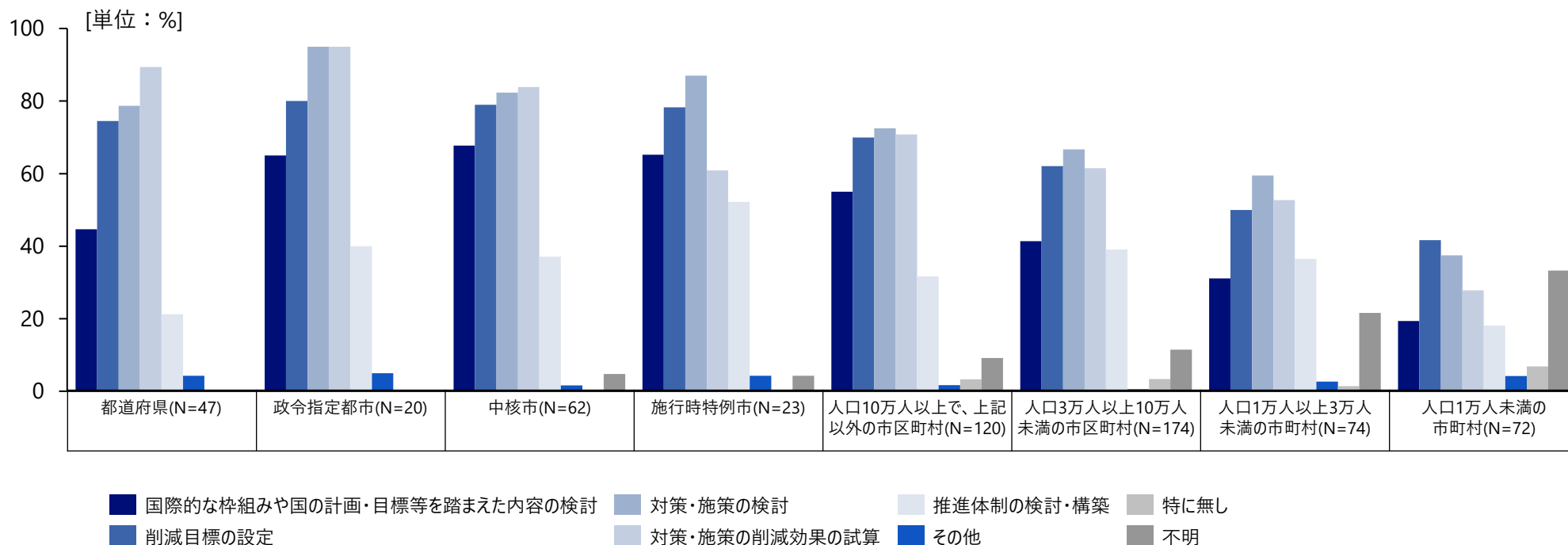


（１）実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【Q2-1(5)】

- 団体区分別の傾向では、都道府県や政令指定都市は対策・施策の削減効果の試算に困難を感じており、より精緻な目標・達成のための指針を立てようとしていると考えられる。

区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【団体区分別】

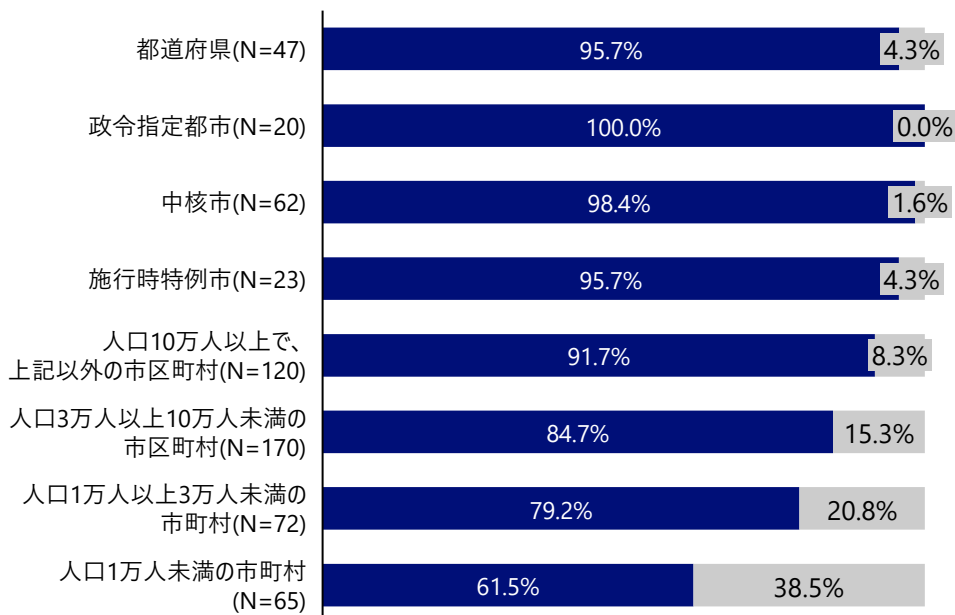


（２）実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標、対策・施策の目標）

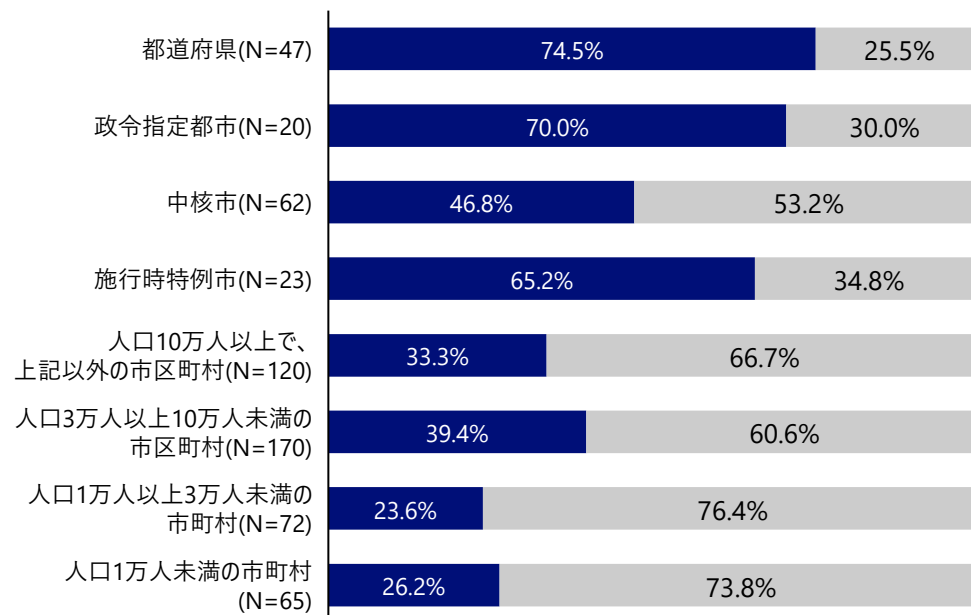
実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標）【Q2-2(3)】

- 団体区分別にみると、総量目標は小規模な団体ほど目標を設定していない割合が高く、削減目標の設定に係る情報提供の重要性は高い。
- 一方で、部門・分野別の目標を設定している割合は団体の規模に比例しておらず、情報の有無や他部局の協力姿勢等、様々な要因が影響していると考えられる。

区域における総量目標設定状況【団体区分別】



区域における部門・分野別の目標設定状況【団体区分別】



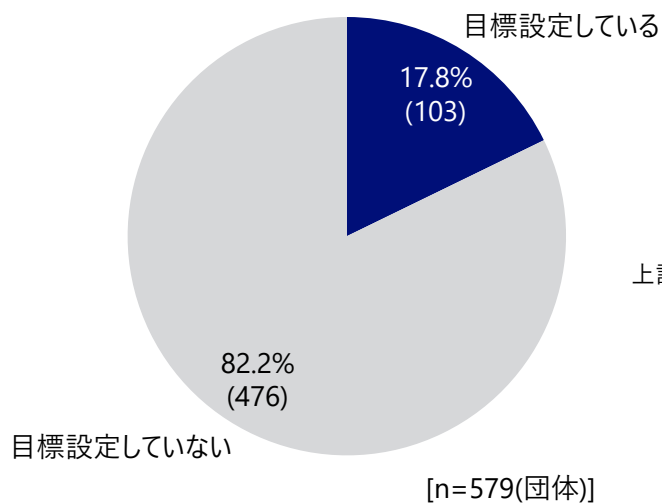
■ 目標設定している ■ 目標設定していない
[n=579(団体)]

（２）実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標、対策・施策の目標）

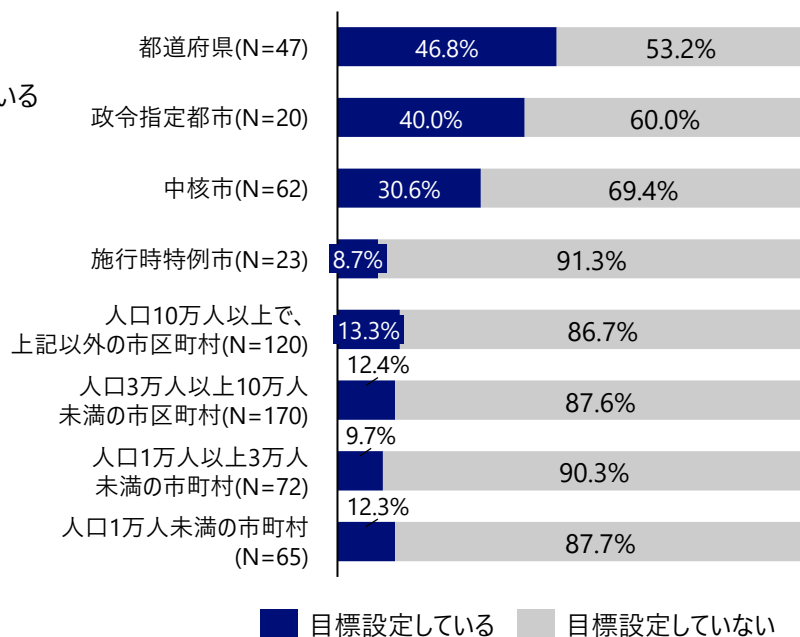
実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入量目標【Q2-2(3)】

- 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量目標を設定している団体は17.8%に留まる。
- 目標年度としては「2030年」が最も多く、「2025年」が続く。

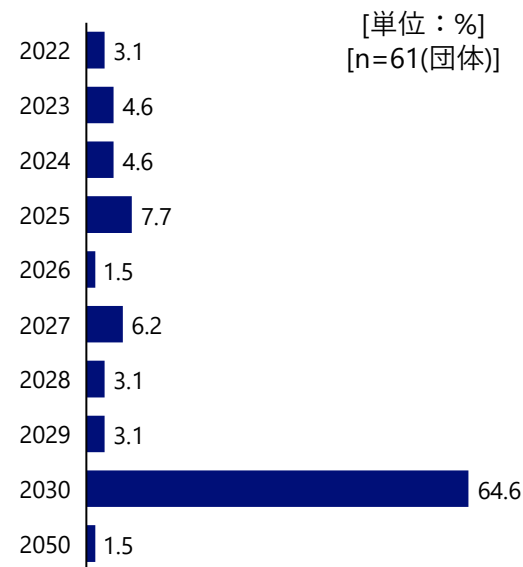
区域における再生可能エネルギー導入量目標設定状況



区域における再生可能エネルギー導入量目標設定状況【団体区別】



区域における再生可能エネルギー導入量目標設定年度

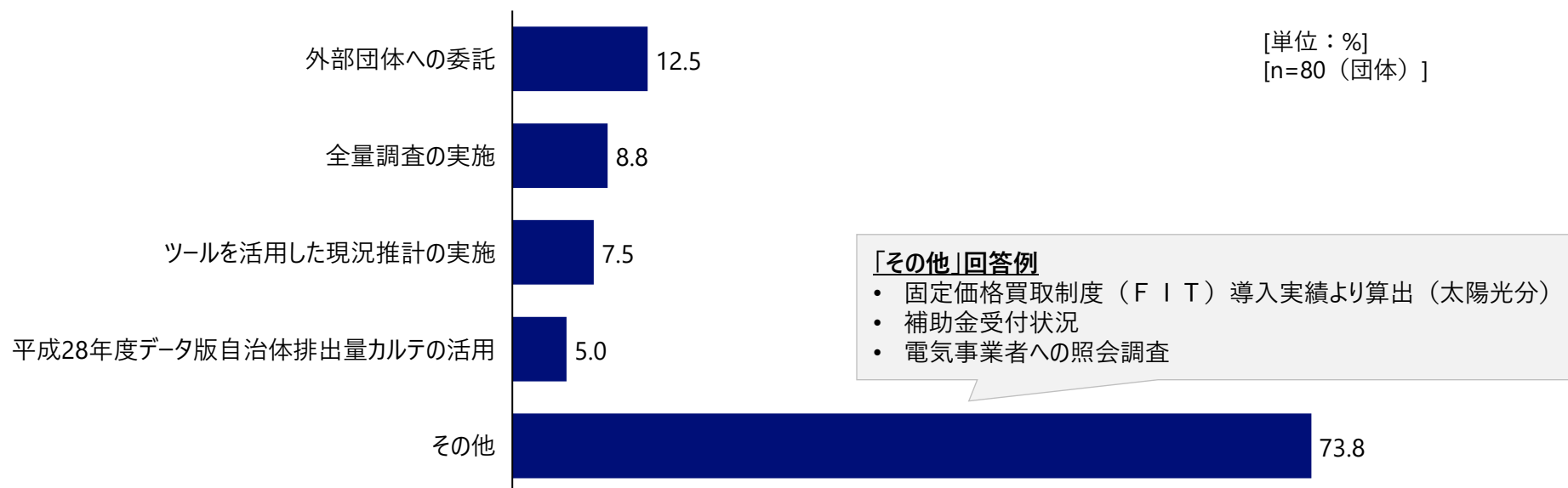


（２）実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標、対策・施策の目標）

再生可能エネルギー導入量の計測方法 【Q2-2(3)④】

- 再生可能エネルギー導入量の計測方法については外部委託への委託が最も多く、全量調査の実施、ツールを活用した現況推計の実施と続く。
- 「その他」の主な回答としては“固定価格買取制度（FIT）導入実績”による算出が最も多く、補助金受付状況や電気事業者への照会調査の実施、といった回答が確認された。

再生可能エネルギー導入量の計測方法

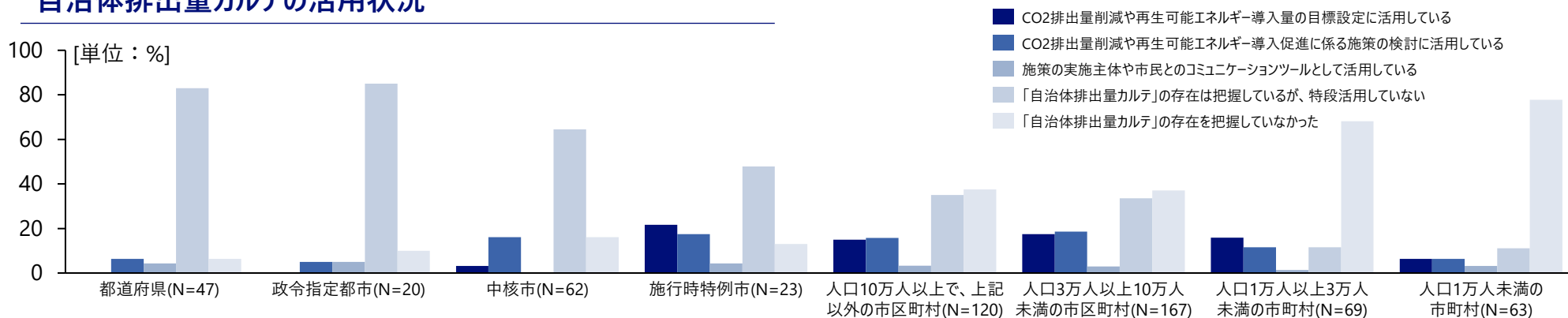


（２）実行計画（区域施策編）に係る目標設定状況（排出量目標、対策・施策の目標）

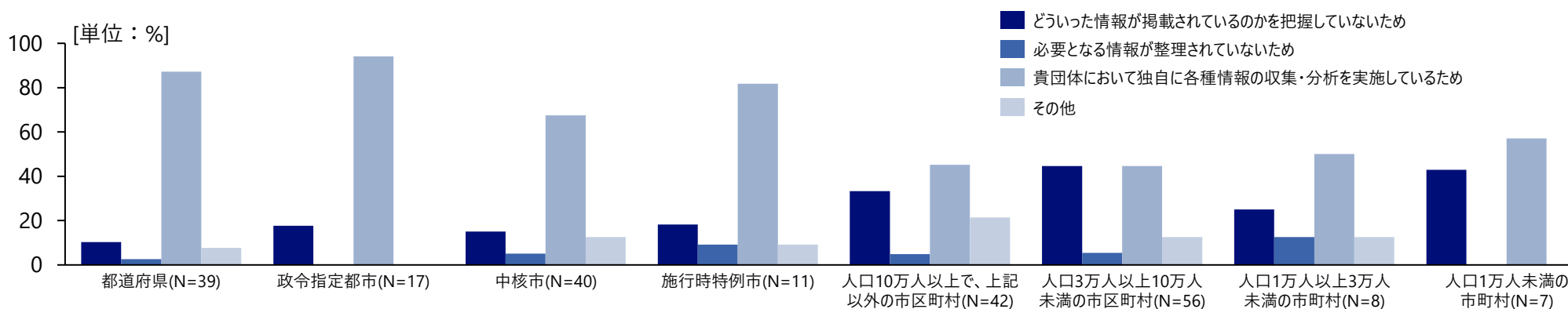
実行計画（区域施策編）における自治体排出量カルテの活用状況【Q2-2(7)】

- 区域施策編策定団体のうち、CO2排出量削減目標や再エネ導入量目標の設定や施策検討に自治体排出量カルテを活用している団体は149団体（区域施策編策定済団体の26.1%）。
- 自治体排出量カルテの未活用団体における理由は、特に施行時特例市以上の大規模団体では団体独自で情報収集を行っているため、小規模市区町村では、自治体排出量カルテの存在および掲載内容を把握していないことが未活用の理由となっている。

自治体排出量カルテの活用状況



自治体排出量カルテを活用していない理由（団体区分別）

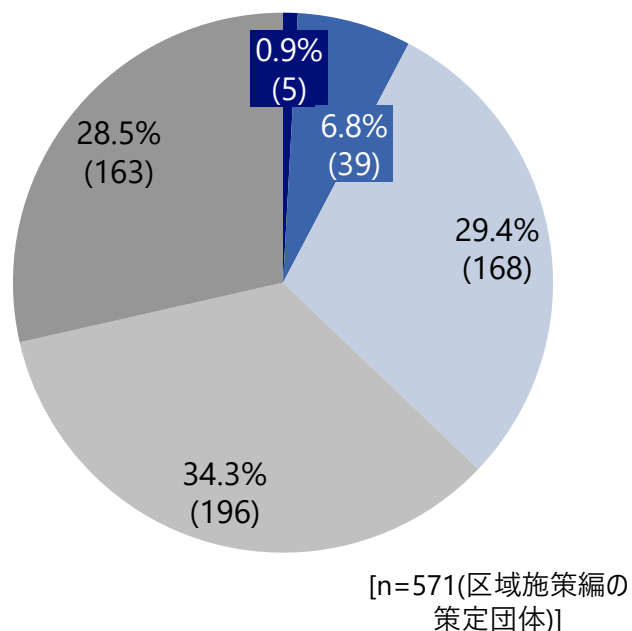


（３）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況

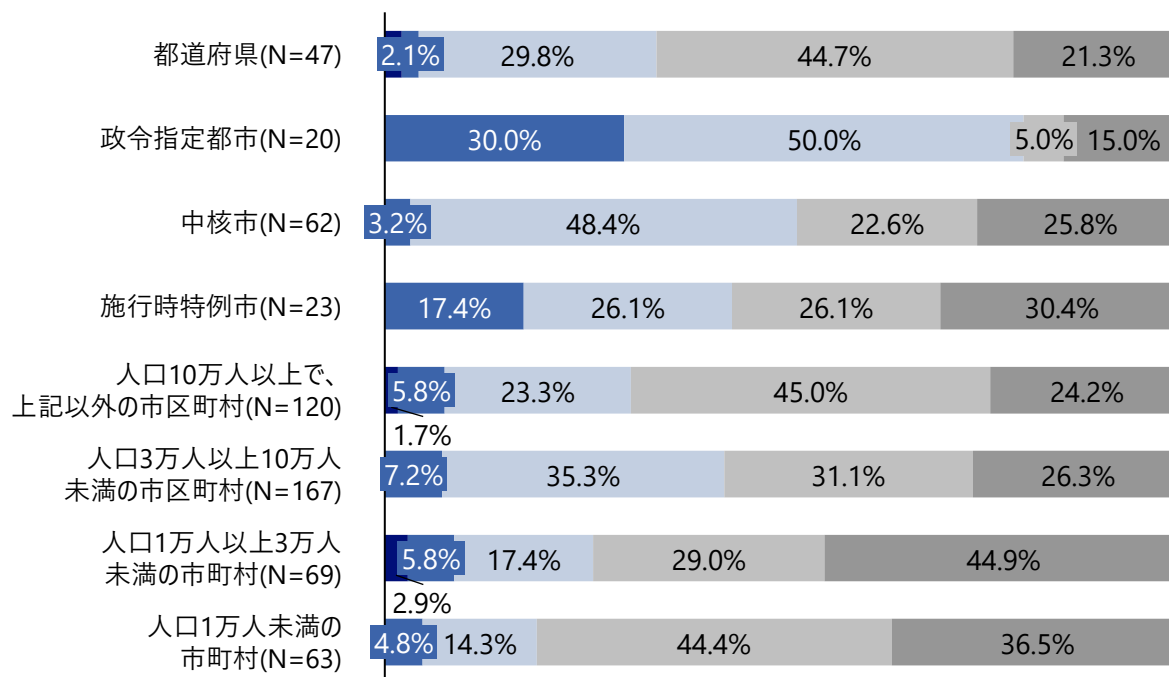
再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定 【Q2-5(1)①】

- 促進区域の設定が完了している団体と検討中の団体は、44団体（区域施策編策定済団体の7.7%）で、約6割の団体では促進区域の検討段階に至っていない。

再エネ導入等を促進する区域の設定状況



再エネ導入等を促進する区域の設定状況【団体区分別】

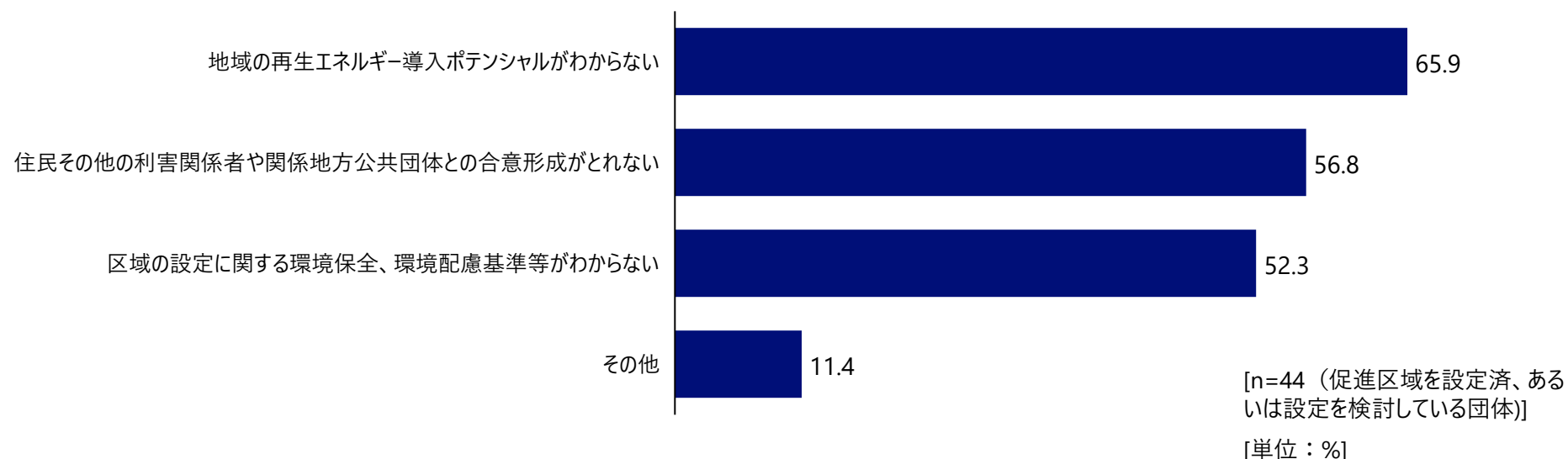


■ 設定が完了している ■ 今後設定に向けた検討を開始する予定である ■ わからない
■ 設定に向けた検討を進めている ■ 設定予定はない

再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定 【Q2-5(1)②】

- 促進区域の設定が完了、もしくは検討中の団体における課題は、「地域の再生エネルギー導入ポテンシャルがわからない」が35.4%と最も多く、「住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成が取れない」(30.5%)、「区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準がわからない」(28.0%)と続く。

再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向けた課題【Q2-5(1)②】



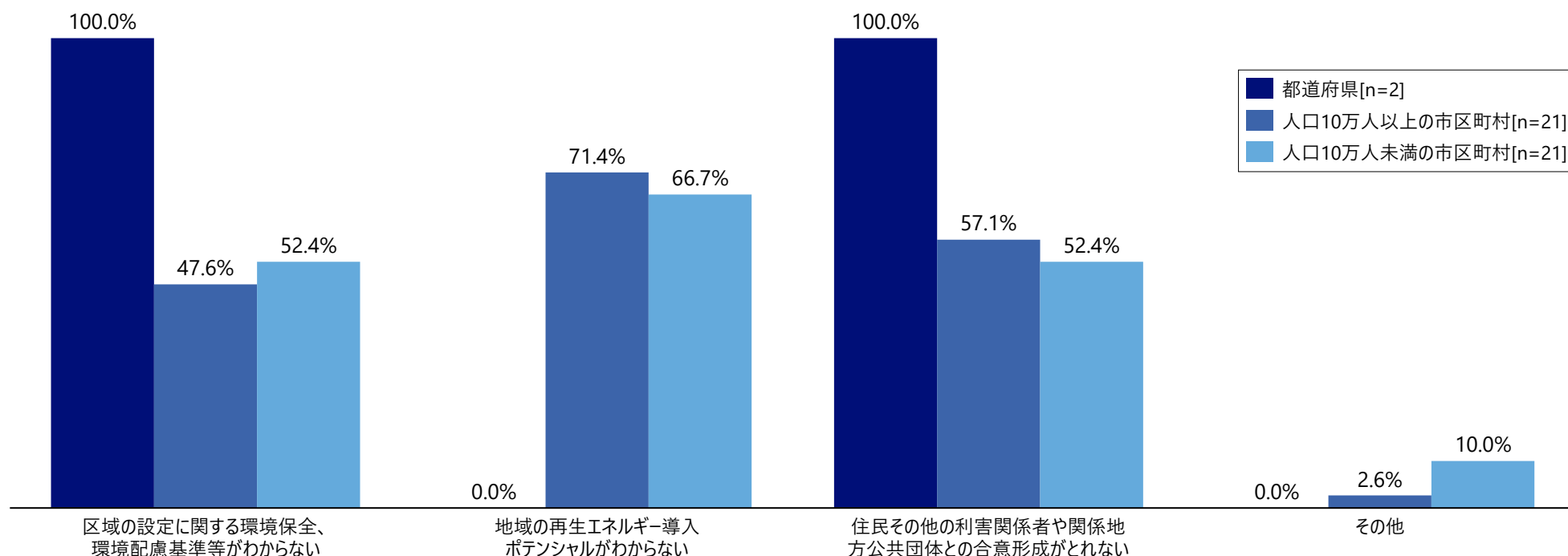
（３）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定状況

再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定 【Q2-5(1)②】

■ 市区町村では、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルがわからない点を課題として取り上げている団体が多く、REPOSの広報や機能の充実が求められる。

- 人口10万人以上の比較的大規模な市区町村は、具体的に促進区域の導入に向けて動き出しており、合意形成を課題と感じている団体が多い。導入のステップ初期では“データ収集やポテンシャルの算出”、具体的に導入に向けて動き出すステップでは“合意形成”が課題として確認される。

再生可能エネルギーの導入等を促進する区域の設定に向けた課題【団体区分別】

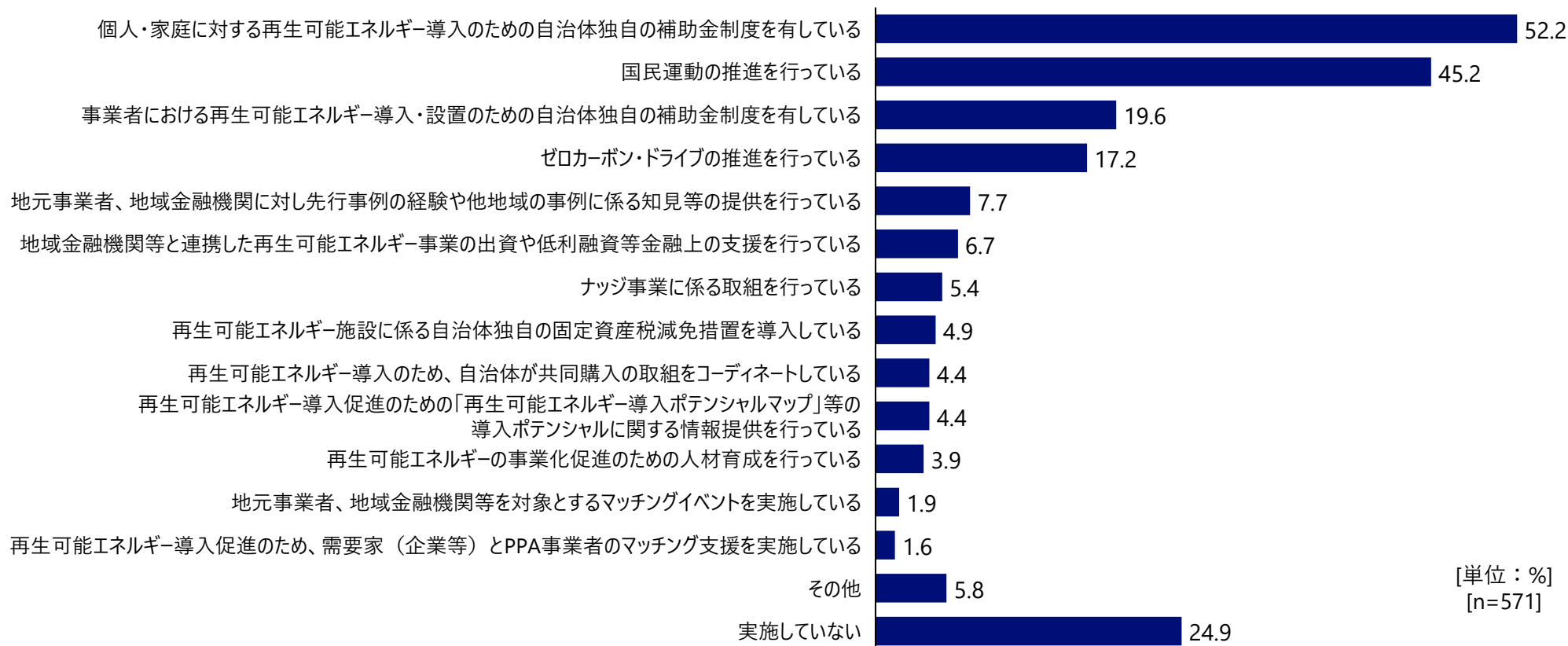


（３）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ②区域への脱炭素措置導入促進に係る取組状況

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-5(3)①】

- 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組として、「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している」（52.2%）、「国民運動の推進を行っている」（45.2%）、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している」（19.6%）、「ゼロカーボンドライブの推進を行っている」（17.2%）が挙げられた。

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-5(3)①】

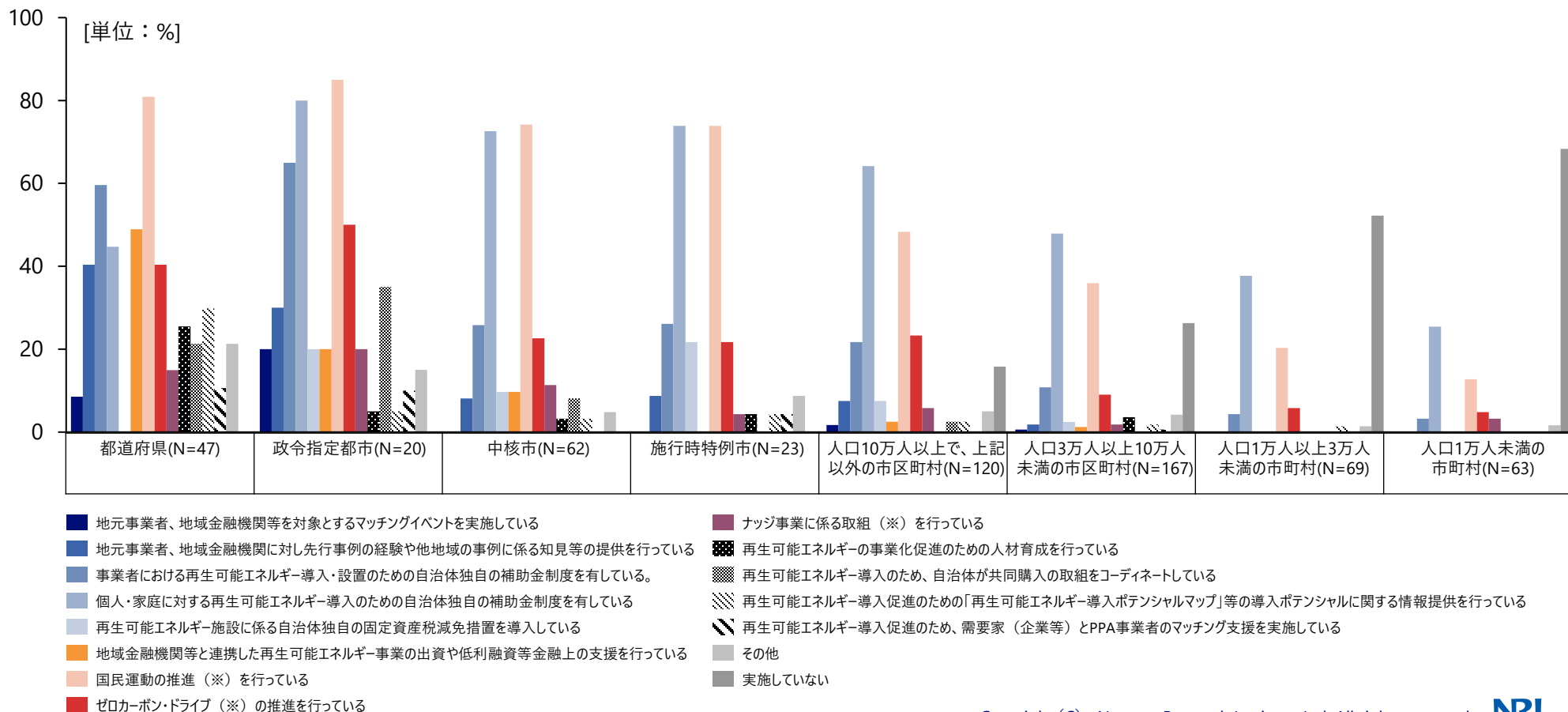


（3）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ②区域への脱炭素措置導入促進に係る取組状況

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-5(3)①】

- 都道府県・大規模市区町村においては、「国民運動の推進を行っている」、「自治体独自の補助金制度を有している」という傾向が強くみられる。
- 小規模市区町村においては、「実施していない」という回答が多く、促進のための体制が未確立である傾向がうかがえる。

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況（団体区分別）【Q2-5(3)①】

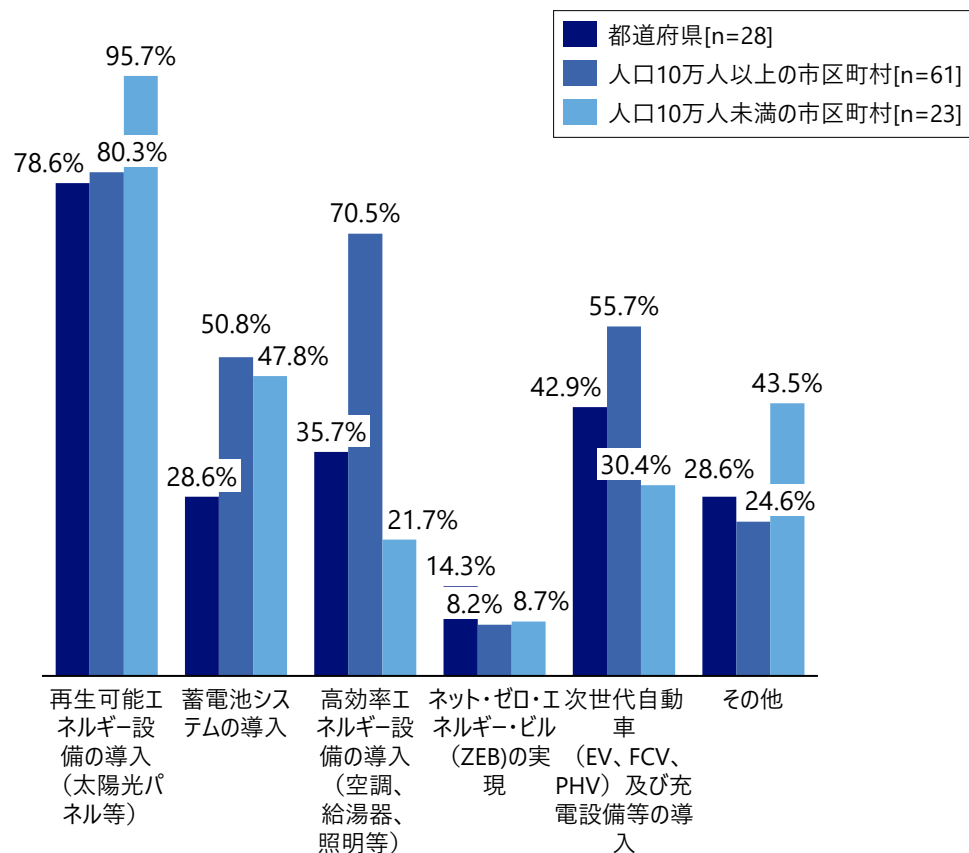


（３）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ③住民または企業への導入支援状況

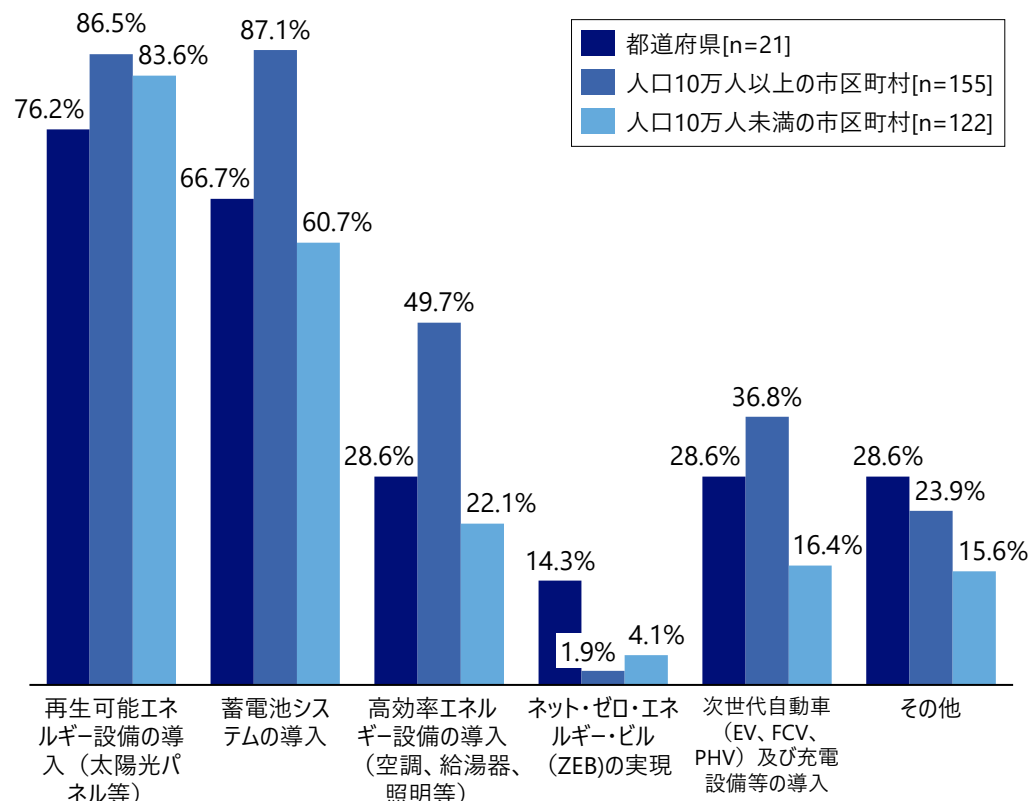
自治体独自の補助金制度【Q2-5(3)②】

- 自治体独自の補助金制度を有している団体について、法人向け・個人向けともに、再生可能エネルギー設備の導入に係る補助金制度を導入している自治体が多い。
- 「その他」の内容としては、「家庭用燃料電池の設置補助」、「HEMS補助」、「ZEH補助」等の回答が見られた。

自治体独自の補助金制度（法人、団体区分別）【Q2-5(3)②】



自治体独自の補助金制度（個人、団体区分別）【Q2-5(3)②】

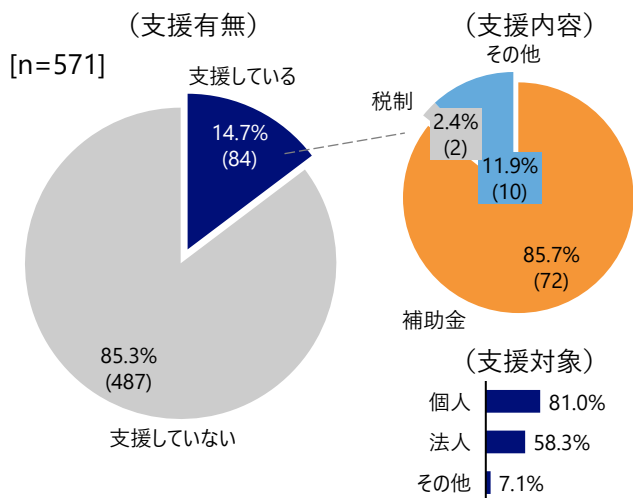


(3) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ③住民または企業への導入支援状況

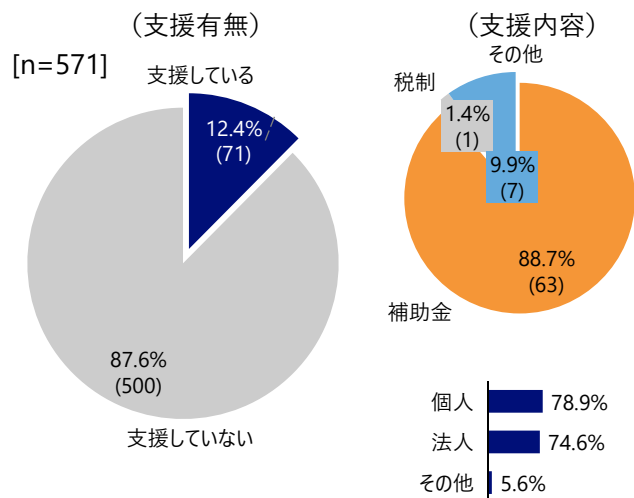
管内の住民又は企業に対するEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施状況【Q2-5(3)③】

- 区域施策編策定済団体のうち、管内の住民又は企業に対するEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施団体割合は、EVで14.7%、FCVで12.4%、PHEVで8.9%。支援実施団体における支援内容としては、いずれの種別においても80%前後の自治体が「補助金」を選択した。

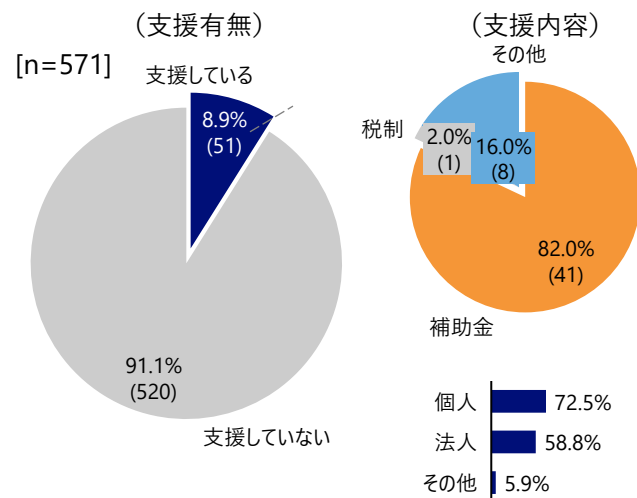
電気自動車（EV）に係る導入支援実施状況



燃料電池自動車（FCV）に係る導入支援実施状況



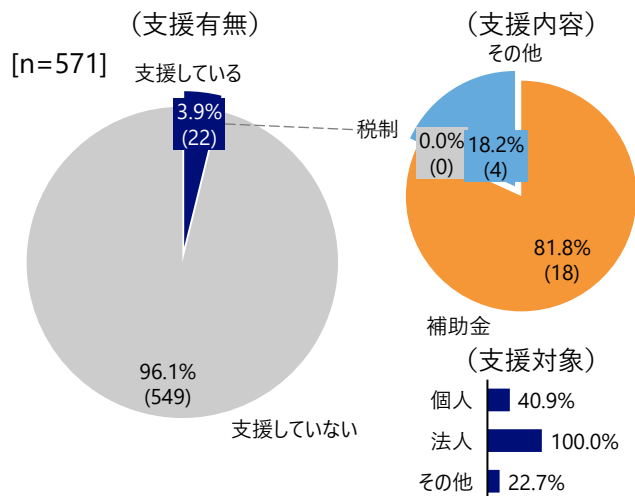
プラグイン・ハイブリッド車（PHEV）に係る導入支援実施状況



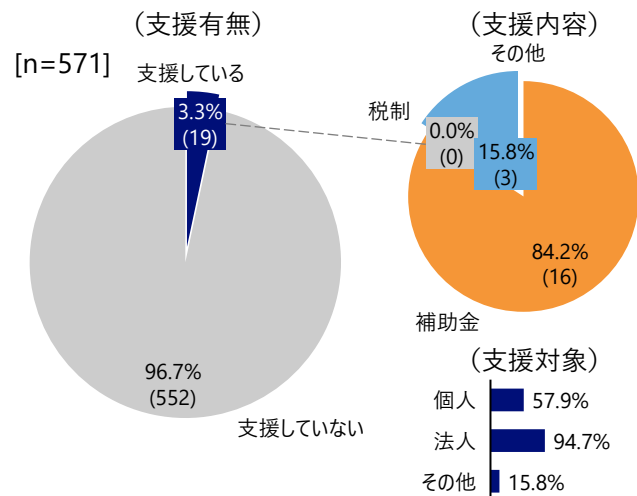
(3) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ③住民または企業への導入支援状況

管内の住民又は企業に対するEV/PHEV/FCVまたは充電設備等の導入支援実施状況【Q2-5(3)③】

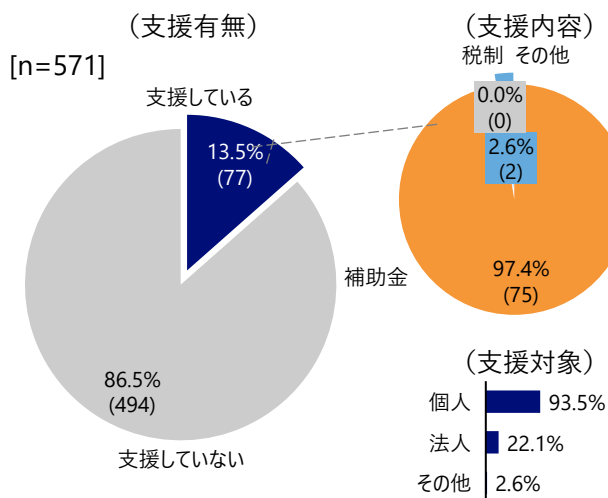
急速充電器に係る導入支援実施状況



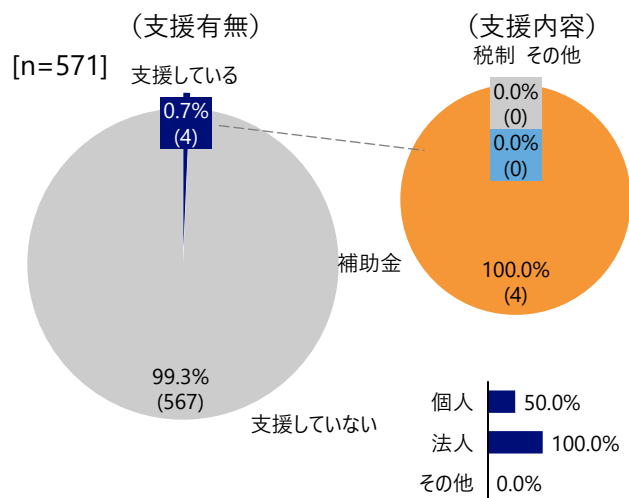
普通充電器に係る導入支援実施状況



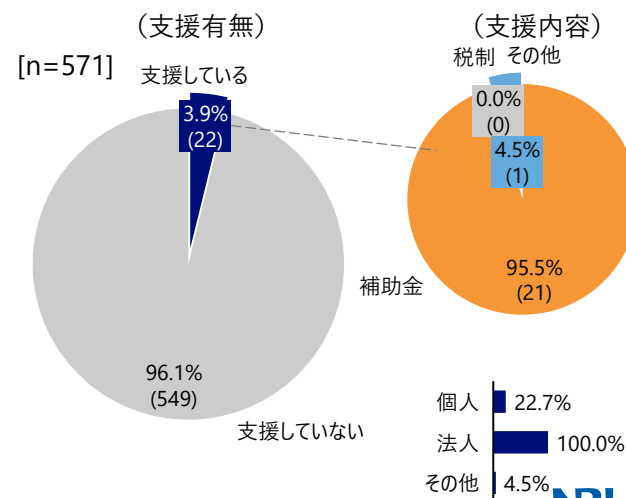
充放電設備（V2H）に係る導入支援実施状況



充放電設備（V2L）に係る導入支援実施状況



水素ステーションに係る導入支援実施状況

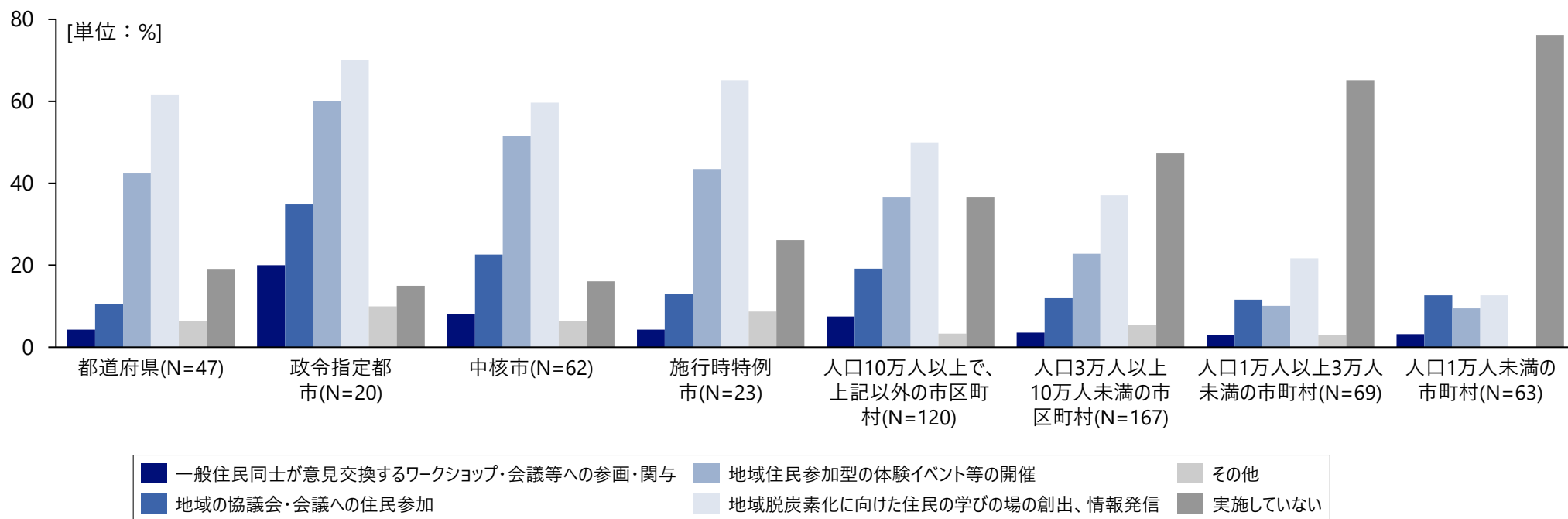


（３）区域における脱炭素化に向けた取組状況 ④地域住民の参画と協力を得るための取組状況

地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況【Q2-5(4)①】

- 施行時特例市以上の団体では60%程度が地域脱炭素化に向けた住民の学びの場の創出・情報発信を行っている。
- 「その他」の内容としては、啓発活動の実施、出前講座開催という回答が見られた。

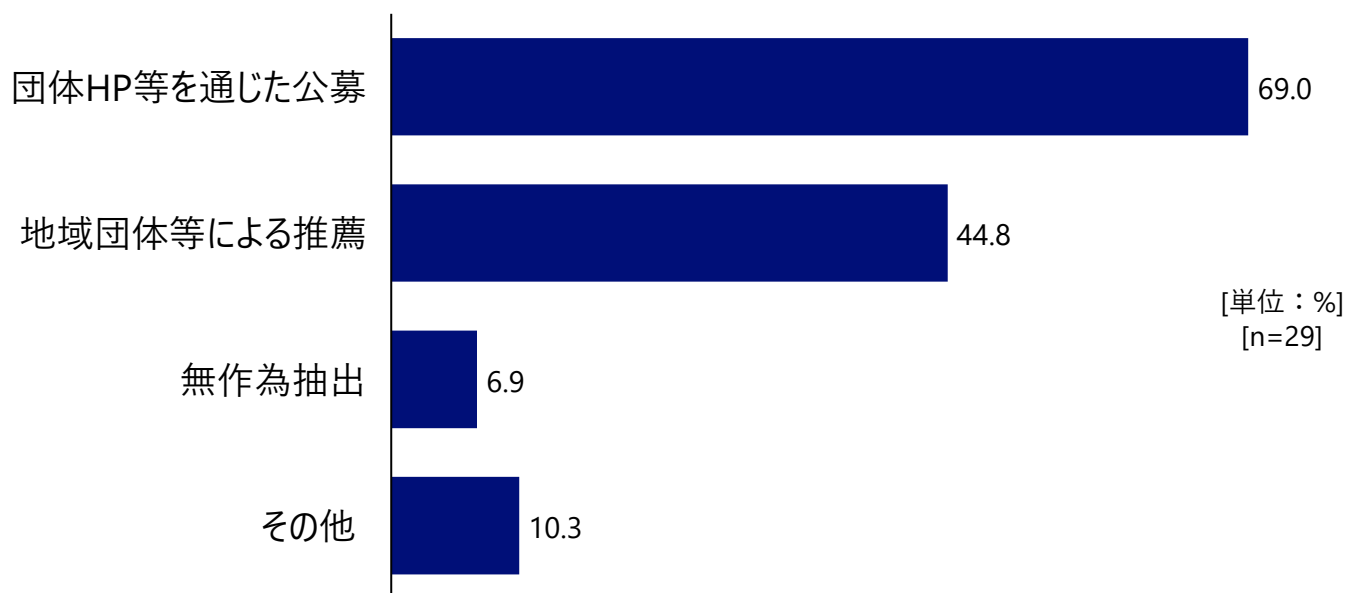
地域住民の参画と協力を得るための取組の実施状況（団体区分別）【Q2-5(4)①】



協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法【Q2-5(4)②】

- 地域住民の参画と協力を得るための取組として、「一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与」と回答した団体において、64.5%が「団体HP等を通じた公募」を、41.9%が「地域団体等による推薦」を採用しており、脱炭素措置導入に関心のある住民を積極的に選定していることがうかがえる。

協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法【Q2-5(4)②】

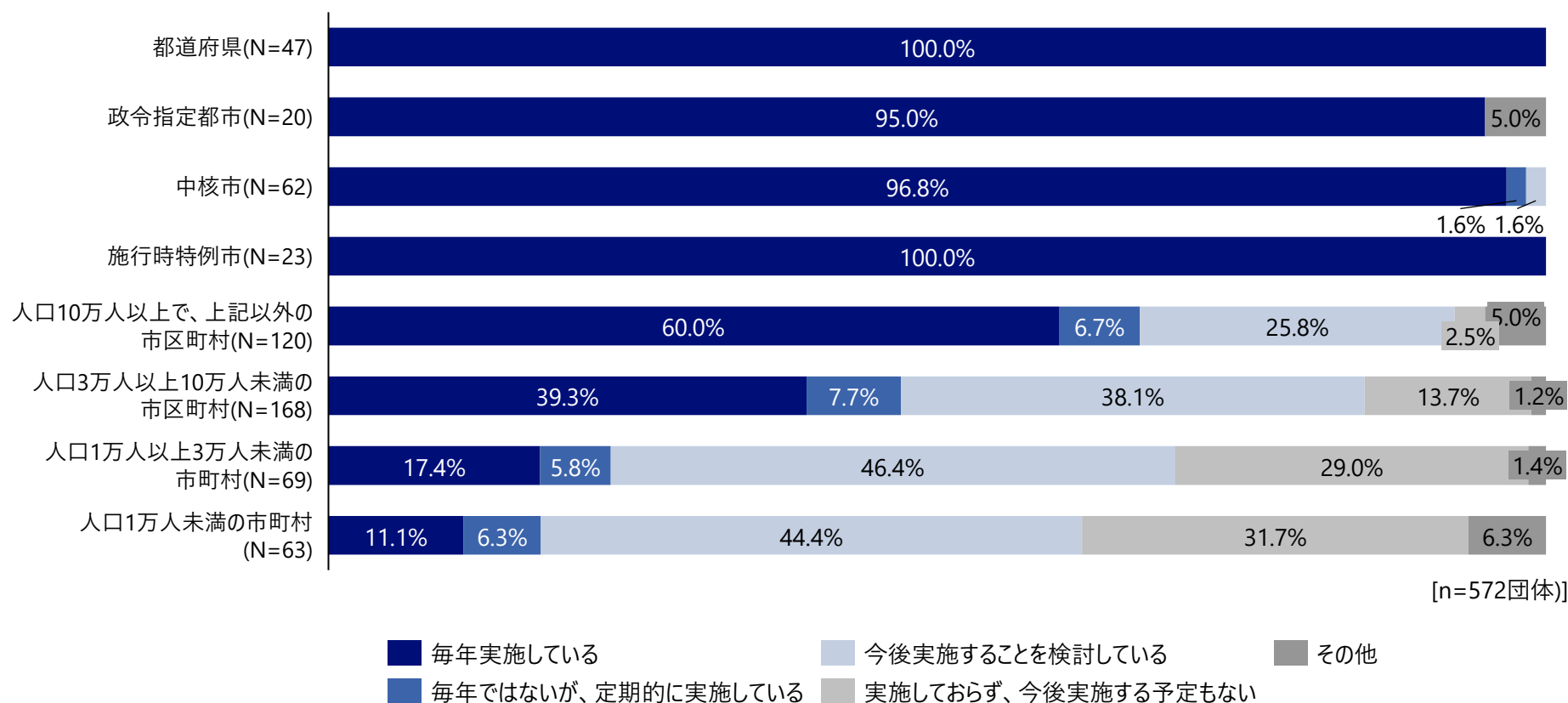


(4) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況【Q2-7(1)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下し、人口3万人未満の小規模団体では20%未満に留まる。

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況

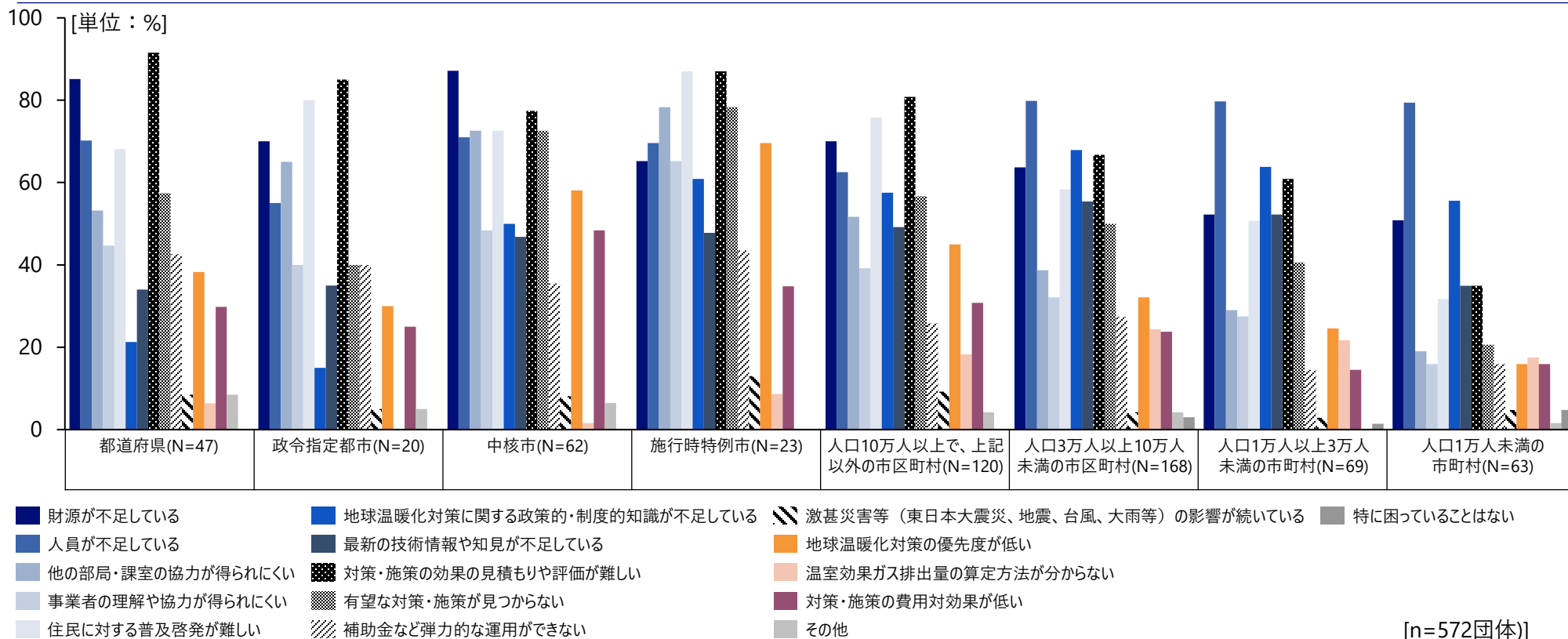


（４）実行計画（区域施策編）の点検実施状況

実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【Q2-7(6)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では「対策・施策の効果の見積りや評価が難しい」、人口10万人未満の小規模団体では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】



1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

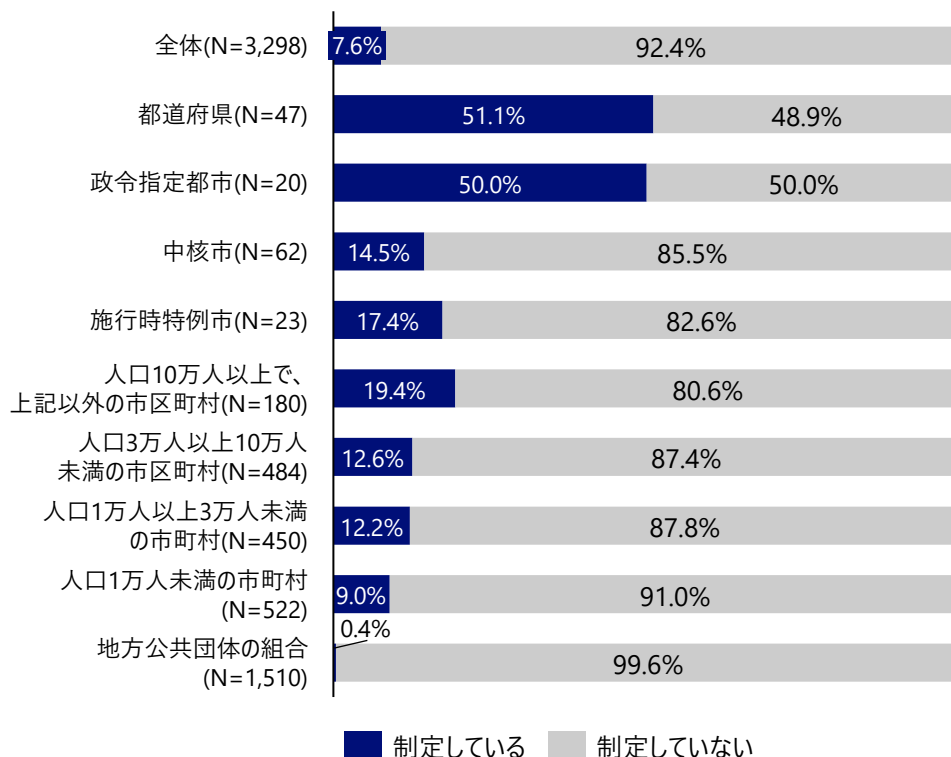
4. その他地球温暖化対策に関する事項

（１）「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

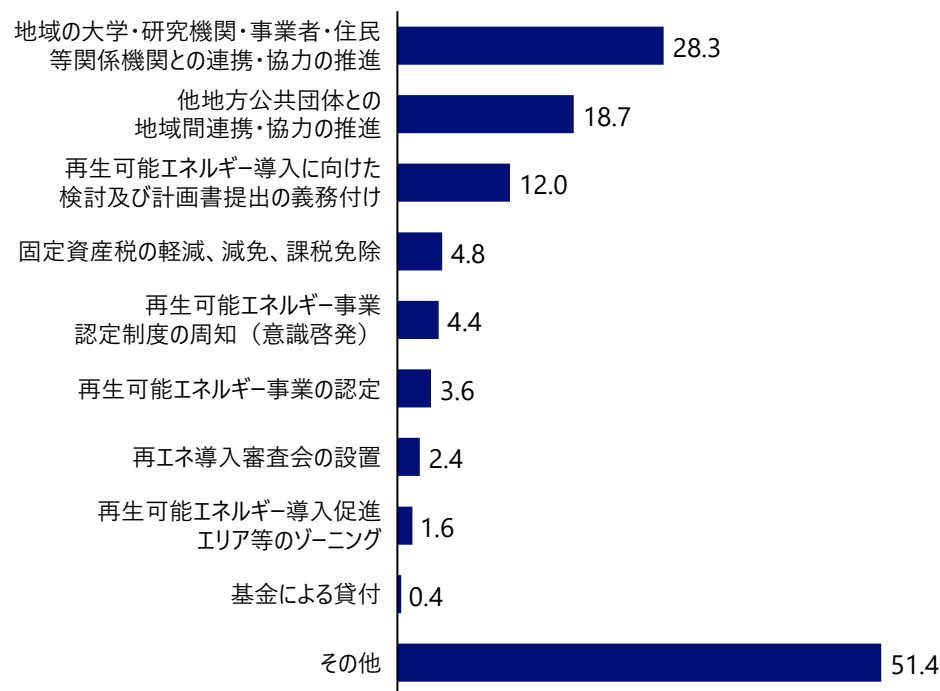
「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況【Q0-3(1),(2)】

- 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、都道府県・政令指定都市では50%を上回ったが、それ以外の団体では20%以下となった。
- 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例の内容としては、「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」が28.3%、「他地方公共団体との地域間連携・協力の推進」が18.3%と続いた。

「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況【Q0-3(1)】



「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定内容【Q0-3(2)】



[n=251]
[単位：%]

(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況【Q0-3(1),(2)】

「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定内容（「その他」回答団体）【Q0-3(2)】

制定内容

住宅用太陽光発電システム補助金

再生可能エネルギー等次世代エネルギー転換に向けた調査・研究

基本計画の策定、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の設置

ごみ焼却処理施設から発生する熱エネルギーを有効利用する余熱利用施設を設置

環境基金を設置し、寄付金等を基金として積み立て

事業者及び県民による自然エネルギー源の利用の促進を図るための情報提供

地域環境権の付与

地球温暖化対策設備導入促進費補助金

企業立地等促進条例

環境基本計画の策定

再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な計画の策定

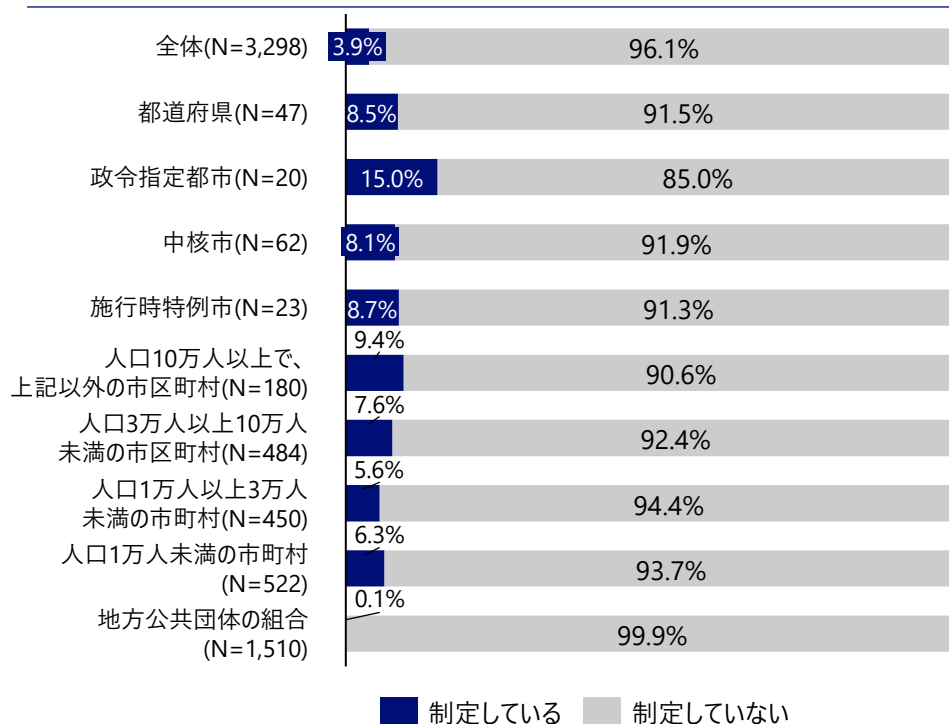
再生可能エネルギー等の地産地消等

(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

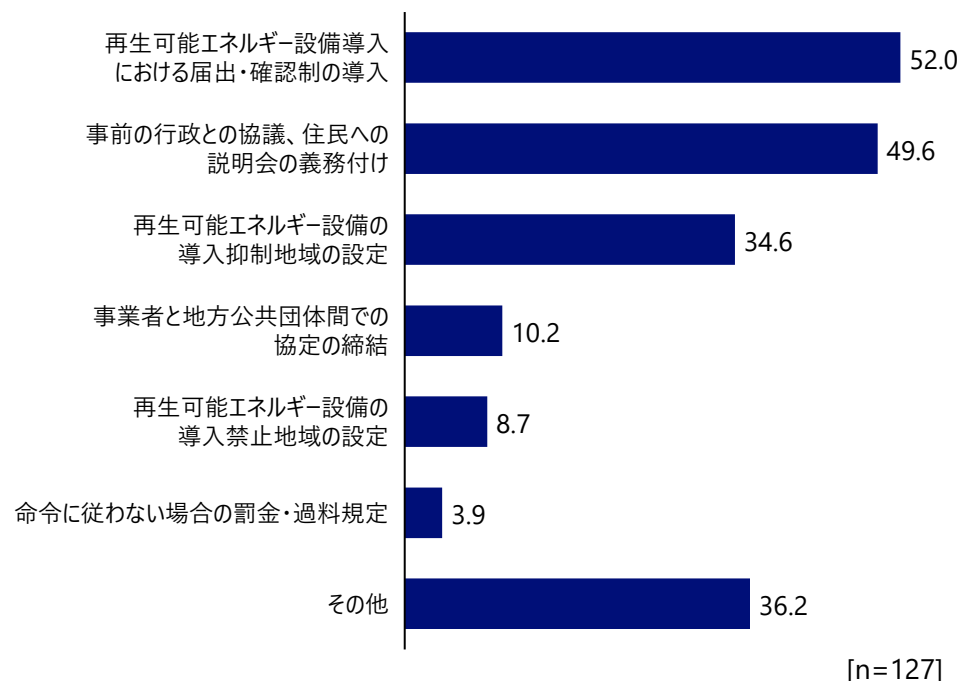
「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例制定状況【Q0-3(1),(2)】

- 「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、政令指定都市では15.0%だが、それ以外の団体では10%以下となった。
- 「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例の内容としては、「再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入」が52.0%、「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」が49.6%と続いた。

「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例制定状況【Q0-3(1)】



「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例制定内容【Q0-3(2)】



(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例制定状況【Q0-3(1),(2)】

「再生可能エネルギー利用の抑制」に向けた条例制定内容（「その他」回答団体）【Q0-3(2)】

制定内容

必要に応じて指導、助言又は勧告でき、勧告に従わない場合は事業所名等を公表できる規定

環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める。

法対象規模未満での環境アセスメントの実施

公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼす恐れがある行為に関し必要な規制

条例違反に対する勧告、命令、公表手続きを規定

市民、地域及び事業者による再エネ事業への参画促進

市民、地域及び事業者による再エネ事業の導入支援

公共施設及び市有地への再エネ導入推進

人の健康、公害又は生活環境に係る環境の保全上の支障を及ぼす行為又は生ずるおそれのある行為に対し、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

環境学習、普及啓発、実践活動等に対する補助金交付

維持管理・廃棄費用の積み立て

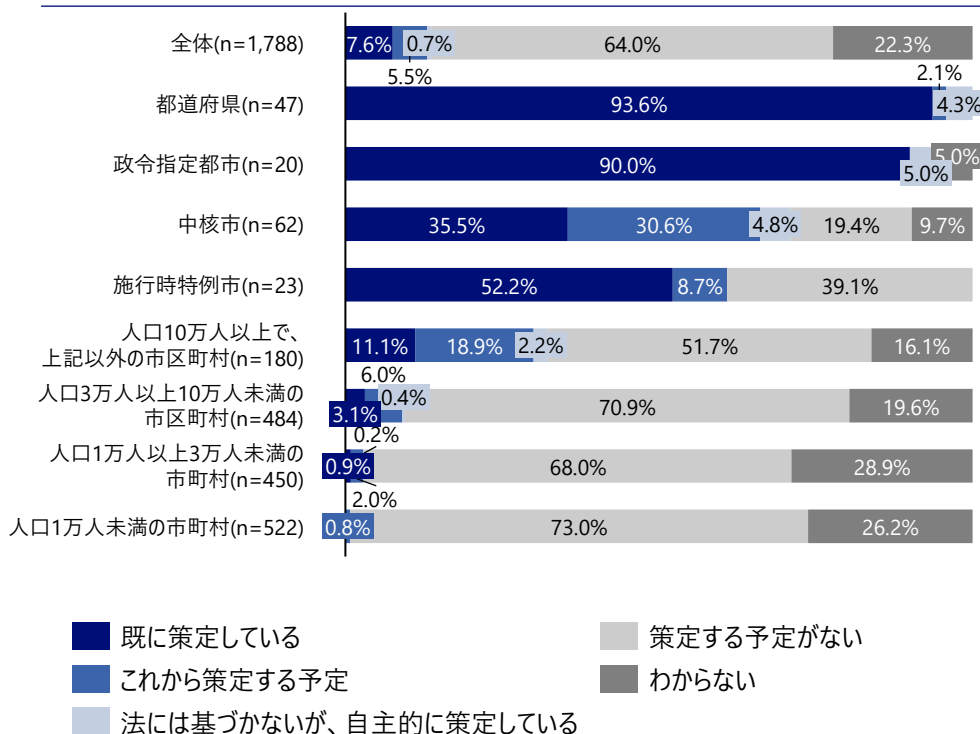
予めその事業に係る環境影響調査の実施。その結果に基づき、環境保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合を図ったうえで意見を述べる。

（２）地域気候変動適応計画策定状況

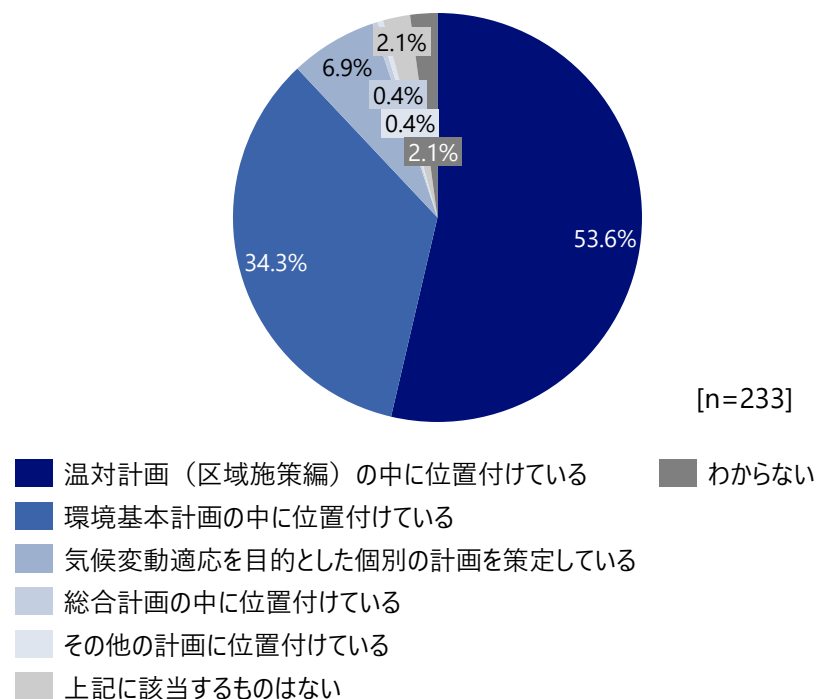
地域気候変動適応計画策定状況【Q3-2(2)】

- 地域気候変動適応計画策定状況を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては90%以上の団体が「既に策定している」、または「これから策定する予定」を選択している。一方、人口10万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」を選択する団体が約70%となっている。
- 地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「温対計画（区域施策編）の中に位置付けている」（53.6%）が最も多い。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も34.3%存在する。

地域気候変動適応計画策定状況



地域気候変動適応計画の位置付け

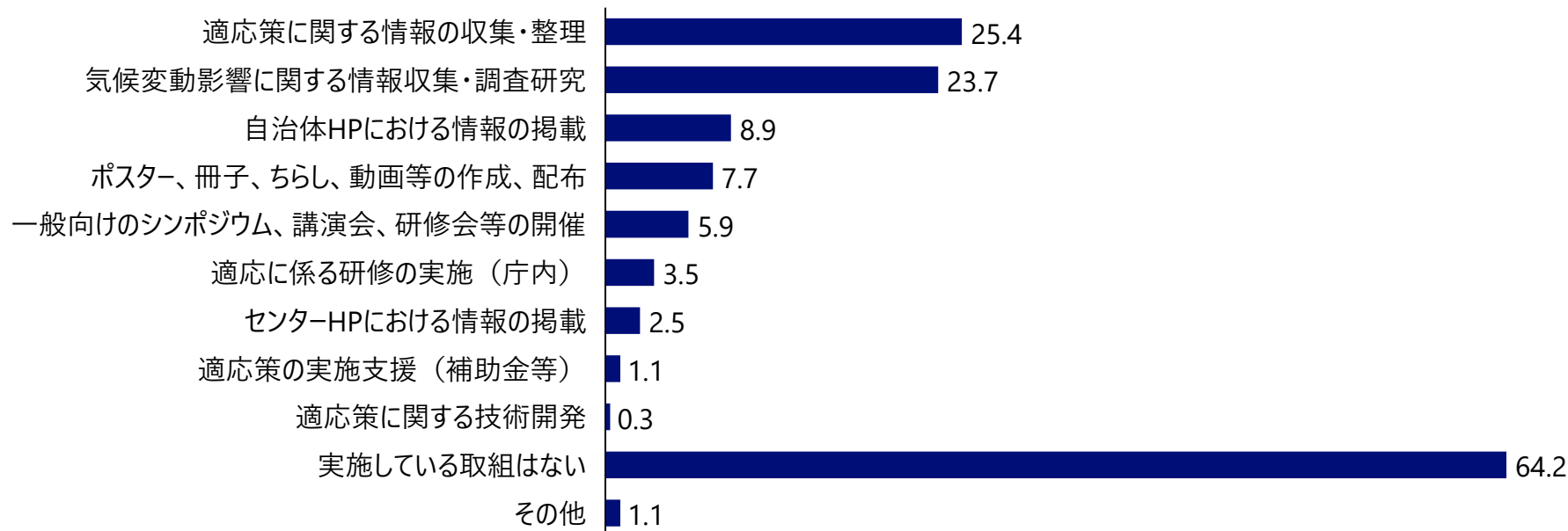


（３）気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【Q3-2(4)】

- 都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」（25.4%）が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」（23.7%）と続く。「実施している取組はない」団体は64.2%となっている。

気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容



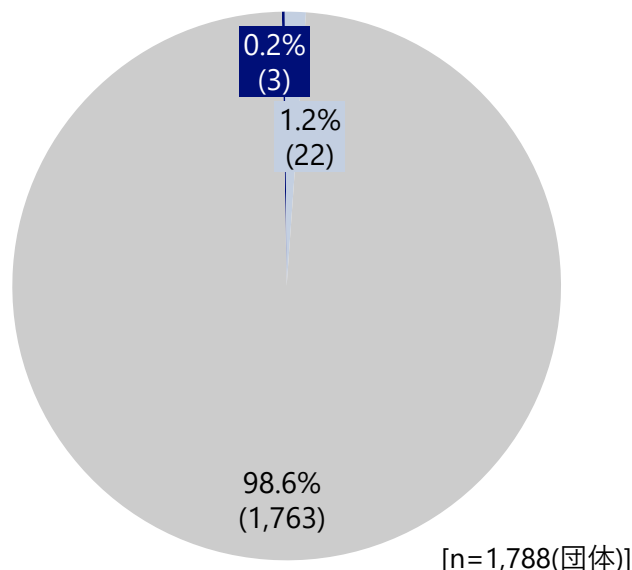
[n=1,788(団体)]
[単位：%]

(4) ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況

ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況【Q3-4】

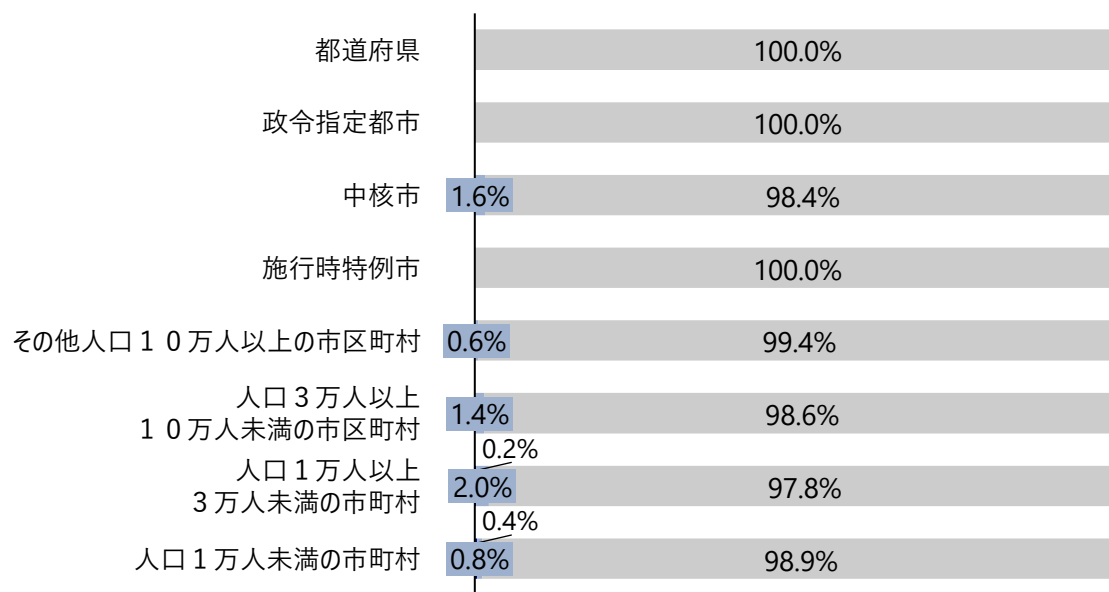
- 「地域の太陽光発電所等で発電した再生可能エネルギー電源に由来する電力」をふるさと納税の返礼品として活用している団体は0.2%（3団体）に留まる。今後活用予定としている団体は1.2%（22団体）。

ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況



- 既に返礼品としている
- 返礼品とはしていないが、今後返礼品とする予定である
- 返礼品としておらず、今後の予定もない

ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況【団体区分別】



- 既に返礼品としている
- 返礼品とはしていないが、今後返礼品とする予定である
- 返礼品としておらず、今後の予定もない